



よりよい明日を、世界の人々と。  
独立行政法人 国際協力機構

# 平成19年度 業務実績報告書

平成20年6月

独立行政法人国際協力機構

総
JR
08-001

本報告書は、「独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年外務省令第22号）」及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針（平成15年11月17日外務省独立行政法人評価委員会決定）」に基づき、平成19年度の業務実績についてまとめたものである。



# 目次

## I. 総括

1. 平成19年度の業務運営に関する動き	1
(1) 第1期中期目標の達成	1
(2) 組織・業務の見直しと第2期中期目標の策定	1
(3) 独立行政法人整理合理化計画による見直し	2
2. 統合に向けた準備	3
(1) 統合準備の状況	3
(2) 統合関連の情報発信	5
(3) 統合の相乗効果を意識した取組	6
3. ODAとJICA事業を巡る状況	8

## II. 平成19年度業務実績

<要約>	10
------	----

### <小項目ごとの実績>

1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 組織運営における機動性の向上	
小項目 No.1 組織運営の機動性向上	15
(2) 業務運営全体の効率化	
小項目 No.2 事務手続きの効率化	30
小項目 No.3 経費の効率化	38
(3) 改正機構法の施行に向けた準備	
小項目 No.4 改正機構法の施行に向けた準備	41
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 総論	
小項目 No.5 効果的な事業の実施	44
小項目 No.6 外務大臣からの緊急の要請への対応	55
小項目 No.7 情報公開、広報	56
小項目 No.8 環境社会配慮	63
小項目 No.9 男女共同参画	68

小項目 No. 10 事業評価	71
(2) 各事業ごとの目標	
(イ) 技術協力 (法第 13 条第 1 項第 1 号)	
小項目 No. 11 効果的・効率的な技術協力事業の実施	79
小項目 No. 12 技術協力事業の事業管理	86
小項目 No. 13 研修員受入事業	90
小項目 No. 14 専門家、コンサルタントの選定	98
(ロ) 無償資金協力の実施促進 (法第 13 条第 1 項第 2 号)	
小項目 No. 15 無償資金協力実施促進業務	101
(ハ) 国民等の協力活動 (法第 13 条第 1 項第 3 号)	
小項目 No. 16 ボランティア事業	104
小項目 No. 17 NGO 等との連携、国民参加支援	111
小項目 No. 18 開発教育支援	120
(ニ) 海外移住 (法第 13 条第 1 項第 4 号)	
小項目 No. 19 海外移住	126
(ホ) 災害援助等協力事業 (法第 13 条第 1 項第 5 号及び第 2 項)	
小項目 No. 20 災害援助等協力事業	129
(ヘ) 人材養成確保 (法第 13 条第 1 項第 6 号)	
小項目 No. 21 人材養成確保	133
(ト) 法第 13 条第 1 項第 7 号に基づく案件形成支援、調査研究業務 (法第 13 条第 1 項第 7 号)	
小項目 No. 22 案件形成支援、調査研究業務	138
3. 予算 (人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画	
小項目 No. 23 予算、収支計画、資金計画	143
4. 短期借入金の限度額	
小項目 No. 24 短期借入金の限度額	150
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
小項目 No. 25 重要な財産の譲渡等の計画	151
6. 剰余金の使途	
小項目 No. 26 剰余金の使途	152
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設・設備に関する計画	
小項目 No. 27 施設・設備に関する計画	153
(2) 人事に関する計画	
小項目 No. 28 人事に関する計画	155

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項(法第15条第1項及び法附則第4条第1項)

小項目 No. 29 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い .....	159
---	-----

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

小項目 No. 30 監査の充実.....	161
小項目 No. 31 各年度の業績評価.....	163

<資料編>

1. 国別・課題別の取組

(1) 国別の取組.....	165
(2) 開発課題別の取組.....	169

2. 独立行政法人国際協力機構の概要.....	175
-------------------------	-----



# I. 総括

## 1. 平成19年度の業務運営に関する動き

### (1) 第1期中期目標の達成

平成18年度末に、機構にとって独立行政法人としての最初の中期目標期間（平成15年10月1日～平成19年3月31日）が終了した。

機構は、第1期中期目標及び中期計画の達成に向けて取り組む中で、「JICA改革プラン（第1弾、第2弾）」を打ち出し、中期目標及び中期計画で目標設定した以上に大きく踏み込んだ自己改革を精力的に進めた結果、当初の想定を大幅に超えた成果が上がった。

この機構の取組に対し、中期目標期間の終了時に行われた外務省独立行政法人評価委員会による総合評価では、改革方針の下で実績が上がっており、「中期目標で定めた目標は、数値目標が設定されている項目を含めすべて達成されたほか、中期目標期間終了を待たずして目標値を達成したものについても、さらに努力を継続したことは高く評価できる」との評価がなされた。

### (2) 組織・業務の見直しと第2期中期目標の策定

第1期中期目標期間の終了に際して、独立行政法人通則法に基づき、政府による組織・業務全般の見直しが行われた。

時期を同じくして、行政改革推進法の成立（平成18年6月）、国際協力機構法の改正（平成18年11月）等により、機構と国際協力銀行（海外経済協力部門）が統合し、新JICAとして平成20年10月1日から技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施することとなった。

これらを踏まえて、平成19年4月1日から5年間（～平成24年3月31日）の第2期中期目標が定められた。機構は、同目標を受けて第2期中期計画を策定し、同計画の下で、組織、業務の統合に向けた準備を適確かつ着実に進めることとなった。なお、第2期中期目標及び中期計画は、平成20年10月1日時点で、新たな事業実施体制を踏まえて見直すこととされている。

#### 【組織・業務全般の見直しにおける主な指摘事項】

1. 経費の削減、業務運営の効率化	●包括的な効率化目標
2. 青年招へい	●交流性の強いプログラムの廃止
3. 研修員受入事業	●第三者検証結果をコースの改廃に反映するシステムの確立 ●海外、国内別の研修の実施基準の策定
4. 海外移住事業	●日本語研修事業（国内）の抜本的な見直し ●調査統計、営農普及の段階的廃止
5. 案件形成支援事業	●重点化の促進と現地・本邦リソースの効果的活用
6. JICA と国際協力銀行（JBIC）	●統合メリットを最大限に発揮



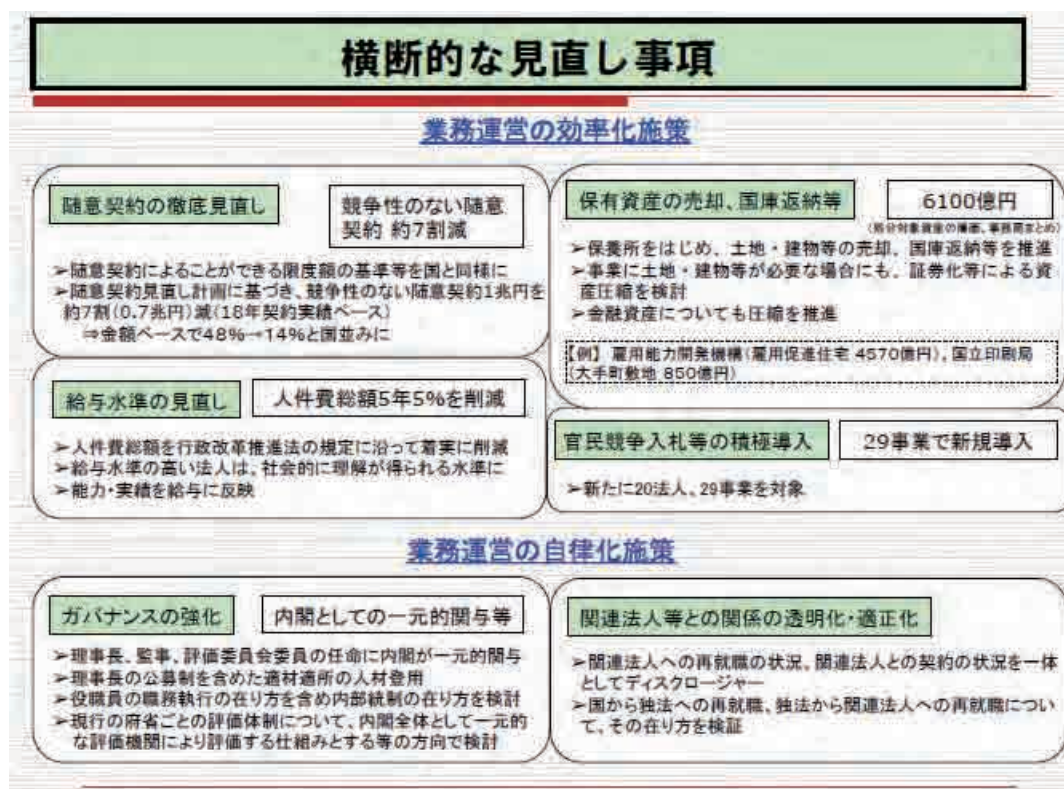
との統合	
7. 海外拠点・国内拠点の見直し	●ODA 卒業国の海外拠点の原則廃止 ●国内拠点の役割、利用状況等の第三者検証
8. 在外強化	●国内人員の在外シフト等在外強化の取組
9. 契約の競争性の確保	●関連公益法人等との契約のあり方の見直し ●随意契約の妥当性の第三者による検証
10. 情報の開示	●JICA の役割、具体的成果の把握及び結果の公表

### (3) 独立行政法人整理合理化計画による見直し

平成19年7月、政府の「経済財政改革の基本方針2007」において、101の全独立行政法人について抜本的な見直しを行い、年内に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することが決定した。機構に関しては、9月から11月にかけて、行政減量・効率化有識者会議、官民競争入札等監理委員会、経済財政諮問会議に設置された独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループによるヒアリングが行われ、市場化テスト（民間競争）の導入や保有資産の処分、統合に際しての組織面、業務面での一体化などについて議論がなされた。これら各種会議における議論、指摘を踏まえ、12月24日に、横断的な見直し事項及び機構を含む個別法人の組織・業務に関する見直し事項をとりまとめた「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定された。

#### 【独立行政法人整理合理化計画：横断的な見直し事項】

(行政改革推進本部事務局ホームページ掲載「独立行政法人整理合理化計画のポイント」から抜粋)



【独立行政法人整理合理化計画：国際協力機構にかかる見直し事項】

国際協力機構	事務及び事業の見直し
	<p>【海外移住に対する援助、指導等業務】</p> <p>○海外移住資料館の管理・運營業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成21年度から実施する。</p> <p>【国民等の協力活動の促進及び助長業務】</p> <p>○国際協力人材センターの業務について、平成20年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成21年度から民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等】</p> <p>○東京国際センター八王子別館については、平成19年度中に処分についての結論を出す。</p> <p>○海外の19事務所について、平成20年10月の国際協力銀行の一部との統合に際して一本化して効率的な運営体制を実現する。</p> <p>○ポリビア国農業総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場について、平成22年3月に相手国側に譲渡する計画に沿って着実に調整を進める。</p> <p>○広尾センター、箱根研修所の立地や保有形態の在り方について、事業の目的、資産の有効活用に向けた取組、利用状況、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p>
効率化・自律化	
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○国際協力銀行の一部との統合を機に、業務面の一体化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。</p> <p>【自己収入の増加】</p> <p>○他機関が招へいした研修員の受入れなど、国内機関の宿泊施設の有効利用を促進し、自己収入の増加を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○平成23年度末までに、保養所を売却する。</p> <p>○平成23年度末までに、職員住宅の一部を処分する。</p>

同計画の決定を受け、機構は、機構にかかる個別の見直し事項については、第2期中期計画の下でそれぞれ具体的に取り組むものとして整理した。また、横断的な見直し事項についても、中期計画の達成に向けた取組の一環として着実に実行し、その結果については毎事業年度の業務実績の報告（「随意契約見直し計画」の実施状況等）に含めることにしている。

## 2. 統合に向けた準備

### (1) 統合準備の状況

これまでも、第1期中期計画において、国際協力銀行との情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努める

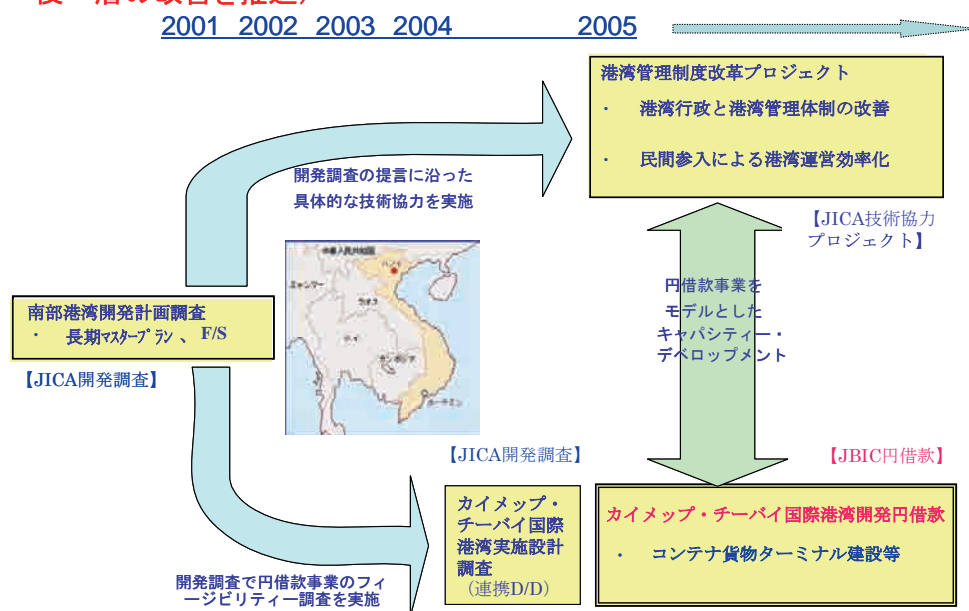
ことを目標として掲げており、個別案件や研修事業を中心とした実施段階での協働、連携が定着してきたところである。

平成20年10月の統合に向けて、機構内に、統合準備を包括的に担当する統合準備室、各課題・業務に関する知識、経験を有する職員により部局横断的に構成するタスクフォースを設置し、外務省及び国際協力銀行と協議、検討を重ね、組織・業務にかかる制度設計を進めてきた。在外においてもモデル事務所を指定して、国別の事業方針の策定や事業のプログラム化等、具体的な作業を通じて、統合に向けた準備を行ってきた。

### 【技術協力と資金協力の一体的運用の事例】

#### ベトナム:カイメップ・チーバイ国際港湾開発事業

新JICAでは、3スキームを一体的に運用し、調査から実施まで迅速に実現（経団連等産業界の提言に基づき決定済の円借款案件形成迅速化施策に加え、今後一層の改善を推進）



一方で、「独立行政法人整理合理化計画」や、財務省による平成19年度予算執行調査において、統合に関連した指摘や検討の方向性が示されており、これらも踏まえ、機構と国際協力銀行の双方の事務所が設置されている国については統合時に事務所を一本化するとともに、円滑かつ効率的な事業実施体制に向けた見直しを行うべく、国際協力銀行との間で具体的な調整を進めてきている。

また、独立行政法人化以降、機構が積極的に取り組んできた内部改革の総仕上げとして、平成18年度に整理した、組織横断的な重要課題と具体的方策についても、統合後の組織・業務の制度設計方針に照らし、統合に向けた準備作業の中で順次実行に移したのものや、統合後の具体的な体制、業務実施手順に即した形で実現を図るよう取組を進めている。新JICA発足に際して、これまでの改革を礎として、真に現場で成果を上げる事業を展開することが重要と考えている。

## (2) 統合関連の情報発信

ODA（政府開発援助）及びその実施体制に関する国民の理解促進の観点から、機構のホームページに「統合に向けて」というサイトを開設し、統合に関連した動き、情報を一括して、随時掲載している。平成20年3月に、制度設計のポイントや技術協力と資金協力の一体的運用の具体事例などをとりまとめた「新JICA発足に向けた準備状況」を公表した。

### 【新JICA発足に向けた準備状況（抜粋）】



## 新JICAの制度設計のポイント

### 総合的な援助機関に相応しい新たな体制と組織文化の創造

- ✓ 閣僚級の「海外経済協力会議」の下、政府が策定した戦略・政策に則って、わが国の政府開発援助(ODA)を一元的に実施。
- ✓ 3つの援助手法(技協・有償・無償)の特性を十分に活かしつつ、それらを有機的に組み合わせて実施するための新たな組織・業務の流れを構築。
- ✓ 地域を中心とした体制の確立を進め、各国・地域毎に3つの援助手法を跨ぎ、援助の全体像を管理できるようにする。
- ✓ 総合的な援助機関に相応しい国際社会に対する知見の発信力を強化。
- ✓ 援助手法を跨いで知見を有する人材を育成する人事・採用・研修制度の確立。
- ✓ 国際機関、NGO、民間企業、大学、地方公共団体等との包括的な協力の実現。

### (3) 統合の相乗効果を意識した取組

組織・業務の制度設計を進めると同時に、政府の外交政策や国際的な課題に対して、統合による相乗効果として期待される「技術協力と資金協力の一体的な運用のメリット」を先取りした対応を、国際協力銀行（海外経済協力部門）と連携して進めている。

例えば、平成20年1月にスイスで開催されたダボス会議において日本政府が発表した「クールアース・パートナーシップ」等を踏まえ、機構（気候変動対策室、地球環境部）及び国際協力銀行（気候変動対策室）共同で「気候変動に係る取り組みの方向性」をとりまとめ、平成20年4月にホームページで公表した。

### 【「気候変動に係る取り組みの方向性」より「Ⅲ. JICA、JBICの取り組み」(抜粋)】

JICAとJBIC(海外経済協力業務)は、2008年10月の統合・新JICA設立に向け、統合の相乗効果を先取りしつつ気候変動問題に対し、以下の考え方にに基づき取り組んでいく。

#### 1. 基本的な方針

日本政府の方針を踏まえ、これまでにJICA及びJBICが培ってきた開発途上国支援の経験・成果や日本の経験と技術を最大限活用し、以下の方向性に基づき気候変動対策を積極的に実施する。

- (1) 温室効果ガスの抑制と経済成長の両立を図ろうとする途上国と日本政府の政策対話を踏まえ、分野横断的な視点を踏まえた一体的な協力を実施
- (2) 開発途上国の経済成長及び住民の生計向上と温室効果ガスの削減を両立しうる開発支援アプローチを重視
- (3) 民間の技術も含め、日本の先進的な技術を積極的に活用
- (4) 国際社会に貢献する研究の推進(例:低炭素社会に係る基礎研究、「気候変動がアジアの大都市に与える影響」研究)

また、気候変動の悪影響を最も受けやすいのは、開発途上国における社会的な弱者であるところ、気候変動によるリスクを最小限にとどめるため、人々のエンパワーメント等を通じ、気候変動への個人や社会の抵抗力を向上させることにより、「人間の安全保障」を実践する。

#### 2. 具体的な対応と方向性

##### <緩和策>

##### (1) 開発途上国の持続可能な開発と温室効果ガス削減の両立を支援する

途上国の多くは貧困対策を重視し、また温室効果ガス削減義務を負っていないことから、温暖化対策だけを目的にした協力は途上国にとって魅力が乏しい。排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献していくとする途上国の努力を積極的に支援する一体的な協力枠組みを構築し、開発便益と温室効果ガス削減とを同時に達成しうる「コベネフィット型」の協力を展開していく。

(例) ●森林分野の協力: 森林整備・保全、植林事業の推進

●エネルギー分野の協力: クリーン・エネルギーの活用促進

●運輸交通分野の協力: 都市計画・公共交通の利用促進

●廃棄物処理分野の協力: 総合的都市廃棄物管理の促進

##### (2) 民間セクターの温室効果ガスの削減の取り組みを支援する

自律的に社会全体で温室効果ガスを削減するためには、民間セクターがインセンティブをもって削減に取り組んでいくことが必要。このための途上国政府の政策・制度の策定・実施、民間技術者育成や情報提供を

行う組織の強化、途上国の民間セクターによる温室効果ガス削減事業実施を支える資金支援等を行う。

(例) ●省エネルギー分野の協力: 途上国の民間セクターによるエネルギー効率化の促進

●官民連携による協力: 日本の有する省エネルギーに係る経験や知識の途上国への移転促進

### (3) クリーン開発メカニズムの普及を支援する

クリーン開発メカニズム(CDM)の適用が遅れている地域・分野を支援する。具体的には、CDMの承認、プロジェクト形成、啓発等にかかる政府関係機関の能力向上を通じ、民間等のCDM事業者がより円滑に事業を実施できる環境づくりを支援する。

また、発電、植林等の公共性が高い事業については当該事業の実効性を高める観点からもCDM実施のための計画作成支援や事業化支援を推進する。

(例) ●CDM 事業関係者の実施能力向上を支援

●途上国での開発事業のうちCDM の対象となりうる事業については、CDM 適用を支援

## <適応策>

### (1) 国ごとに予想される影響に応じた適応政策立案・実施を支援する

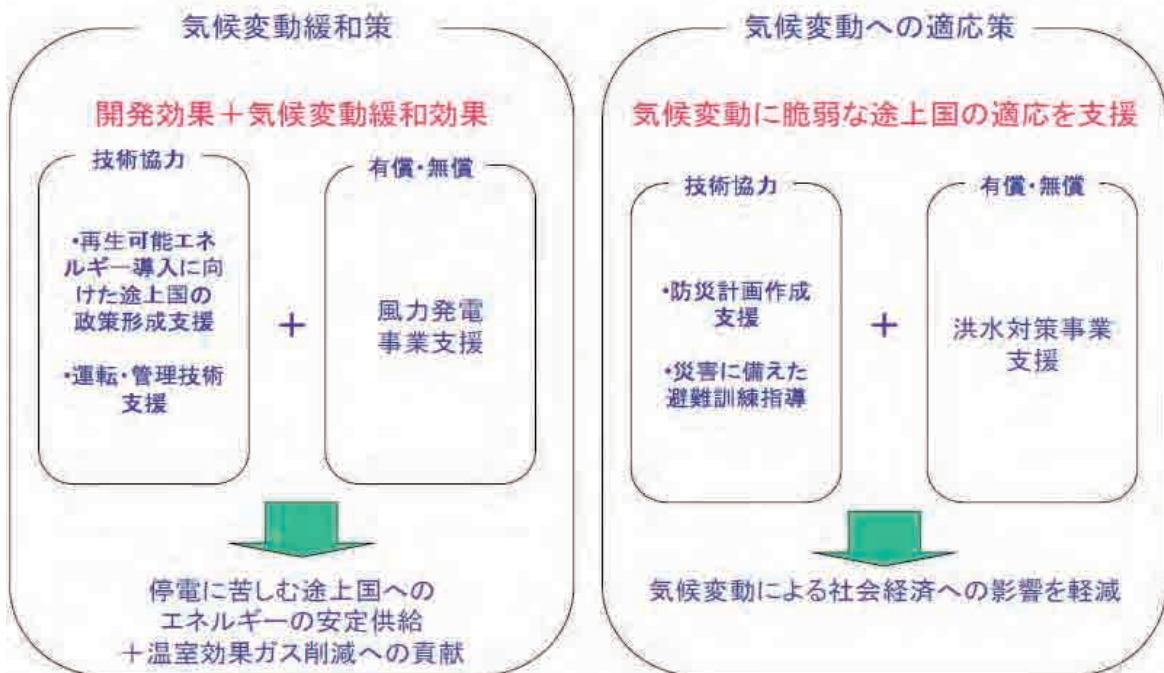
気候変動の影響は、国により異なるため、科学的根拠に基づく各国の状況に応じた適応策の立案・実施を促進するため、気象観測、気候変動予測や気候変動影響評価に係る支援を行う。

### (2) 影響が深刻な国・地域・分野の適応力を強化する

太平洋の小島嶼国等における海面上昇、ヒマラヤ山麓の国々における氷河湖決壊、南西アジア低地帯のサイクロン被害、アフリカ地域の水不足の深刻化など、現在の気象条件にも対応できておらず、今後の気候変動の影響が特に深刻な「より脆弱な地域」(低地沿岸域、小島嶼、乾燥/半乾燥地域、氷河地帯等)及び「より脆弱な分野」(水資源、防災、農業、保健衛生等)に対する気候耐性強化を支援する。

### (3) 「気候リスク」概念の導入を検討する

気候変動の影響を受ける可能性の高い地域・分野のプロジェクトにおいて、気候変動に伴うリスク(「気候リスク」)を考慮する必要性が生じることも想定される。今後、気候リスクに対する考え方や具体的な取り組み方法については、現在実施中の「気候変動がアジアの大都市に与える影響」研究や国際的動向を踏まえて検討していく。



### 3. ODAとJICA事業を巡る状況

経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の発表によると、2007年の政府開発援助（ODA）実績で、日本は前年比31.3%減の76.9億ドルとなり、前年の3位から5位になった。上位の米国、フランス、英国等も伸び率はマイナスとなっているが、日本の減少率は際立っている。

また、国の経済規模からみた援助の割合を示す指標として、ODAの対GNI（国民総所得）比においても、日本は過去2年の間に0.28%（05年）、0.25%（06年）と下がり続け、今回0.17%となり、22カ国中20位（前年18位）となった（22カ国の平均は0.28%）。日本国内においては、財政再建が優先課題であり、ODAも「骨太の方針」に基づき、2011年までは2～4%の削減が決められているが、国連はODAの対GNI比を0.7%に引き上げることを目標としており、国際社会においては、日本の援助実績がその経済力に相当する水準にあるとの理解を得るのは極めて厳しく、日本に対する失望に繋がりがかねない。

ODA及びJICA事業にかかる予算が年々削減される中、第1期中期目標期間の終了（平成18年度）に際して行われた「組織・業務の見直し」において、有識者等から、ODAは高コスト体質となっている、事業量を減らすのではなく単価、経費を削減すべきであるとの指摘がなされたが、機構としては既に第1期中期目標期間において専門家手当等の引下げをはじめとする経費削減を進めてきている。同時に、案件数を維持するためには、ある程度の成果をあげたプロジェクトについては予定どおり協力を終了させ、新規にプロジェクトを開始する際には、従来よりも小型化・短期化させざるを得ない状況にある。

この結果、JICA事業の成果が十全に発現した時点では、プロジェクトで育成・整備した人材・組織と我が国との関係が断絶してしまっているばかりか、当該人材・組織をDACのほかの援助国が活用している例すらある。また、中国等新興ドナーによる迅速かつ大規模な援助事業の実施もあって、JICA事業による相対的に小規模な成果が、かすんでしまいかねない状況となっている。

また、コスト削減を背景として、機構は透明性・競争性を向上させる観点から、専門家及びコンサルタントの公募・公示や価格面を重視したプロポーザル評価などに取り組んできたが、一定程度の競争性の下での人材確保が難しくなっている。専門家や調査団員の公示では、1案件当たりの応募者数は16年度以降、2.2～2.6人の間で推移しているが、このうち、プロジェクトに派遣される専門家等との契約（業務実施契約簡易型）では、18年度は1.9人、19年度は1.8人、と応募者が2人を割っている。プロジェクトの実施にかかるコンサルタントへの委託（業務実施契約）の場合は、1案件当たりの応募数（プロポーザル提出数）が、18年度は1.56社、19年度は1.74社（独立行政法人化以降の平均は1.61社）となっている。

そもそも、機構の事業においては、公募・公示では質の高い人材を確保することが担保し難い場合も少なくない。具体的には、教育分野において、プロジェクトを束ねるリーダーや被援助国

政府のアドバイザーといった高い専門性や豊富な経験が必要でかつ長期派遣となる専門家を公示で確保するのは困難である。また、開発途上国のニーズが高く、専門家となり得るリソースを民間企業が有していると考えられるエネルギー分野（省エネルギー技術等）においても、企業側は、長期派遣に消極的であったり、企業として協力するインセンティブがある案件を期待するところがあり、実際には公示によって確保することは難しい。

独立行政法人に移行して以来、機構は、コスト削減、透明性・競争性の向上、質の確保について、それぞれの意義、必要性を十分踏まえて取組を推進してきたが、開発途上国のニーズに応えた協力事業を実施し開発成果をあげるという使命に照らして、これらの取組の進め方については随時見直しを行うことが必要であると認識している。

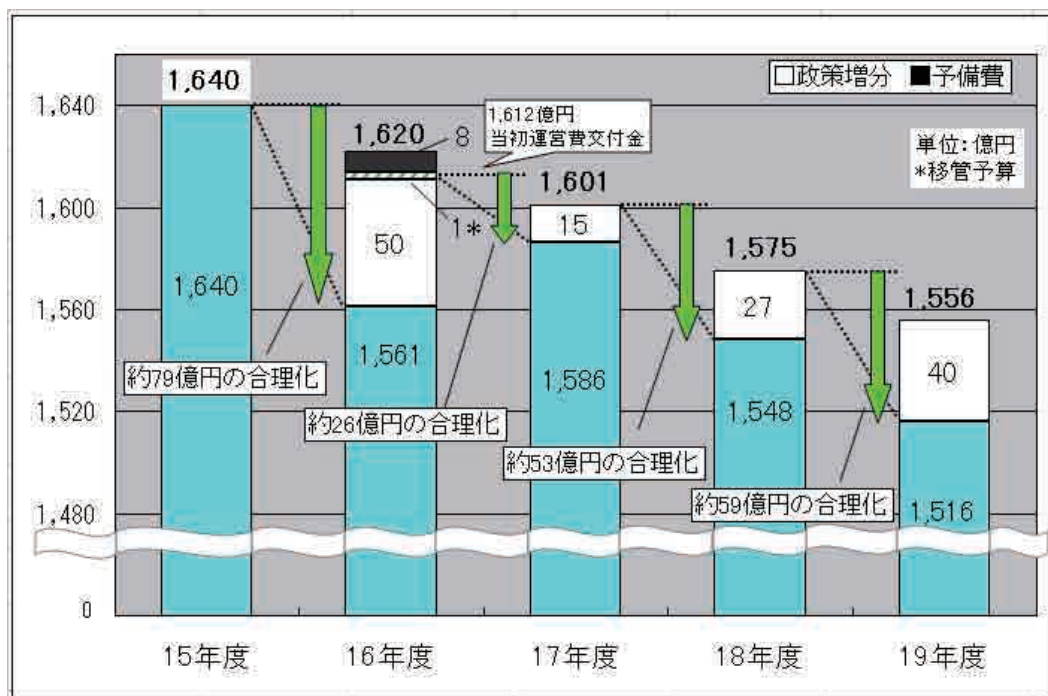
20年10月の統合に向けて、新JICAとしての取組を真摯に検討し、引き続き努力を重ねていく所存である。

### 【参考】平成19年度の予算及び事業実績

機構の平成19年度予算は、前年度比約19億円（△1.2%）（政策増分を除くと約59億円）の減となり、運営費交付金ベースで1,556億円となった。

その中で、153カ国・地域に対する協力を行い、専門家4,654人、ボランティア1,892人を派遣し、研修員10,101人を本邦に受け入れた（新規のみ的人数実績統計暫定値（平成20年5月末現在））。

### 【予算（運営費交付金）の状況】





## Ⅱ. 平成19年度業務実績

### <要約>

#### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### (1) 組織運営における機動性の向上

前期に引き続き、在外事務所の体制・機能強化を進め、開発途上地域のニーズを的確に把握すべく、現地ODAタスクフォースを中心とする、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の3つの援助手法を機能的に組み合わせた事業展開計画の検討に積極的に参画するとともに、前期の取組及びその総括を踏まえ、在外主導の定着に向け、本部と在外事務所の役割分担を明確にした上で、本部と在外が協働して案件の質の確保を図った。

海外拠点については、いわゆるODA卒業国であるハンガリー及びポーランドの2拠点を平成20年1月末までに閉鎖した。国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に際して両機関が事務所を設置している19カ国の事務所を一本化する準備を行った。

国内機関については、利用実績が着実に増加した。「独立行政法人整理合理化計画」も踏まえ、国内拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者調査に着手した。

##### (2) 業務運営全体の効率化

研修員受入等の事務手続きを見直し、各種システムの導入によるプロセスの簡素化・電子化を進め、文書枚数、通信費等を削減した。19年12月に策定、公表した「随意契約見直し計画」の達成に向け、一般競争入札等競争性のある契約への移行を着実に実施した。市場化テストについて、海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センターの業務において、21年度から導入することとし、準備を進めた。

効率化目標については、今期中期計画においては、業務経費について毎事業年度1.3%以上の効率化、一般管理費について中期目標期間の最終年度において18年度比年率3%以上の効率化を目標としている。19年度の支出実績はそれぞれ18年度予算比で1.4%減、3.1%減となり、中期計画に定める削減目標に沿って着実に効率化を進めた。また、人件費についても、19年度計画の削減目標を上回る削減1.8%を達成した。

##### (3) 改正機構法の施行に向けた準備

20年10月1日の「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（18年11月15日法律第100号）の施行による組織、業務の統合に向け、国際協力銀行との間で連絡会、検討会等を設置し、準備を進めるとともに、機構内職員向けの説明会を開催し、情報共有や統合に向けた意識醸成を図った。

組織に関しては、本部体制（24部2局5室1研究所）を決定し、在外事務所については両機関が事務所を設置する19カ国において統合時点で事務所を一本化することとした。人事・給与

制度についても、新 J I C A として一本化した制度を構築するため具体的な検討を進めた。

業務に関しては、各援助手法の特性に留意しつつも、統合・簡素化された業務フローを目指すとの基本方針の下で具体的な検討を進め、その一つとして、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の3つの援助手法それぞれで行ってきた案件発掘・形成のための調査業務を統合することとした。

## **2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**

### **(1) 総論**

政府の開発援助政策・方針に則り、現場強化を推進し、開発途上国の援助ニーズに対しよりの確かつ効果的な技術協力等の業務を実施するため、人間の安全保障の視点の事業への反映、国・地域別及び分野別の取組の一層の強化、プログラム化の推進等に努めるとともに、統合後の技術協力と資金協力との一体的運用に向けた準備を進めた。

情報公開に適正に対応するとともに、広報活動においては特に、開発途上国の現場で活動する人々に焦点を当てた記事や第4回アフリカ開発会議（20年5月開催）に向けて各界のアフリカ関係者へのインタビューなど、わかりやすい広報を展開した結果、ホームページのアクセス数は18年度比13%増となった。マスメディアとの連携も積極的に進め、新聞、テレビで取り上げられた件数も増加した。環境及び社会に配慮した業務運営の観点から、環境社会配慮ガイドラインの適用を引き続き着実に実施するとともに、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に向けて、ガイドラインの一本化のための作業を進めた。J I C A 環境マネジメントシステムを適切に運用し、国際環境規格（ISO14001）の認証取得後初めての更新審査を受け、認証が更新された。また、男女共同参画については、ジェンダー主流化体制の定着を図るとともに、ジェンダー視点を事業実施に浸透させるための取組を行った。

事業評価については、事前から事後までの一貫した評価体制の定着を進めるとともに、改正機構法の施行に向けて、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の特性を踏まえた評価制度の検討を行った。また、コスト効率性に関する評価手法の開発に向けた取組を行った。外部有識者・機関等による2次評価の割合は中期計画目標（50%）を上回り、実施件数の68%に達した。

### **(2) 各事業毎の目標**

#### **(イ) 技術協力**

技術協力案件の効果的・効率的実施のため、総合的能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）を重視した事業の実施、知見の蓄積と共有を進めるとともに、南南協力支援事業について、第三国集団研修の実施方針（考え方）の整理や、開発途上国の自立への志向を支援する具体的事例に基づく知見・経験の発信に取り組んだ。案件形成や実施の段階における民間の参加も定着しつつある。

事業管理の面では、案件形成段階において、改正機構法の施行による技術協力、有償資金協力

及び無償資金協力の一体的な運用に向け、調査業務の抜本的な見直しを行い、「協力準備調査（仮称）」として統合することとし、試行実施した。また、技術協力の候補案件に想定される概算経費について標準的な算出方法を導入した。実施段階においても、事業内容の精緻化や事業マネジメントの向上に取り組んだ。

研修員受入事業は、今期中期計画において、第三者の参加を得た客観的な検証を含む評価システムの確立及び研修案件の改廃・新設への評価結果の反映、国内、海外で実施することが妥当な研修案件の基準の整理、研修終了後のフォローアップ活動の充実、青年招へい事業の技術協力への絞り込み等、様々な角度から、前期の取組成果を基にさらなる改善を図ることとしているが、いずれも19年度中に前倒しで制度の導入等を行い、成果を上げた。

また、専門家の公示・公募による幅広い人材活用、コンサルタント選定における新たな評価方法の試行など、質の高い援助人材の確保に努めた。

### **（ロ）無償資金協力の実施促進**

無償資金協力の実施を担う事業関係者の入札資格要件の弾力的運用等により競争性の向上を図るとともに、無償資金協力事業のコスト縮減に関して、18年度に新たに導入された「コミュニティ開発支援無償資金協力」の概算事業費積算ガイドラインを作成した。

### **（ハ）国民等の協力活動**

ボランティア事業については、今期中期計画において、協力の質的向上に取り組むこととしており、前年度と同程度の派遣数を確保しつつ、プログラム化を通じた他のJICA事業との連携や他機関との協調を推進した。また、募集・訓練の見直しによる、ボランティア事業に参加しやすい環境整備や、現職参加の促進のための地方自治体、民間企業への働きかけを強化した。帰国後の隊員の進路対策の充実にも取り組んだ。

NGOとの連携については、NGO-JICA協議会等を通じて推進を図ったほか、草の根技術協力事業の実施件数、NGO人材育成研修の参加人数等が着実に増加した。18年4月に開所したJICA地球ひろばも様々な団体に幅広く活用され、利用者数は前年度実績（6万6千人）を大幅に上回る8万8千人に達した。開発教育支援についても、出前講座を始めとする各種プログラムを積極的に実施し、いずれも前年度を上回る実績となった。

### **（二）海外移住**

前期に引続き、高齢者福祉及び人材育成分野への重点化を図るとともに、経済・技術協力の枠組の中で日系社会の支援を併せて実施した。新たな日系社会支援策として、日本国内の多文化共生も視野に入れつつ、現職教員を日系社会青年ボランティアとして派遣する制度の導入に向けた準備を進めた。調査統計事業及び営農普及事業については規模を縮小して実施した。

### **（ホ）災害援助等協力事業**

19年度は国際緊急援助隊の派遣実績はなかったが、18年度に立ち上げたチャーター機の利

用体制の改善、隊員の訓練・研修等、迅速な派遣を行うための準備を着実に実施した。緊急援助物資の供与について迅速に対応するとともに、供与後のモニタリングの改善等を行った。

### **(へ) 人材養成確保**

国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、国際協力人材センターの専用ホームページ「PARTNER」の情報提供機能を充実させて利用者増に繋げるとともに、キャリア相談機能を強化した。18年度に抜本的な見直しを行った専門家派遣前研修及び能力強化研修を着実に実施した。インターン受入等を含め、大学やNGOと連携した人材養成に取り組んだ。

### **(ト) 法第13条第1項第7号に基づく案件形成、調査研究業務**

改正機構法の趣旨を踏まえた新研究所の設置（改編）を中心とする、新JICAにおける研究のあり方について検討を進めたほか、国際的研究ネットワークの構築、研究成果に基づく対外発信を積極的に行った。また、案件形成支援については、政策上の必要性・緊急性を踏まえて機動的に実施するとともに、現地リソースの活用や企画調査員の配置の見直し等を通じて重点化を進めた。

## **3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画**

保有資産（職員住宅3戸）の売却、施設利用収入の増加等による自己収入の確保、業務公電の電子化等による固定的経費の節減等、効率的な予算執行を行った。当期総利益として39百万円を計上した。（運営費交付金の費用進行基準による収益化を行っていることもあり、目的積立金の申請は行っていない。）

## **4. 短期借入金の限度額**

実績はない。

## **5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画**

今中期目標期間中に処分を計画している、ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、東京国際センター八王子別館土地・建物、中部国際センター土地・建物、職員住宅の各資産について、計画どおり準備又は売却手続きを進めた。

## **6. 剰余金の使途**

実績はない。

## **7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項**

### **(1) 施設・設備に関する計画**

施設・設備改修計画に基づいた設計・施工監理、工事を実施した。

## **(2) 人事に関する計画**

19年度についても全職員を対象に勤務成績の評価を実施し、その結果を賞与及び昇給に反映した。職員を対象とした階層別研修について、各階層の職員に求められる要件を検証した上で研修テーマを整理し、内容を見直した。統合に際しての人事制度の一本化については、国際協力銀行（海外経済協力業務）との調整を進める中で、21年度新卒採用者の採用手続きを一元化することとし、共同で準備を進めた。

## **(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項**

前中期目標期間の最終事業年度における積立金及び前中期目標期間中に回収した債権及び資金について、法令等に基づき、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した支出の財源に充当するものとして、19年6月に承認を受けた。19年度は、新JICA発足に伴うシステム統合経費等に係る費用を支出した。

## **(4) その他中期目標を達成するために必要な事項**

会計監査人による監査及び内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示、再発防止への注意喚起を図った。また、コンプライアンスに係る職員の理解向上のため、セミナーの開催等を行った。

業績評価については、業務実績の定期モニタリング、外部有識者を含む機構内部の評価体制（業績評価委員会等）、部署別の目標設定・監理といった仕組みを通じて、18年度及び第1期中期目標期間の業務実績報告のとりまとめ及び評価結果の業務運営への反映を的確に行い、組織全体としてのフォローアップを行った。テレビ会議システムを活用して、本部・国内機関・在外事務所を対象とした業績評価セミナーを実施するなど、職員の理解・意識向上に継続的に取り組んだ。

## ＜小項目ごとの実績＞

### 1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 組織運営における機動性の向上

##### 小項目 No. 1 組織運営の機動性向上

###### 【中期計画】

開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者とも連携を図り開発途上地域のニーズを的確に把握する。

また、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。

さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点については、設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。

具体的には、

- 現地ODAタスクフォース等、現地におけるODA実施のための連携体制に積極的に参加する。
- 人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導體制の定着を図る。
- 既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。
- EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

###### 【年度計画】

ア。「政府開発援助に関する中期政策」に記載された現地機能強化の具体的取組を中心

に、国際協力銀行（円借款関連部分）との統合も視野に入れつつ、現地ODAタスクフォースにより積極的に参加する。

イ。在外主導體制の定着を図るため、独立行政法人化後の諸改革の進捗状況をモニタリングし、具体的方策を講じる。

ウ。既存の各システムを有効活用し、各部における予算執行の予測性向上のための取組を予算見直し時期を中心に強化するとともに、必要に応じ横断的調整を一層強化する。

エ. EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。

オ. 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

### 【当年度における取組】

平成19年度は、現地ODAタスクフォースを中心として、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の3つの援助手法を機能的に組み合わせた事業展開計画（ローリングプラン）が検討され、機構もその活動に積極的に参画した。在外主導の定着については、前期の取組及びその総括を踏まえ、本部及び在外事務所の役割分担を明確にするとともに、在外事務所への技術支援を強化し、本部と在外が協働で案件の質の確保を図った。

海外拠点について、いわゆるODA卒業国であるハンガリー及びポーランドの2拠点を20年1月末までに閉鎖した。また、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に際して、両機関が事務所を設置している19カ国の事務所を一本化するための準備を行った。

国内機関の19年度利用実績は、イベント・セミナー等を積極的に実施したこともあり、着実に増加した。さらに、独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、広尾センターを含め、国内拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者調査を20年3月に着手した。

## 1. 在外強化の取組の促進

### （1）現地におけるODA実施のための連携

現地ODAタスクフォース（大使館、国際協力銀行、機構の在外事務所等で構成）は、20年3月末現在で76カ国（19年3月末時点73カ国）に設置されており、うち約70%の国で平均月1回以上会合を開催している。また、約90%の国では政策協議等相手国政府との協議を実施している。

「ODA中期政策」に掲げられている現地ODAタスクフォース機能のうち、19年度は「開発ニーズ等の分析」、「援助政策の立案・検討」、「援助対象候補案件の形成・選定」に関する活動が活発に行われた。現地ODAタスクフォースによる開発課題別の情報収集が行われ、これらを踏まえてカンボジア、ベトナム、タジキスタン、ボリビア等においては、国別援助計画を含む中期的な事業計画の検討が行われた。

また、19年度から「事業展開計画」（ローリングプラン）を、外務省が作成した国別案件形成・審査指針を基に、現地ODAタスクフォースが中心となって作成した。特に、20年10月の新JICA発足を控え、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の3つの援助手法を有機的に組み合わせた事業展開計画の策定に向けた検討を行った。

現地ODAタスクフォースにおいて、機構は、開発に関する専門的な知見に基づき、開発ニーズの分析において中心的な役割を担うとともに、現場からの情報、事業運営等に係る教訓を、援助方針及び計画の策定に関する議論に反映させた。また、事業展開計画の策定、案件形成及び要望調査のとりまとめを行い、現地ODAタスクフォースの活動を積極的に進めた。

## （２）在外主導体制の定着

在外主導体制の定着を図るため、18年度にとりまとめた「改革の総仕上げに向けた具体的方策」の実行に取り組んだ。組織運営・制度面ではまず、①組織規程及び会計規程の改正による在外事務所、地域部及び課題部の役割分担の明確化（在外事務所は事業の形成及び実施を主導、地域部は方針策定・意思決定・予算管理等を通じて国別事業の全体を管理、課題部は在外事務所との協働を通じて事業の質を確保）、②文書決裁基準の改正による意思決定プロセスの改善（事業事前評価表及びプロジェクト実施計画書に係る決裁を地域部による実施決定と課題部による質の確保の2つのラインに整理）を行った結果、特に技術協力の実施段階における本部と在外事務所の役割分担が組織的に定着しつつある。また、③課題部内のマネジメント強化として、各課題部に部内外の横断的な調整を行う管理グループ長を新たに配置するとともに、④在外事務所に対する技術支援機能（事業の質の確保を目的に、プログラム・案件設計、中間・終了時評価等に関し、在外事務所等の求めに応じ、必要な技術支援を行う枠組み）を強化し、本部と在外事務所が協働で案件の質の確保を図った。今後は、統合後の業務フローを念頭に置きつつ、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の3つの援助手法を一体的に運用したより質の高い事業の実施を目指し、本部、在外事務所のそれぞれの強みを生かした機動的かつ柔軟な役割分担に発展させていくよう、国際協力銀行とも協議を進めている。

### 【在外事務所に対する技術支援の事例（在外強化の取組の効果：開発途上国のニーズや政策への機動的な対応）】

#### 〈バングラデシュ事務所への技術支援〉

バングラデシュ国における技術協力プロジェクト「小規模養鶏技術普及計画」は、小規模農家向けの養鶏技術をより貧困層に普及し、農家の生計向上を図ることを目標として、平成18年12月に開始した。

本プロジェクト開始後、19年3月に高病原性鳥インフルエンザがバングラデシュにおいて初めて確認され、その後、被害が拡大したことから、本プロジェクトのカウンターパート機関であるバングラデシュ畜産試験所から鳥インフルエンザ支援への要請を受けた。この要請を受け、バングラデシュ事務所では、既存の養鶏農家に対する研修等、現場での飼養・衛生管理を中心としたプロジェクト内容の見直し案を作成した。

本部（農村開発部）では、バングラデシュ事務所から技術支援の要請を受けて見直し案を検討し、鳥インフルエンザを含めた伝染病疾病の予防としてバイオセキュリティ技術（農場への病気の侵入を防ぎ、鶏を安全に飼育する技術）の普及につながるプロジェクトとすべく技術的な観点からアドバイスを行った。また、関係府省（農林水産省）と協議の上、専門家の



追加派遣等必要な支援体制を整えた。

## 2. 予算の執行管理機能の強化

第1期中期目標期間の業務実績にかかる暫定評価において、次期に向けた課題として「技術協力が外交のツールとして機動的に活用されるよう、予算執行状況につき外務省と密に情報共有すべきである」との指摘がなされたことを踏まえ、政策上の要請に的確かつ機動的に対応するための機構における情報管理及び外務省との情報共有を推進した。具体的には、19年6月、19年10月及び20年1月に、①業務経費の執行率、②地域配分の推移、③技術協力プロジェクト、開発調査、青年海外協力隊事業、課題別研修、無償資金協力基本設計調査の新規・継続案件数及び新規案件のうちの着手済件数について、企画・調整部が一元的にとりまとめて外務省と共有し、その後の予算執行に向けて意見交換を行った。その上で、関係各部（企画・調整部、地域部、課題部、国内事業部、青年海外協力隊事務局及び無償資金協力部）間の連絡会を開催し、機構内での情報共有を図り、外交政策上の重要案件の早期着手や、追加案件採択手続きの促進に努めた。一例として、19年8月のペルー沖太平洋岸での地震発生を受けて、ペルーにおける災害復興支援のための開発調査（緊急開発調査）を19年度中に実施するなど、機動的な対応を行った。

## 3. 海外・国内拠点の配置適正化

### （1）海外拠点の配置適正化に向けた取組

いわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点として、ハンガリー及びポーランドの2拠点は、平成4年度に設置され、青年海外協力隊事業及び研修事業を中心とした事業を実施してきたが、19年度の協力隊派遣終了に伴い、20年1月末に閉鎖した。ルーマニア及びブルガリアについても、主要事業終了のタイミングをみて20年度中に廃止する方向で準備を進めた。

また、駐在員の配置について、財務省予算執行調査等も踏まえ、一層のコスト削減、効率的な事業の実施に向け、支援のあり方の観点から検討を行い、20年度中に、広域管理も含めた運営体制の見直しを実行することとした。

国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に際して、1つの国に両機関が事務所を設置している19カ国の海外事務所を一本化するため、準備を進めた。

（小項目No. 4「改正機構法の施行に向けた準備」参照）

### （2）国内拠点の配置適正化に向けた取組

国内機関の果たすべき機能及び役割について、国内機関長会議（19年6月）及びブロック別会議（19年11月、12月）において現場の知見、経験に基づいた検討を行い、日本国内で研修を実施する意義を再確認するとともに、地域社会への裨益効果を客観的に把握するための調査に着手した。

各機関の利用状況に関しては、事業の質やコスト面にも留意しつつ、研修員及び一般利用者の宿泊の促進や市民参加協力事業の積極的な実施など、入館率の向上及び利用者数の増加に向けた

計画を各国内機関が策定し、着実に実行した。例えば、JICA横浜では20年5月に開催される第4回アフリカ開発会議（TICADIV）の関連イベントを各種実施したほか、JICA兵庫では、19年4月に「国際防災研修センター」を兵庫県と共同で設立したことを受けて、「世界の防災展」等の市民参加型のセミナーを多数実施した。

その結果、19年度の入館率（全体）は、66.2%（18年度実績は63.1%）となり、前年度比で3.1ポイント増加した。また、19年度の利用者数（全体）は、406,663人（18年度実績362,196人）となり、前年度比12.3%増となった。

国内機関別の各種実績は別紙のとおりであり、機構内の「業績評価委員会」（小項目No. 31参照）において、外部検討委員（有識者に委嘱）を交えて検証を行った。さらに、20年3月に、「独立行政法人整理合理化計画」も踏まえ、広尾センターを含め国内拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者調査に着手したところ。（第三者調査の結果が出た時点で改めて業績評価委員会による検証を行う。）

機関名：札幌国際センター

所掌地域：北海道（道東除く）

事業区分	事業実績		経費実績
	国別研修	関係費協カプロジェクト	
研修員受入事業*	国別研修	101人	1,007,733千円
	課題別研修	263人	
	長期研修	8人	
	青年研修	152人	
国民参加協力事業	車のパートナー型	0件	145,267千円
	支援型	2件	
	地域提案型	3件	
	出前講座	148件	
	施設訪問	30件	
	開発教育指導者研修	295人	
	教師海外研修	10人	
	市民参加協力	49件	
	共催事業	24件	
	日系研修	21人	
	ボランティア派遣前研修	0人	
	ボランティア募集説明会参加者数	978人	
	在外スタディツアー**	7件	
利用者数	11,424人		

\*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年6月末現在）

\*\*大字等から国内機関に借出供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	職員数
	143,950千円	11人
	187,069千円	73.8% (62.3%) ***

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各種個人数で割り戻して計算。

\*\*人件費はGW、年末年始を除く

\*\*\* ( ) 内は18年度実績

機関名：帯広国際センター

所掌地域：北海道東部

事業区分	事業実績		経費実績
	国別研修	関係費協カプロジェクト	
研修員受入事業*	国別研修	26人	780,643千円
	課題別研修	188人	
	長期研修	0人	
	青年研修	66人	
国民参加協力事業	車のパートナー型	0件	87,824千円
	支援型	0件	
	地域提案型	2件	
	出前講座	99件	
	施設訪問	39件	
	開発教育指導者研修	93人	
	教師海外研修	3人	
	市民参加協力	3件	
	共催事業	10件	
	日系研修	0人	
	ボランティア派遣前研修	0人	
	ボランティア募集説明会参加者数	255人	
	在外スタディツアー**	1件	
利用者数	10,142人		

\*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年6月末現在）

\*\*大字等から国内機関に借出供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	職員数
	78,518千円	6人
	95,636千円	79.6% (74.0%) ***

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各種個人数で割り戻して計算。

\*\*人件費はGW、年末年始を除く

\*\*\* ( ) 内は18年度実績

機関名：筑波国際センター  
所掌地域：茨城

事業区分	事業実績	経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	367人	2,252,283千円
	課題別研修	621人	
	長期研修	6人	
	青年研修	19人	
	草の根技術協力	0件	
国民参加協力事業	支援型	0件	48,318千円
	地域提案型	2件	
	出前講座	68件	
	施設訪問	36件	
	開発教育指導者研修	60人	
	教師海外研修	5人	
	市民参加協力	8件	
	共催事業	14件	
	日系研修	11人	
	ボランティア派遣前研修	0人	
	ボランティア募集説明会参加者数	388人	
	在外スタディツアー**	1件	
	利用者数	20,444人	

\*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）  
\*\*大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費
うち人件費*	624,095千円
職員数	266,013千円
入館率**	22人
一泊当たりの滞在コスト	78.3% (72.0%) ***
	2,640円

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り算して計算。  
\*\*入館率はGW、年末年始を除く  
\*\*\* ( ) 内は18年度実績

機関名：東京国際センター  
所掌地域：栃木、群馬、千葉、東京、新潟、山梨（市民参加協力事業を除く）

事業区分	事業実績	経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	1,637人	4,371,421千円
	課題別研修	1,663人	
	長期研修	139人	
	青年研修	0人	
	草の根技術協力	0件	
国民参加協力事業	支援型	0件	30,786千円
	地域提案型	0件	
	出前講座	0件	
	施設訪問	0件	
	開発教育指導者研修	0人	
	教師海外研修	0人	
	市民参加協力	0件	
	共催事業	0件	
	日系研修	0人	
	ボランティア派遣前研修	0人	
	ボランティア募集説明会参加者数	0人	
	在外スタディツアー**	0件	
	利用者数	38,026人	

\*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）  
\*\*大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費
うち人件費*	869,430千円
職員数	410,600千円
入館率**	35人
一泊当たりの滞在コスト	67.0% (68.1%) ***
	2,292円

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り算して計算。  
\*\*入館率はGW、年末年始を除く  
\*\*\* ( ) 内は18年度実績

機関名：横浜国際センター  
所掌地域：神奈川県

事業区分	事業実績		経費実績
	国別研修	関係協力プロジェクト	
研修員受入事業*	127人		878,598千円
	306人		
	12人		
	28人		
国民参加協力事業	パートナー型	1件	756,767千円
	支援型	2件	
	地域提案型	2件	
	出前講座	92件	
	施設訪問	109件	
	開発教育指導者研修	155人	
	教師海外研修	7人	
	市民参加協力支援	19件	
	共催事業	12件	
	日系研修	70人	
	ボランティア派遣前研修	58人	
	ボランティア募集説明会参加者数	1,164人	
	在外スタディツアー**	6件	
	利用者数	56,685人	

\*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）  
\*\* 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	491,817千円
	職員数	211,525千円
	入館率**	17人
	一泊当たりの滞在コスト	71.7% (70.6%) ***
一泊当たりの滞在コスト	3,641円	

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。  
\*\*入館率はGW、年末年始を除く  
\*\*\* ( ) 内は18年度実績

機関名：中部国際センター  
所掌地域：岐阜、愛知、三重、静岡

事業区分	事業実績		経費実績
	国別研修	関係協力プロジェクト	
研修員受入事業*	175人		996,383千円
	274人		
	24人		
	91人		
国民参加協力事業	パートナー型	4件	186,106千円
	支援型	4件	
	地域提案型	6件	
	出前講座	212件	
	施設訪問	39件	
	開発教育指導者研修	1,302人	
	教師海外研修	16人	
	市民参加協力支援	42件	
	共催事業	34件	
	日系研修	1人	
	ボランティア派遣前研修	0人	
	ボランティア募集説明会参加者数	2,414人	
	在外スタディツアー**	13件	
	利用者数	7,379人	

\*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）  
\*\* 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	304,931千円
	職員数	149,741千円
	入館率**	12人
	一泊当たりの滞在コスト	57.0% (57.3%) ***
一泊当たりの滞在コスト	3,779円	

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。  
\*\*入館率はGW、年末年始を除く  
\*\*\* ( ) 内は18年度実績

機関名：大阪国際センター  
所掌地域：滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山

事業区分	事業実績		経費実績	
	関係者数	関係者数	関係者数	経費実績
研修員受入事業*	国別研修	312人	技術協力プロジェクト	1,682,505千円
	課題別研修	529人		
	長期研修	22人		
	青年研修	155人		
	車のパートナー型	4件		
	支援型	3件		
	地域提案型	3件		
	出前講座	181件		
	施設訪問	72件		
	開発教育指導者研修	741人		
	教師海外研修	16人		
	市民参加協力支援	16件		
	共催事業	165件		
日系研修	11人			
ボランティア派遣前研修	0人			
ボランティア募集説明会参加者数	2,233人			
在外スタディーツアー**	19件			
利用者数	38,291人			

\*研修員受入事業の人数実績は暫定値(平成20年5月末現在)  
\*\*文字等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	491,150千円
	うち人件費*	176,550千円
	職員数	16人
	入館率**	53.3% (57.9%) ***
一泊当たりの滞在コスト		2,994円

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の年間平均人数で割り戻して計算。  
\*\*入館率はGW、年末年始を除く  
\*\*\* ( ) 内は18年度実績

機関名：兵庫国際センター  
所掌地域：兵庫

事業区分	事業実績		経費実績	
	関係者数	関係者数	関係者数	経費実績
研修員受入事業*	国別研修	86人	技術協力プロジェクト	718,008千円
	課題別研修	288人		
	長期研修	0人		
	青年研修	76人		
	車のパートナー型	2件		
	支援型	1件		
	地域提案型	7件		
	出前講座	107件		
	施設訪問	59件		
	開発教育指導者研修	321人		
	教師海外研修	8人		
	市民参加協力支援	36件		
	共催事業	21件		
日系研修	1人			
ボランティア派遣前研修	0人			
ボランティア募集説明会参加者数	619人			
在外スタディーツアー**	3件			
利用者数	37,294人			

\*研修員受入事業の人数実績は暫定値(平成20年5月末現在)  
\*\*文字等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	328,672千円
	うち人件費*	106,833千円
	職員数	9人
	入館率**	62.2% (62.6%) ***
一泊当たりの滞在コスト		4,959円

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の年間平均人数で割り戻して計算。  
\*\*入館率はGW、年末年始を除く  
\*\*\* ( ) 内は18年度実績

機関名：中国国際センター  
所掌地域：鳥取、島根、岡山、広島、山口

事業区分	事業実績		経費実績
	関係協賛プロジェクト	670,071千円	
研修員受入事業*	国別研修	102人	181,262千円
	課題別研修	167人	
	長期研修	4人	
	青年研修	71人	
国民参加協力事業	車の根技術協力	ハートナー型	4件
		支援型	2件
		地域提案型	4件
		出前講座	204件
	市民参加型協力支援	施設訪問	26件
		開発教育指導者研修	539人
		教師海外研修	12人
		市民参加協力	6件
		共催事業	8件
	日系研修	3人	
	ボランティア派遣前研修	0人	
	ボランティア募集説明会参加者数	918人	
	在外スタディツアー**	10件	
利用者数	13,488人		

\*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）  
\*\*大字等から国内機関に直接関係のある件数

国内機関・施設の運営に係る経費	178,433千円
うち人件費*	143,950千円
職員数	11人
入館率**	63.7% (70.7%) ***

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。  
\*\*入館率はGW、年末年始を除く  
\*\*\* ( ) 内は18年度実績

機関名：九州国際センター  
所掌地域：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

事業区分	事業実績		経費実績
	関係協賛プロジェクト	1,636,279千円	
研修員受入事業*	国別研修	276人	193,946千円
	課題別研修	448人	
	長期研修	17人	
	青年研修	155人	
国民参加協力事業	車の根技術協力	ハートナー型	2件
		支援型	4件
		地域提案型	11件
		出前講座	170件
	市民参加型協力支援	施設訪問	21件
		開発教育指導者研修	213人
		教師海外研修	11人
		市民参加協力	44件
		共催事業	44件
	日系研修	8人	
	ボランティア派遣前研修	0人	
	ボランティア募集説明会参加者数	1,633人	
	在外スタディツアー**	11件	
利用者数	3,936人		

\*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）  
\*\*大字等から国内機関に直接関係のある件数

国内機関・施設の運営に係る経費	388,372千円
うち人件費*	155,531千円
職員数	13人
入館率**	65.8% (57.8%) ***
一泊当たりの滞在コスト	3,239円

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。  
\*\*入館率はGW、年末年始を除く  
\*\*\* ( ) 内は18年度実績

機関名：沖繩国際センター  
所掌地域：沖縄

事業区分	事業実績		経費実績		
	国別研修	関係者協力プロジェクト			
研修員受入事業*	国別研修	24人	1,584,263千円		
	課題別研修	328人			
	長期研修	7人			
	青年研修	35人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1件	75,121千円	
		支援型	0件		
		地域提案型	1件		
		出前講座	97件		
	市民参加型協力支援	施設訪問	45件		国民参加協力関係費
		開発教育指導者研修	778人		
		教師海外研修	9人		
		市民参加協力	7件		
	共催事業	8件			
	日系研修	5人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	302人			
	在外スタディツアー**	1件			
利用者数	10,240人				

\*研修員受入事業の人数実績は前年度(平成20年5月末現在)  
\*\*文字等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	職員数
国内機関・施設の運営に係る経費	155,531千円	13人
	69.7% (66.5%)*	
一泊当たりの滞在コスト	2,418円	

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人数を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。  
\*\*入館率はGW、年末年始を除く  
\*\*\* ( ) 内は18年度実績

機関名：東北支部  
所掌地域：青森、岩手、宮城、秋田、山形

事業区分	事業実績		経費実績		
	国別研修	関係者協力プロジェクト			
研修員受入事業*	国別研修	38人	256,812千円		
	課題別研修	35人			
	長期研修	2人			
	青年研修	101人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	2件	132,445千円	
		支援型	1件		
		地域提案型	8件		
		出前講座	204件		
	市民参加型協力支援	施設訪問	13件		国民参加協力関係費
		開発教育指導者研修	109人		
		教師海外研修	11人		
		市民参加協力	29件		
	共催事業	30件			
	日系研修	1人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	678人			
	在外スタディツアー**	6件			
利用者数	1,099人				

\*研修員受入事業の人数実績は前年度(平成20年5月末現在)  
\*\*文字等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	職員数
国内機関・施設の運営に係る経費	129,183千円	7人
	91,605千円	

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人数を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。



機関名：北陸支部

所掌地域：富山、石川、福井

事業区分	事業実績	経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	42人	165,530千円
	課題別研修	18人	
	長期研修	0人	
	青年研修	94人	
	草の根技術協力	1件	
国民参加協力事業	草の根技術協力	0件	95,544千円
	支援型	0件	
	地域提案型	3件	
	出前講座	169件	
	施設訪問	7件	
	開発教育指導者研修	206人	
	教師海外研修	9人	
	市民参加協力	10件	
	共催事業	22件	
	日系研修	7人	
	ボランティア派遣前研修	0人	
	ボランティア募集説明会参加者数	259人	
在外スタディツアー**	10件		
利用者数	1,457人		

\*研修員受入事業の人数実績は暫定値(平成20年5月末現在)

\*\*大卒等から国内機関に派遣供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	職員数
うち人件費*	97,129千円	5人
職員数	65,432千円	5人

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

機関名：四国支部

所掌地域：徳島、香川、愛媛、高知

事業区分	事業実績	経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	12人	264,483千円
	課題別研修	61人	
	長期研修	21人	
	青年研修	99人	
	草の根技術協力	3件	
国民参加協力事業	草の根技術協力	0件	98,243千円
	支援型	0件	
	地域提案型	4件	
	出前講座	94件	
	施設訪問	2件	
	開発教育指導者研修	528人	
	教師海外研修	8人	
	市民参加協力	26件	
	共催事業	26件	
	日系研修	0人	
	ボランティア派遣前研修	0人	
	ボランティア募集説明会参加者数	408人	
在外スタディツアー**	6件		
利用者数	148人		

\*研修員受入事業の人数実績は暫定値(平成20年5月末現在)

\*\*大卒等から国内機関に派遣供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	職員数
うち人件費*	90,065千円	5人
職員数	65,432千円	5人

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

機関名：二本松青年海外協力隊訓練所  
所掌地域：福島

事業区分	事業実績	経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	15人	218,383千円
	課題別研修	42人	
	長期研修	0人	
	青年研修	43人	
国民参加協力事業	草の根技術協力	0件	262,291千円
	支援型	1件	
	地域提案型	1件	
	出前講座	57件	
	施設訪問	144件	
	開発教育指導者研修	0人	
	教師海外研修	5人	
	市民参加協力支援	4件	
	共催事業	21件	
	日系研修	0人	
	ボランティア派遣前研修	649人	
	ボランティア募集説明会参加者数	294人	
	在外スタディツアー**	3件	
利用者数	4,434人		

\*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）  
\*\* 大字等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	198,081千円
	うち人件費*	91,605千円
職員数		7人

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

機関名：駒ヶ根青年海外協力隊訓練所  
所掌地域：長野

事業区分	事業実績	経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	0人	23,572千円
	課題別研修	0人	
	長期研修	0人	
	青年研修	33人	
国民参加協力事業	草の根技術協力	0件	250,003千円
	支援型	0件	
	地域提案型	1件	
	出前講座	98件	
	施設訪問	32件	
	開発教育指導者研修	76人	
	教師海外研修	2人	
	市民参加協力支援	7件	
	共催事業	6件	
	日系研修	0人	
	ボランティア派遣前研修	805人	
	ボランティア募集説明会参加者数	203人	
	在外スタディツアー**	0件	
利用者数	3,293人		

\*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）  
\*\* 大字等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	174,009千円
	うち人件費*	65,432千円
職員数		5人

\*人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

機関名：国際協力総合研修所  
所掌地域：一

事業区分	事業実績	経費実績
国・課題別事業計画関係費	調査研究案件	18 件
	容員研究案件	9 人
人材養成確保関係費	国際協力専門員	111 人
	ジュニア専門員	133 人
	長期研修員 (国内・海外)	128 人
	派遣前研修	12 回
	能力強化研修	14 コース
		2,717,935 千円

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費
	うち人件費*
	716,027 千円
	437,641 千円
	職員数
	34 人
	入館率**
	64.7% (63.9%) ***
	一泊当たりの滞在コスト
	4,569 円

\* 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を平成19年度末の各職団人数で割り戻して計算。  
\*\* 入館率はGIV、年末年始を除く  
\*\*\* ( ) 内は18年度実績

機関名：国際協力総合研修所  
所掌地域：一

事業区分	事業実績	経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	—	132,773 千円	
	課題別研修	—		
	長期研修	16 人		
	青年研修	—		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	—	0 千円
		支援型	—	
		地域提案型	—	
	市民参加型協力支援	出前講座	—	
		施設訪問	—	
		開発教育指導者研修	—	
		教師海外研修	—	
		市民参加協力	—	
		共催事業	—	
	日系研修	—	国民参加協力関係費	
ボランティア派遣前研修	—			
ボランティア募集説明会参加者数	—			
在外スタディーツアー**	—			
利用者数	59,888 人			

\* 研修員受入事業の人数実績は暫定値 (平成20年5月末現在)  
\*\* 大文字等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

機関名：広尾センター（JICA地球ひろば）  
 所掌地域：栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨（市民参加協力事業のみ）

事業区分	事業実績		経費実績	
	関係費	関係費	関係費	関係費
研修員受入事業*	国別研修	0人		65,869千円
	課題別研修	0人		
	長期研修	0人		
	青年研修	80人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	42件		1,296,457千円
	ハートナー型	42件		
	支援型	11件		
	地域提案型	10件		
	出前講座	400件		
	施設訪問	421件		
	市民参加型支援	1,965人		
	開発教育指導者研修	38人		
	教師海外研修	17件		
	市民参加協力	178件		
	共催事業	12人		
	日系研修	40人		
	ボランティア派遣前研修	5,042人		
ボランティア募集説明会参加者数	52件			
在外スタディツアー**	89,045人			
利用者数				

\*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成20年5月末現在）

\*\*大宇等から国内機関に依頼する職員の人件費を平成19年度末の各機関人数で割り戻して計算。

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	職員数
	457,146千円	22人
	287,901千円	

## (2) 業務運営全体の効率化

### 小項目 No. 2 事務手続きの効率化

#### 【中期計画】

(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、

- 専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。
- コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。
- 内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。

(ロ) 随意契約等における委託等について、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図る。さらに、随意契約の妥当性については、第三者の参加を得て検証を行うとともに、委託先の執行状況をチェックするシステムの導入を図る。具体的には、

- 関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。
- 随意契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行い、随意契約の情報を積極的に開示し透明性の確保を図る。また、委託先の適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認の手続きを明確にし実行する。

#### 【年度計画】

- ア. 研修員受入について、研修コースの募集要項及び応募様式の送受用データベースを導入・運用し、事務手続きの効率化を図る。
- イ. 専門家派遣について、平成18年度に導入した新派遣システムの効果的運用を図り、派遣手続きの効率化を行う。
- ウ. ボランティア関連業務の手続きの効率化に向けたシステムの設計を行う。
- エ. コンサルタント契約について、現地業務費の精算の簡素化を試行的に導入し、手続きの合理化を図る。
- オ. グループウェア等を活用して内部連絡文書の電子化・合理化を進める。
- カ. 関連公益法人等との契約の見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約への移行を進める。
- キ. 随意契約の妥当性について第三者による検証を行うとともに、随意契約の情報をホームページにて開示し、透明性の確保を図る。
- ク. 委託先の適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認の手続きを明確にし、実行する。

#### 【当年度における取組】

研修員受入等の事務手続きを見直し、各種システムの導入によるプロセスの簡素化・電子化を進め、文書枚数、通信費等を削減した。内部連絡文書に関し、業務公電データベースを本格導入

した結果、FAX送付件数が7割減少した。随意契約については、「随意契約見直し計画」の達成に向け、一般競争入札等への移行を着実に実施し、「随意契約見直し計画」の実施状況、関連公益法人との随意契約の実績、随意契約を行った理由等について、第三者検証を行った。

海外移住資料館の管理・運營業務及び国際協力人材センターの業務について、「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成21年度の市場化テスト（民間競争）導入に向けた準備を進めた。

## 1. 事務処理の改善

### (1) 専門家等派遣、研修員受入及びボランティア関連の事務手続きの効率化

研修員受入関連の事務手続きを見直し、従来公電（FAX）等で送付していた応募要領及び申請書類のやりとりについて、オンライン上のデータベース（「研修ポスト」）にアクセスして行えるよう、18年度にシステム開発を行い、試行導入を経て、19年2月から本格的に導入した（国際情報通信網が接続されていない一部の在外事務所を除く）。本データベースの導入によるFAX送信枚数の削減額は24万枚と試算される。

また、これまで各国内機関が行ってきた研修員受入に係る事務手続き（ビザ発給依頼等）についても本部（研修員受入支援センター）への一元化による事務合理化を目的として、帳票作成システムの利用（20年4月稼働予定）に向けた準備を進めた。

さらに、宿泊予約手続きの本部一元化に向け、20年2月に各国内機関の実務担当者を集めて、宿泊予約業務の効率化に係る現場の意見、経験を共有しつつ、業務効率化に必要な取組事項及び今後の作業スケジュールを整理した。

専門家等派遣関連の事務手続きについては、18年10月に専門家及び調査団の各種手続きを行うための新派遣システムを導入し、そのサブシステムである派遣者ポータルシステム（専門家等からの各種届出、申請等の処理を電子化したもの）の利用促進を通じて効率化を図っている。19年度は、駐在員向け（19年4月以降毎月実施）やボランティア調整員向け（2回）にポータルシステム操作研修を実施したほか、専門家等へのパスワード切れ防止注意喚起メール（注）を19年11月以降毎月発出し、継続的に利用可能となるよう支援した。

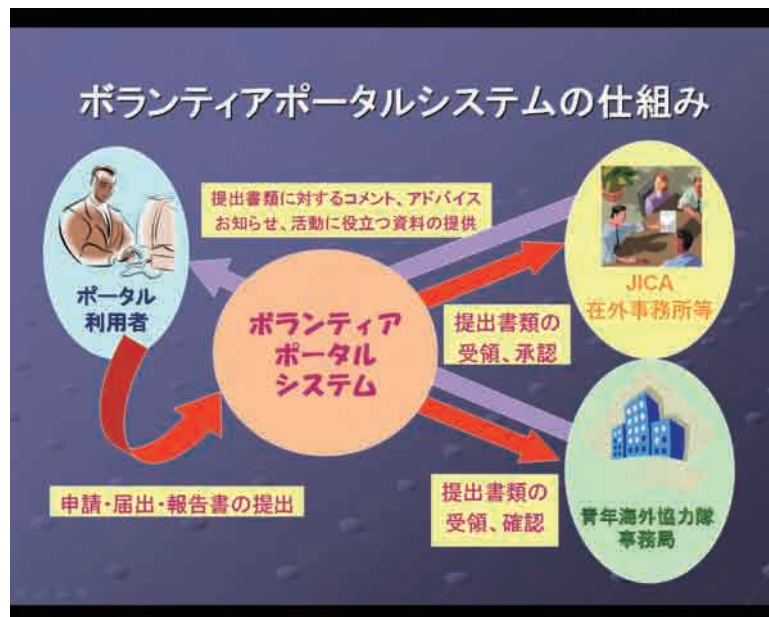
（注）同システムは情報セキュリティの観点から、60日に1回パスワードを再設定するようになっているが、期限内に再設定しないため、システムにログインできなくなる利用者もいることから、注意喚起メールを発出するもの。

これらの取組もあり、19年度の派遣者ポータルシステムの利用率は、64%（18年度実績60%）と前年度比4ポイント向上した（19年度下半期の利用率は70%）。また、同システムの利用により、内部連絡文書（業務公電等）の作成等において、年間2,800時間、1万6千枚の削減効果があったと試算される。

ボランティア関連の事務手続きについても見直しを行い、各種手続きを電子化する新たなシステム（「ボランティアポータルシステム」）の開発を18年度に開始し、19年度は同システムの基本設計及び詳細設計を行った（20年度第1四半期から稼働予定。）。同システムは、専門家と同じように、従来公電（FAX）で送受信を行っていたボランティアから提出される各種申請書

類及び報告書やボランティアに関する情報照会などをインターネット上で行うものであり、本システムの導入による通信料削減額は年間約5,700千円と試算される。

また、同システムの導入に先立ち、派遣中のボランティア、在外事務所のボランティア業務担当者、青年海外協力隊事務局の担当者、業務委託先の担当者等の利用対象者に対し、延べ19回の操作研修を実施するとともに、ボランティア向けのDVD版マニュアルの配布を行った。



## (2) コンサルタント契約手続きの合理化

コンサルタント契約手続きについて、精算に係る手続きの合理化・簡素化を目的として、コンサルタントから要望のあったものを中心に、関係団体からも意見を聴取し、適正な手続きを確保できることを確認した上で、見直しを行い、『JICAコンサルタント契約「業務実施契約」精算の手引き』（平成18年11月）を19年11月に改定した。従来の手続きからの主な変更点は次のとおり。

- ①航空賃（契約書上の航空賃合計を下回る場合は、証憑書類を確認した上で実費精算）
- ②為替レート（機構が精算レートを設定していない国については、OANDA（注）の前月末日付レートを翌月の精算レートとして適用）  
（注）通貨に関するインターネットサイト。世界のあらゆる国の通貨の為替交換レートを算出することが可能。
- ③クレジットカードの扱い（法人名義のカードのみならず、業務従事者名義のカードについても航空券購入、経由地における荷物の超過料金及びインターネットによるパソコンソフト等の購入について使用可能）
- ④銀行振込み（本邦コンサルタントから現地業者等への支払いについて、銀行振込みを可能とした。）

これら手続きの変更について、関係者への周知徹底を図るために、コンサルタントを対象とした説明会（「コンサルタント業務実施契約に関する精算説明会」）を2回開催した（117社120人が参加）。

なお、コンサルタント契約に関連して、16年から18年にかけて判明した、コスタリカ国における開発調査「コスタリカ国テンピスケ川中流域農業総合開発計画調査」（平成13年度実施）をはじめとする、機構の契約相手方であるパシフィックコンサルタンツ・インターナショナル（PCI社）による現地再委託先との間の取引における不適切な経理処理を受け、機構は同種の事案の再発を防止するため、弁護士等外部有識者を含む検討委員会を設置し、18年1月に現地再委託手続きに係るガイドラインを策定した（本ガイドラインは機構職員、コンサルタント企業に説明を行い、ホームページで公表）。また、18年6月には、現地再委託契約手続きにおける事前の審査・承認手続きの廃止、現地再委託契約締結後の契約内容の確認の徹底、現地再委託業務終了後の第三者機関による抽出検査の導入等を含む事前手続の合理化・効率化と事後チェックの強化をポイントとして、本ガイドラインを改定した。

この再発防止策について、19年の会計検査院の検査報告で実施状況が報告されており、19年度に機構が行った第三者による抽出検査（公認会計士の参加を得たもの）では、本ガイドラインが適切に運用されていることが確認されている。

## **2. 文書事務の削減**

内部連絡文書の合理化については、従来FAXで送受信を行っていた業務公電をグループウェア上で作成、送受信、蓄積及び共有する電子化システム（「業務公電データベース」）を開発し、19年7月から試行利用を開始するとともに、各部へのアンケートを実施し、システムの改善に向けた意見聴取を行った。アンケート結果を踏まえて改修を行った上で、19年11月に本部、国内機関及び在外事務所（国際情報通信網が接続されていない一部の在外事務所を除く）において本格導入した。

本システムの導入により、従来のFAXでの送受信に比べ、情報共有の迅速化が図られるとともに、秘文書の閲覧についてはパスワードの入力を必須とする等、情報セキュリティの強化も図られた。なお、本システムの導入により、導入前に比べFAX送付件数は7割減少した（19年11月から20年3月までの5ヶ月間に送付した公電109千件のうち、FAX送付した件数は33千件）。19年度は、業務公電データベースシステム等の導入による電子化を進めたことにより、通信経費を18年度実績に比べ約85百万円節減した。

また、業務公電データベースの導入に際し、内部規程の改正、利用マニュアルの整備、本部内全部局を対象とした説明会の実施、グループウェアを通じた改修内容及び利用上の留意事項の周知、運用方法・操作手順に係る照会対応等を行った。



### 3. 随意契約の見直し

#### (1) 関連公益法人等との契約の見直し

関連公益法人との契約について、18年度実績に基づき見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約への移行について、19年度以降の具体的な見直し計画を決定した。同計画では、随意契約によることが真にやむを得ないもの（無償資金協力案件に係る概算事業費分析業務等）を除き、21年度までに可能なものから順次一般競争入札等に移行することとした。（これにより、18年度契約実績ベースで、競争性のない契約は金額で3%、件数で4%まで減少する見込み。）

19年度における競争性のない随意契約は、43件（契約全体に占める割合は31%）、2,799百万円（契約全体に占める割合は25%）となり、件数は前年度比132件減（56ポイント減）、金額は前年度比7,305百万円減（66ポイント減）と、一般競争入札等への移行を着実に実施した。（下表参照）

#### 関連公益法人に係る随意契約見直し計画の進捗状況

（単位：件、百万円）

	平成18年度実績		平成19年度実績		対前年度比増減 (上段はポイント)		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
一般競争入札等	競争入札	0	0	0	0	0	
	企画競争・公募	13%	10%	69%	75%	56	66
	小計	25	1,064	95	8,455	70	7,391
競争性のない 随意契約	88%	90%	31%	25%	▲ 56	▲ 66	
	175	10,084	43	2,779	▲ 132	▲ 7,305	
合計	100%	100%	100%	100%	▲ 62	86	
	200	11,148	138	11,234			

（注）金額及び割合はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

#### (2) 随意契約の妥当性のチェック

契約の適正化の一層の推進の観点から、「独立行政法人整理合理化計画」策定の一環で19年12月に「随意契約見直し計画」を策定し、公表した。同計画では、18年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、遅くとも23年度までに全て一般競争入札等に移行することとした。（「随意契約見直し計画」の実行により、23年度までに競争契約を含む全契約のうち、競争性のない契約は金額で17%、件数で38%まで減少する見込み。）

19年度における競争性のない随意契約は、1,996件（契約全体に占める割合は45%）、188億円（契約全体に占める割合は24%）となり、件数は前年度比789件減（9ポイント減）、金額は前年度比89億円減（12ポイント減）と、「随意契約見直し計画」の達成に向け、一般競争入札等への移行を着実に実施した。（下表参照）

### 随意契約見直し計画の進捗状況

（単位：件、億円）

	平成18年度実績		平成19年度実績		対前年度比増減 （上段はポイント）		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
一般競争入札等	競争入札	3% 161	4% 29	3% 146	6% 47	0 ▲15	2 18
	企画競争・公募	43% 2,188	61% 471	51% 2,268	71% 562	9 80	10 91
	小計	46% 2,349	64% 500	55% 2,414	76% 609	9 65	12 109
競争性のない 随意契約	54% 2,785	36% 277	45% 1,996	24% 188	▲9 ▲789	▲12 ▲89	
合計	100% 5,134	100% 777	100% 4,410	100% 797	▲724	20	

（注）金額及び割合はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

随意契約の妥当性に係る第三者検証については、機構内の「業績評価委員会」（小項目No. 31参照）において、外部検討委員（有識者に委嘱）を交えて、18年度契約実績については、19年6月に検証の方法を含めて試行的に検証を行い、19年度契約実績については、20年6月に「随意契約見直し計画」の実施状況、関連公益法人との随意契約の実績、随意契約を行った理由等について、検証を行い、引続き「随意契約見直し計画」に基づき順次、一般競争入札等競争性のある契約への移行を進めるよう指摘がなされた。

随意契約の情報の開示に関し、19年度においても引続きウェブページによる迅速かつ適切な情報の公表を実施した。また、「随意契約見直し計画」において、随意契約情報の公表の基準及び項目について、さらなる透明性の向上の観点から、20年1月以降の契約分より国の基準に準じて変更した（下表参照）。

#### 随意契約の公表基準の変更の概要

旧		新	
区分	基準	区分	基準
工事又は製造	500万円超	工事又は製造	250万円超
その他	300万円超	財産の買入れ	160万円超
		物件の借入れ	80万円超
		その他	100万円超

#### 随意契約の追加公表項目

・ 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別。
・ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
・ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
・ 企画競争又は公募手続を行った場合には、その旨を記載。
・ 関連公益法人等との随意契約を締結する場合に、常勤職員等であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数。

また、随意契約の委託先の適正な執行を確保するため、以下のとおり、委託先に対する定期的な報告・確認の手続きを実施した。

- ・ 四半期毎の概算払を実施する案件については、四半期毎に精算を実施し、執行状況を確認
- ・ 契約期間中、委託先から定期的に提出される業務報告書及び業務従事月報や、業務責任者からの報告を通じ、執行状況を確認
- ・ 必要に応じ、毎月1回、委託先との定期協議を開催するなど、進捗監理等に係る情報交換

各国内機関が業務委託先と契約を行う研修事業についても、同様の手続きにより委託先の執行状況を確認している。同事業については、相手国の中央政府、地方公共団体、公的機関等に所属する者を主な研修対象者としていることから、基本的にわが国政府や地方公共団体等有する特定のノウハウを調達する形態の事業であり、一般競争入札等になじまないものが多いが、今後は、民間を含む多くの機関が知見を有する分野の研修について、可能なものから公募方式等を導入していく。（なお、20年3月の新聞報道で、JICA大阪が12年度から15年度にかけて実施した課題別研修に係る研修委託契約において、委託先（(財)地球環境センター）から研修業務の一部を請け負った再委託先が委託費の一部を目的外使用したとされる事案について、20年5月現在調査継続中であるが、再発防止策を策定。）

#### **4. 市場化テストの導入**

「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センターの業務について、21年度実施分から、官民競争入札等監理委員会における審議を経て民間競争入札を行うこと（市場化テスト）を決定した。

19年度は、海外移住資料館及び国際協力人材センターの業務として、確保されるべき質について整理を行い、実施要領案の作成に着手した。

### 小項目 No. 3 経費の効率化

#### 【中期計画】

(ハ) 中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、業務経費（重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率的実施等の取組によって、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成する。

また、中期目標期間中、一般管理費（特殊要因又は受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、人件費、事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成する。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（平成18年度から5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間に於いて5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。なお、この独立行政法人国際協力機構法の改正（平成18年11月15日交付。以下改正後の独立行政法人国際協力機構法が「改正機構法」という。）以前の業務にかかる人件費削減の取組とともに、改正機構法による新たに実施する業務（改正機構法第13条第1項第2号及び第3号に限る。）に係る人件費についても、同様の削減に取り組むものとする。

(ニ) 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないようモニタリング手法の確立に努める。

#### 【年度計画】

ケ. 業務経費について、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成するための取組を行う。

コ. 一般管理費について、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成するための取組を行う。

サ. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、人件費について平成17年度を基準として平成18年度から平成22年度までの5年間に於いて5%以上の削減を行うため、平成17年度に比べ平成19年度人件費を1.5%削減する。また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、役職員の給与について見直し等を進める。

シ. 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないように適切なモニタリングのあり方について検討を行う。

#### 【当年度における取組】

19年度の業務経費及び一般管理費の支出実績は、前年度予算比でそれぞれ1.4%減、3.

1%減となり、中期計画に定める削減目標に沿って着実に効率化を進めた。人件費についても、19年度計画の削減目標（対17年度実績比1.5%減）を上回る削減（1.8%減）を達成した。また、これらの効率化の取組が事業の質の低下をもたらすことがないよう、19年度は実施中のプロジェクト成果管理等のためのモニタリング手法を中心として、事業のマネジメントの考え方を整理し、「事業マネジメントハンドブック」としてとりまとめた。

### 1. 業務経費の効率化

19年度の業務経費の支出実績は、業務調整員等の処遇の見直し、研修員受入に係る経費の削減、ボランティアの募集選考及び技術補完研修に係る経費の削減、人員の養成確保に係る経費の削減等を行ったことから、ベースライン（前年度予算額）と比較して1.4%減の143,101百万円となり、中期計画に定める削減目標（毎事業年度1.3%以上の効率化）を達成した。

[平成19年度の業務経費支出実績]

(単位：百万円)

	18年度予算額 (ベースライン)	19年度 支出実績	増減 (対18予算)
業務経費	145,205	143,101	2,104 (1.4%減)

### 2. 一般管理費の効率化

19年度の一般管理費の支出実績は、引続き総人件費改革の着実な実施を図ったこと等から、ベースライン（18年度予算額）に比較して3.1%減の11,737百万円となり、18年度比年率3%以上の効率化を達成した。

[平成19年度の一般管理費支出実績]

(単位：百万円)

	18年度予算額 (ベースライン)	19年度 支出実績	増減 (対18予算)
一般管理費	12,116	11,737	379 (3.1%減)

### 3. 人件費の削減

19年度の人件費は、引き続き新人事・給与制度の定着及び早期退職の勧奨を図ったこと等から、支出実績（削減対象人件費総額）は13,197百万円となり、19年度計画における削減目標（対17年度実績比1.5%減）を上回る削減（1.8%減）を達成した（17年度支出実績比236百万円減）。

ラスパイレス指数の低下に向けた取組については、18年度に実施した賞与の引下げを維持しつつ、職務限定制度（経理、調達等の専門的業務や特定分野にかかる研究に特化した業務等、職務を限定した職員を採用するもの）を20年度上半期から導入する目途をつけるとともに、勤務

地限定制度（勤務地を限定した職員を採用するもの）導入の検討を進めた。ただし、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に際し、給与制度を一本化するべく調整を行う必要があるため、19年度中には給与制度改変を実施しなかった。（このため、結果として19年度のラスパイレス指数は対前年度比0.6ポイント上昇する見込み。）

[平成19年度の人件費（削減対象）支出実績]

(単位：百万円)

	17年度 実績	18年度 実績	19年度 実績	増減 (対17実績)
人件費	13,433	13,288	13,197	236 (1.8%減)

\*削減対象人件費：役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、技術協力派遣職員給与（ただし、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）

#### 4. モニタリング手法の確立に向けた取組

事業の質の確保のためには、現場で刻々と変化する状況に柔軟に対応した適切なプロジェクト運営管理の一環として、継続的なモニタリングを行なうことが重要である。機構では、本中期目標期間（19～23年度）において、独立行政法人としての経費効率化を進めつつ、これまで行なってきたモニタリングも踏まえ、その手法の確立に向けて取り組むこととし、22年度を目途に試行的導入することを目指し、はじめに既存のモニタリング手法について整理、検証を行うこととした。19年度は、実施中のモニタリング方法を中心に事業のマネジメントの考え方を整理した。

具体的には、技術協力プロジェクトにおいては、プロジェクト実施期間中、原則として半年毎に、被援助国政府及び日本側のプロジェクト関係者が合同で作成する「プロジェクト事業進捗報告書」による定期的なモニタリングを実施している。同報告書においては、当該プロジェクトにより期待される成果の達成状況及びその活動の進捗状況を整理している。さらに、当該報告書に加え、テレビ会議システム等を活用し、プロジェクトの進捗を確認・把握し、必要に応じ、成果管理、リスク発生予防等についてプロジェクト実施担当部署からプロジェクトに指示を行うなど、本部から現場へのフィードバックを行ない、事業の質の確保に取り組んでいる。

このモニタリング方法を含め、機構の技術協力事業におけるマネジメントの基本的な考え方を19年12月に、「事業マネジメントハンドブック」としてとりまとめ、職員、国際協力専門員等に配布するとともに、理解促進のための研修を開催した。

### (3) 改正機構法の施行に向けた準備

#### 小項目 No. 4 改正機構法の施行に向けた準備

##### 【中期計画】

改正機構法の施行に向けて、技術協力事業、有償資金協力事業及び無償資金協力事業の相乗効果が最大限発現される実施体制を構築すべく、関係機関と調整の上、組織、業務の統合に向けた準備を適確かつ着実に進める。この際、ODAの実施に係る業務の継続性を損なわないよう、かつ、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるよう適切な配慮を行うとともに、本部及び在外事務所の速やかな統合、部局間の連携強化等を通じた援助効果の向上等統合メリットを最大限に発揮するよう留意する。

##### 【年度計画】

改正機構法の施行に向けて、技術協力事業、有償資金協力事業及び無償資金協力事業の相乗効果が最大限発現される実施体制を構築すべく、関係機関と調整の上、組織、業務の統合に向けた準備を適確かつ着実に進める。この際、ODAの実施に係る業務の継続性を損なわないよう、かつ、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるよう適切な配慮を行うとともに、本部及び在外事務所の速やかな統合、部局間の連携強化等を通じた援助効果の向上等統合メリットを最大限に発揮するよう留意する。

##### 【当年度における取組】

「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成18年11月15日法律第100号）の施行（20年10月1日）による組織、業務の統合に向け、関係機関との調整、合意（基本方針）形成等を着実に進めた。

#### 1. 円滑な準備のための枠組形成

20年10月1日の改正機構法の施行による国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に向け、準備作業を円滑に進める観点から、国際協力銀行との間で経営層において統合連絡会（機構理事長、副理事長を含む役員連絡会）、理事定例（理事間協議）を設置し、重要事項に関する意思決定、進捗管理及び情報共有を図った（19年度は各7回開催）。事務レベルでは、18年3月に組織、人事、財務、事業等9つのタスクフォースを設置し、具体的な制度設計に関する検討を進めてきた。19年10月からは「新JICAにおける技術協力・資金協力 業務フロー・実施体制検討会」を設置し、業務フローの詳細及び実施体制について検討を行っている。

各タスクや担当部局における統合準備の進捗状況については、本部の全職員向けに説明会を開催し、情報共有や統合に向けた意識醸成を図った（19年度は5回開催）。本説明会はテレビ会議システムを利用して、国内機関及び在外事務所の職員も参加した。



## 2. 組織の統合にかかる基本方針の決定及び準備

統合後の組織については、18年6月12日に外務省・国際協力機構・国際協力銀行が連名で策定・公表した「新時代のODA実施体制作り（新JICAの制度設計のポイント）」において示した「地域を中心とした体制の確立を進め、各国・地域毎に3つの援助手法を跨ぎ、援助の全体像を管理できるようにする」との基本方針の下、統合後の本部の体制について、関係機関で具体的な検討を進め、現行の18部2局3室体制から、24部2局5室1研究所体制とすることとした。なお、執務場所については、入居可能物件の制約等から当面はそれぞれの本部がある新宿及び竹橋の執務場所を併用することとしたが、早急に一箇所で執務が行えるよう調整を進めている。

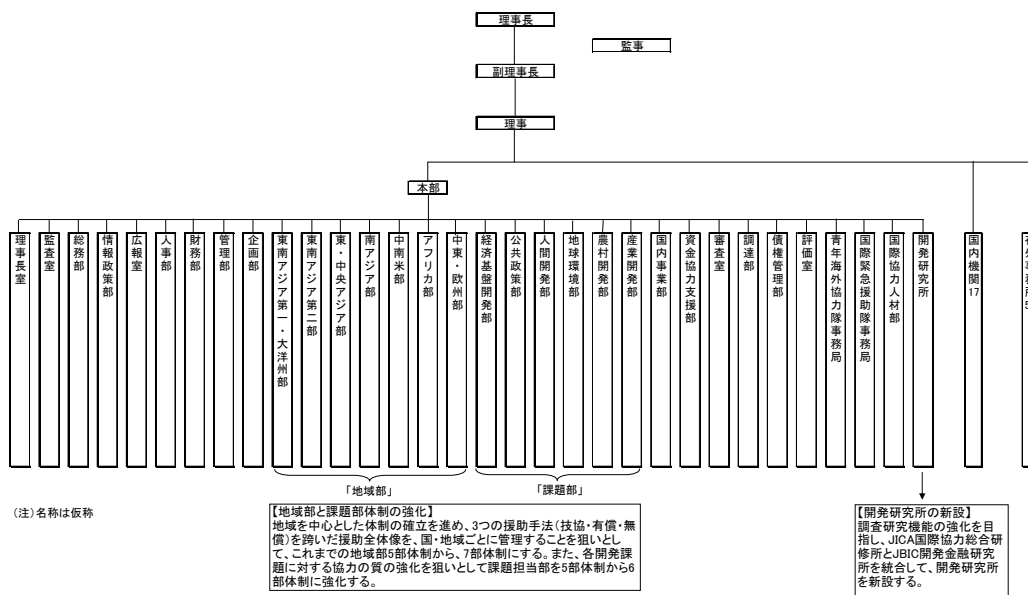
在外事務所については、1つの国に両機関が事務所を設置している19カ国（インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、中国、インド、スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、ブラジル、メキシコ、ペルー、ケニア、エジプト、ヨルダン、フランス、英国、米国）において統合時点で事務所を一本化することとした。また、統合後の在外事務所が担う業務を踏まえて、国際協力銀行と調整した上で、機構のガイドラインを更新する形で事務所面積の基準を設定し、19事務所の統合計画を策定した。同計画に基づき、情報システムの整備、引越準備等の作業を開始した。

在外事務所の要員体制に関しては、各事務所の業務量及び内容を踏まえて、現地職員で対応可能な業務を整理するとともに、その処遇について調整を進めている。

また、人事・給与制度の一本化について、両組織の人事制度の違いを踏まえつつ、新JICAとしての人事・給与制度を構築すること、新組織としての一体感を醸成する適材適所の人事配置を行うことを基本方針として具体的な検討を進めている。

### 【統合後の機構】 24部2局5室1研究所

独立行政法人国際協力機構の機構  
(平成20年10月1日時点)

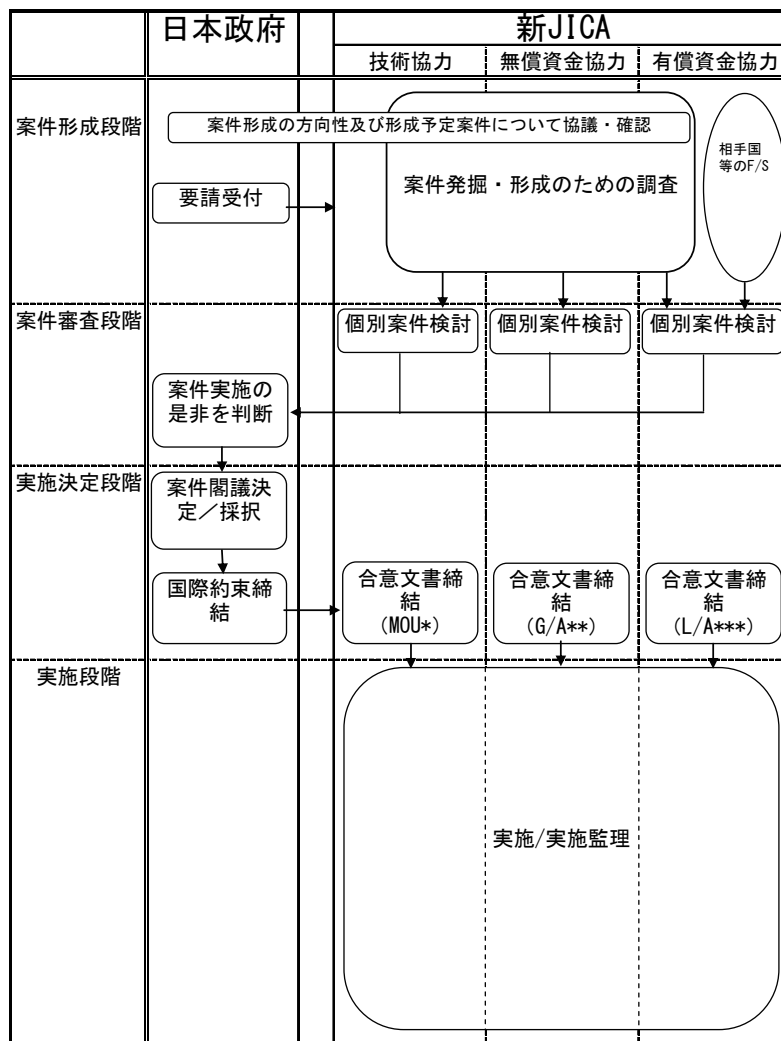


### 3. 業務の統合にかかる基本方針の決定及び準備

統合後の業務について、上述の「新時代のODA実施体制作り（新JICAの制度設計のポイント）」において示した「技術協力、有償資金協力、無償資金協力というODAの援助手法の何れにおいても、案件の形成から政府による決定を経て実施に至るというそれぞれの流れがあるが、新JICAにおいては、各手法の特性に留意しつつも、例えば国・地域別の業務の実施方針を作る上では、統合・簡素化された業務フローの確立を目指す」との基本方針の下、具体的な業務フローの検討を進めている。

特に19年度は、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の3つの援助手法それぞれで行ってきた案件発掘・形成のための調査業務を、新JICAにおいては「協力準備調査（仮称）」という枠組に統合することとした。本調査の導入により、案件発掘・形成を横断的に行い、援助手法の連携による相乗効果の発現を促進することを目指している。

### 新JICAの業務フロー



\* Memorandum of Understanding 【仮称】  
 \*\* Grant Agreement  
 \*\*\* Loan Agreement

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 総論

#### 小項目 No. 5 効果的な事業の実施

##### 【中期計画】

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の枢要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、今後実施段階で技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うことを踏まえ、資金協力との連携強化に努める。具体的には、

- 政府の案件採択に資するよう、政府の外交方針及び援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。
- わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。
- 各種事業の効果を高めるため、国別・地域別アプローチを強化し、事業のプログラム化を進める。
- 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し、効果的な活用を推進する。
- 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、災害、感染症、地球温暖化等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- 国際協力銀行（円借款関連部分）との情報の共有や意見交換、人事交流をはじめとして、資金協力との連携強化に努める。

##### 【年度計画】

- ア. 政府の案件採択に資するよう、政府の外交方針及び援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。
- イ. 援助協調について、各種会議・協議への参画・開催や情報発信、人事交流、関係機関・他ドナーとの連携協力を実施する。
- ウ. 援助協調の一環として、国際社会共通の目標への取組として定められたミレニアム開発目標（MDGs）の達成への取組について、国際社会の動向に対応しつつ、機構の貢献について対外的に発信する。また、国際的な援助効果向上の議論を踏まえ、機構の事業にお

ける具体的な対応の必要性を検討し、適切に対処する。

- エ. 資金協力も視野に入れ、国別・地域別の事業実施方針の策定を進め、案件形成から要望調査、事業実施までの一連の過程において各種事業のプログラム化を進め、事業効果を向上させる。
- オ. 事業を通じて得られる教訓や最新の援助潮流を踏まえ、課題別指針の新規策定または改訂・更新を行う。また、課題別アプローチを引き続き強化し、各分野課題において、ナレッジサイト等のコンテンツの充実を図るとともに、その活用を促進する。
- カ. 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、災害、感染症、地球温暖化等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- キ. 国際協力銀行（円借款関連部分）との情報交換等を引き続き行うとともに、資金協力と技術協力プロジェクト／開発調査との連携を一層推進する。
- ク. 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。

### 【当年度における取組】

政府の開発援助政策及び方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、効果的に技術協力等の事業を実施するため、政策を踏まえた案件の形成、国際援助機関との連携・協調、国別・地域別アプローチの強化、開発課題や事業実施に関する知識・ノウハウの蓄積、人間の安全保障の視点の事業への反映、資金協力との連携強化等に取り組んだ。

## 1. 案件の形成支援

機構は、政府の外交方針および援助方針等政策を踏まえつつ、現地ODAタスクフォースの活動を通じて、開発途上国の重点開発課題を的確に把握するとともに、課題解決に向けて策定したプログラムに沿って具体的な案件形成にかかる支援を実施しており、19年度は90カ国298のプログラムについて、プロジェクト形成調査等の案件形成支援事業を実施した（東南アジア52プログラム、その他のアジア52プログラム、大洋州10プログラム、中南米60プログラム、アフリカ87プログラム、中東32プログラム、欧州5プログラム）。この結果、これまでに196のプログラムにおいて具体的なプロジェクト案が作成されており、21年度の新規案件として検討される見込みである。

なお、18年度に実施した案件形成支援事業（88カ国325プログラム）を基に、19年度及び20年度要望調査において217のプログラムについて具体的なプロジェクト案が要請され、厳しい予算状況の下151プログラムで採択がなされた。

## 2. 国際援助協調・他援助機関との連携強化

### （1）国際会議への参画・他ドナーとの連携

19年度も主たる国際機関及び二国間援助機関（世界銀行、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）、米国国際開発庁（USAID）等）との情報共有・意見交換を行い、連携を深化させるよう取り組んだ。

特に、世界銀行については、20年10月の国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合を控え、世界銀行側の副総裁や各局長の機構への来訪が増え、これらの機会を活用して具体的な連携の可能性を探った。

【主な連携実績】

機関名	連携にかかる取組内容
世界銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）に向け、共催者である世銀と日本政府共同のイニシアティブ発表に貢献すべく、農業・農村開発、教育、保健等の分野で、具体的な連携対象とする課題や国の絞込みを検討した。</li> <li>日本政府拠出の基金を活用したプロジェクトについて、案件実施前（申請時）に必ず機構の事務所及び関連部局と情報を共有し、連携の可能性を検討することとした。</li> </ul>
国連開発計画（UNDP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>機構から派遣した連携協力調査員（職員）が中心となり、日本政府が拠出する「日本UNDPパートナーシップ基金」によるUNDPの活動と機構の案件の連携を進めた。（例：機構が開発調査「ガーナ地場産業活性化計画」で開発した精製品質基準・向上マニュアルを活用し、UNDPのプロジェクトにおいてシアバターの主要生産者である女性に研修を実施。）</li> </ul>
米国国際開発庁（USAID）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日米保健パートナーシップ」の合同レビューが20年2月に東京で開催され、機構も参画。レビューに先立ち、2006/07年の「アクションプラン」の下で実施されたUSAIDと機構の連携プロジェクトの成果等を分析し、今後の連携の方向性を検討するとともに、合同レビューにおいて協議した。</li> </ul>
国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）	<ul style="list-style-type: none"> <li>パイロット国（3カ国）での取組や安全管理研修等を中心に連携を進めていたが、19年6月に役員レベルでの協議を行い、これまでの連携をレビューした上で、連携の目的や今後の方向性を双方で確認し、覚書に署名した。</li> <li>機構は、UNHCRの支援対象である帰還民への技術訓練や国内避難民受入地域への支援を行っている。また、紛争直後の国に機構関係者が入る際には、UNHCRより現地の最新情報の提供や無線機の貸与等の便宜供与を受けている。</li> <li>機構の連携協力調査員（職員）及び機構が受け入れているUNHCR職員が中心となり、関係部局との協議や現地調査を進め、シリアやヨルダン等のイラク難民受入国やリベリアでの連携を検討中。</li> </ul>

また、我が国の援助のプレゼンス強化の観点から、各種セミナー、国際会議等で機構の取組について発信した。

### 【対外発信の例】

- ・ 「援助の有効性と成果：被援助国の自主的な開発戦略への援助拡充」（19年11月8日、東京）世界銀行、国際協力銀行との共催による共同セミナーにおいて、貧困削減への取組を発信。
- ・ 「ネットワークの可能性：グローバル社会における科学技術と高等教育支援」（20年2月1日、東京）世界銀行と機構の共催により開催。
- ・ 「グローバルヘルスサミット」（20年2月16日、東京）TICAD IV、G8サミットに向けて、日本政府が保健分野における国際貢献として重点を置く、感染症等個別疾病に着目した取組及び人材の育成や確保を柱とする保健システムの強化という包括的な取組の重要性について発信するとともに、緒方理事長のビデオメッセージ「健康と人間の安全保障～人々の生命と健康を守り、育むための支援」により、保健分野における機構の取組の方向性を示した。

### （２）援助協調の枠組への対応

「援助効果向上にかかるパリ宣言」（17年3月）の進捗状況について、20年9月に国際的なレビュー（アクラ・ハイレベルフォーラム）が予定されており、開発援助の現場では援助協調の動きが加速化している。具体的には、援助機関及び国際機関共通の援助戦略（Joint Assistance Strategy）の作成、当該国の各分野における援助実施の枠組等につき現地関係者間で覚書（Memorandum of Understanding）を交わすといった動きが進展している。機構の在外事務所では、在外公館と協調しつつ、所員、現地職員、専門家が情報収集を行うとともに、特に日本の協力の重点分野に関連する協議等に、積極的に参加している。

特に、現地で具体的な協力を実施する上で覚書の締結が求められるような場合は、日本政府として合意できる内容になっているか等を確認し、現地ODAタスクフォースの活動の一環として、会議への出席、案文へのコメント等を行うほか、本部からも必要に応じアドバイス等を行っている。さらに、現場レベルでの援助協調の枠組を活用し、機構が実施した優良プロジェクト例を普及させる取組も行われている。

### 【現場レベルの援助協調の枠組を活かした機構の優良プロジェクトの普及事例】

ニジェール：「みんなの学校プロジェクト」の普及

機構は、ニジェールにおいて実施した、技術協力プロジェクト「住民参加型学校運営改善計画（通称：みんなの学校プロジェクト）」において、地域住民が学校運営に参画する「学校運営委員会」の機能活性化を支援することにより、就学機会の拡大と教育の質の改善が図られたことについて、現地ドナー会議等で発信した。その結果、ニジェール政府として、機構が支援してきた住民参加による学校運営改善モデルを、ニジェールのすべての小学校（約9000校）に導入するための支援を行うこととなり、JICAプロジェクト対象以外の約6200校の学校運営委員会の設置及び研修費用（約8900万円）について、世界銀行が支援することとな

った。

このような現場レベルでの対応を担当することが見込まれる職員や専門家に対しては、派遣前研修において、援助協調及び連携に関する講義を実施（19年度実績 職員12回、専門家6回）し、より円滑な対応が図られるよう取り組んでいる。

### 3. 国別・地域別アプローチ及びプログラム・アプローチの強化

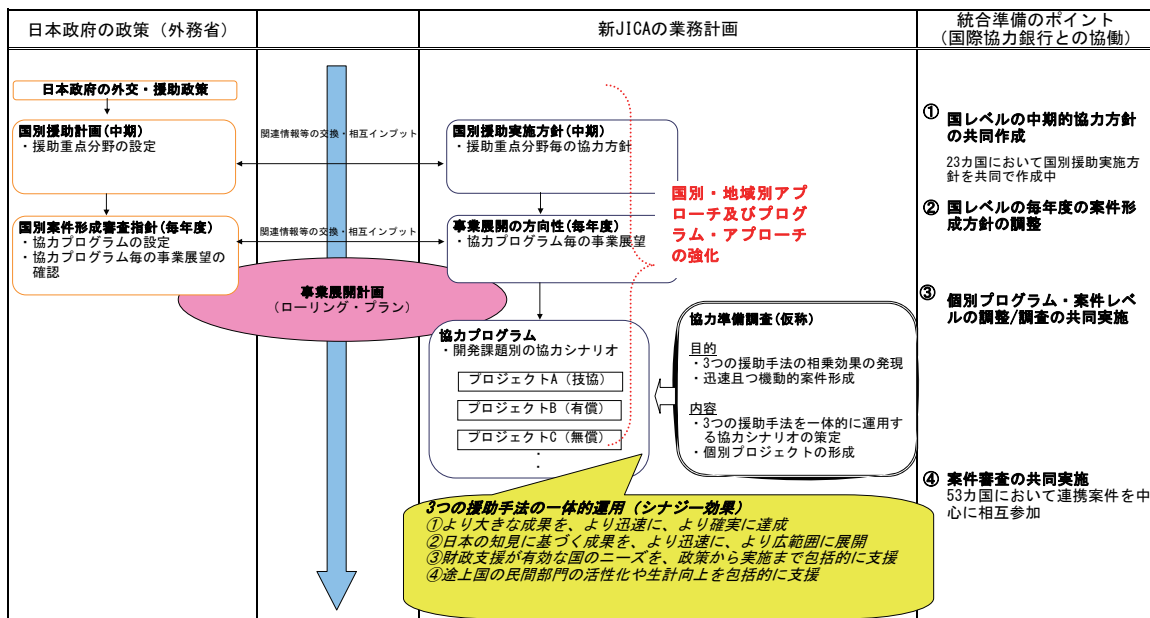
#### (1) 国別・地域別アプローチの強化

国別・地域別アプローチの強化として、地域部主導により、技術協力のみならず、有償資金協力、無償資金協力も含めた「事業展開計画」を、121カ国分作成し、外務省との調整を経て、20年度要望調査の際に活用した。

また、18年度に導入した、「事業展開の方向性」（各年度の要望調査において国別のJICA事業の方向性及び予算配分の目安を示すもの）は、88カ国を対象に平成20年度版を作成し、在外事務所において要望調査や新規案件検討の基礎資料として活用した。

さらに、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に向けて、従来の機構の「国別事業実施計画」に替わる国別の事業方針のあり方を国際協力銀行とともに検討した結果、新たに「国別援助実施方針（仮称）」を策定することとし、統合までに共同で23カ国について案を策定することとなった。

3つの援助手法の一体的運用のための準備



#### (2) プログラム・アプローチの強化

機構では、上記(1)で述べた国別・地域別の事業実施方針の下で、プロジェクト等を有機的に組み合わせる「プログラム化」による戦略的強化を進めるため、18年度にとりまとめた「改革の総仕上げに向けた具体的方策」に基づき、プログラム・マネジメントの強化策として、機構

内関係部局による「プログラム化推進協働体制」を地域部主導で構築し、プログラム調整会議の開催等を通じた情報・意見交換の定着を図った。具体的には、今後の各プログラムの戦略性向上やプログラム間の整合性・方向性等に関して、関係部局が協働して検討を行い、20年度までに優先的に戦略性の強化に取り組む117のプログラムを特定し、案件形成予算の配分を決定した。

また、技術協力と資金協力の相乗（シナジー）効果の発現に向けて、既存の事例（25件）を分析し、その結果は、プログラム化による戦略性の強化に向けた参考資料として機構内で共有した。こうした取組もあり、96プログラムにおいて、技術協力と資金協力の具体的な連携が検討された。

#### 4. 開発課題等の知見、ノウハウの共有と活用

##### (1) 課題別指針の策定・更新

機構では、前中期目標期間に引続き、開発に関係する分野・課題を23に分類して、知識やノウハウの整理を進めている。課題毎の事業実施方針である「課題別指針」は、19年度末時点で、18分野・課題において29の指針を策定済みであり、一般公開している。現在策定中のものを含めると、20分野・課題43指針となり、課題毎にきめ細かい協力方針の策定を進めている。

また、開発課題等に関する知見を共有し事業に活用する体制として、全23分野・課題について主管部を設定するとともに、「援助アプローチ」を除く22課題について課題タスクフォースを設置している。課題タスクフォースは、分野・課題情報システム（ナレッジサイト）のコンテンツ整備を行っており、横断的なタスク連絡会の開催（2回：19年6月、20年2月）による各タスクフォースの優良事例及び成果の共有や、民間企業のナレッジマネジメントの活用事例を紹介するセミナー（20年3月）の開催などを通じ、ナレッジサイトの充実を図った。併せて、機構内でのナレッジマネジメントの推進を図るため、ナレッジマネジメントの業務への活用や各課題タスクにおける活用例などを紹介するニュースレター「ナレッジマネジメントニュース」の発行（3回）や、在外赴任者向けの研修を実施した。

##### (2) 分野・課題情報システム（ナレッジサイト）のコンテンツの整備状況

分野・課題情報システム（ナレッジサイト）においては、合計2,786件の分野・課題データを新たに整備（新規作成及び削除を含む更新）した結果、19年度末時点で、合計8,374件のデータが蓄積された。このうち、特に外部関係者による活用可能性が高いと考えられるデータ1,667件を一般公開している。本情報システムへのアクセス数は、月平均918人（18年度838人）となっている。

19年度に新たに整備したコンテンツの内訳は以下のとおり。

##### 【新規に整備したコンテンツの分野・課題別の内訳】

教育	272件	自然環境保全	146件
保健医療	31件	水産	212件



水資源防災	254件	ジェンダーと開発	77件
ガバナンス	91件	都市開発・地域開発	178件
平和構築	7件	貧困削減	12件
社会保障	64件	環境管理	89件
運輸交通	219件	援助アプローチ	53件
情報通信技術	77件	評価	1件
資源・エネルギー	471件	南南協力	135件
経済政策	120件	市民参加	167件
民間セクター開発	8件	日本語教育	43件
農業開発・農村開発	59件		
		<合計>	<2,786件>

## 5. 人間の安全保障の視点の事業への組み込み

### (1) 人間の安全保障の視点の事業への反映

人間の安全保障の視点を機構が実施する事業に反映するため、国別の事業方針の策定等について、人間の安全保障を担当する部局が確認・チェックを行った。

また、人間の安全保障に貢献する事業を以下の4つのポイントに整理し、20年度要望調査で活用した。その結果、本調査において、4つのポイントのいずれかに該当する要望調査案件は、技術協力プロジェクトは60%、開発調査は50%以上を占めた。

#### 【人間の安全保障の4つのポイント】

- ①「政府」（中央政府・地方政府）と「地域社会・人々」双方へのアプローチを強く意識した案件
- ②「恐怖」（特に、紛争・災害）と「欠乏」（特に、貧困）からの自由に包括的に取組む案件（緊急援助と中長期的な開発の継ぎ目のない協力を含む）
- ③社会的に弱い人々（貧困層、障害者、先住民、高齢者、紛争の影響を受けた人々、基礎的な社会サービスが受けられない人々等）への裨益を強く意識した案件
- ④国際社会への脅威となる課題（国境を越えて拡大する脅威、地域間・国際間の移動による脅威、グローバルイシュー等）に対応することを強く意識した案件

人間の安全保障の視点を事業に組み込み、事業の質及び効果の向上を図った取組としては、以下のような事例がある。

〈「政府」（中央政府・地方政府）と「地域社会・人々」双方へのアプローチを強く意識した事業の例〉

●スリランカ 南部地域の村落生活向上プロジェクト（SouthCAP）

スリランカ政府は、地域の状況を踏まえた行政サービスを住民に提供するため、行政上の権限を中央から州へ移し、住民組織がその企画・実施・管理を受託するコミュニティ・コントラクト・システムを導入しているが、その促進のために基盤となる住民組織とそれを調整する行政官双方の能力強化が求められている。

機構は、特に、生活環境の厳しい地域である南部州ハンバントータ県を対象に、生産活動に貢献する活動として、灌漑施設等の補修・整備、乾燥地における農業生産技術指導、水供給設備整備、農村道路補修等、多面的な参加型開発事業の計画立案・実施を通じて、住民の生活向上を図っている。

併せて、事業を継続し、また、他地域へ拡大するための住民及び行政官の能力向上とその仕組みづくりを目的として、住民や行政官に対する研修を行うとともに、住民自身が集会を開き、コミュニティ行動計画を作成した上で、その計画を開発関係者（政府、援助国・機関、NGO）からなる調整委員会で検討し、各事業の実施支援機関を決定するなどの枠組の設置・運営を支援している。

このように、住民組織と地方行政の双方への働きかけにより、参加型村落開発の仕組みを構築し、天候その他の不測の事態に直面しても、地域社会が自ら問題を解決できるようになることを目指している。

〈国際社会への脅威となる課題に対応することを強く意識した事業の例〉

●ザンビア・ケニア アフリカにおける人々の移動に着目したHIV/AIDS対策

8つの国と国境を接するザンビアにおいて、機構は、現地NGOと連携し、技術協力プロジェクト「国境におけるHIV/AIDSおよび性感染症啓発活動」（15年6月～18年3月）を実施し、HIV感染のリスクが高い性産業従事者や国境を行き来する長距離トラック運転手などに対し、HIV感染の予防啓発活動、HIV/AIDSに関する知識の向上、性感染症の治療体制の整備を通じ、偏見や差別を軽減するための仲間との知識の共有、予防に向けた行動変容のための活動を実施した。

19年度は、同様の問題を抱えるケニアにおいて、ウガンダとの国境に位置する町やナイロビへ向かう幹線道路沿いの町で、長距離トラック運転手や性産業従事者、国境付近のコミュニティを対象とした活動を行う国際NGO（ファミリー・ヘルス・インターナショナル）との連携のための青年海外協力隊員の派遣を開始した。隊員は、HIV感染者に対する偏見や差別の軽減と感染者の生活の質の向上を目指し、地域住民グループと共に、HIV/AIDSに関する情報提供、行動変容を促進する啓発活動の支援、栄養向上支援、収入向上活動等に携わったほか、HIV感染者の家庭訪問や感染者のサポートグループへの協力を行った。

また、専門家、ボランティア調整員等の派遣前研修や機構の新入職員研修で人間の安全保障の考え方を周知するとともに、技術研修（課題別研修）、大学連携講座等において、機構の取組を紹介した（計35回）。また、19年度は、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア向けの研修を開始し、派遣される国・地域に即した事例を取り上げ、人々を取り巻く課題を包括的に捉えるた

めの工夫や具体的なアプローチについて理解促進を図った。

広報においては、人間の安全保障のアプローチを取り入れているプログラム及びプロジェクトの特徴や事例を中心としたパンフレットを作成したほか、機構の月間広報誌「monthly Jica」で、各国での機構の取組を連載で紹介した。

また、18年度に引続き、人間の安全保障の現場で実践について、機構の事務所の現地職員や相手国政府関係者等が理解を深めるためのDVD/ビデオ（ボスニア・ヘルツェゴビナ、セネガル）を作成した。

## （２）平和構築支援

19年度は、ガバナンスの改善に向けた協力、紛争終結後の国家・地域にとって重要な治安回復、生活再建のための社会基盤整備、基本的な経済ニーズの充足や経済基盤の安定化を図るための経済基盤整備や、社会的弱者に目を向けた支援を実施した。具体的には、スーダン及びブルンジにおける首都のインフラ整備計画策定に係る支援、フィリピンのミンダナオ地域における保健サービスや営農改善、コンゴ民主共和国等に対する都市復興や地域再生計画の策定支援、コロンビアにおける国内避難民に対する支援等を実施した。

### 【人間の安全保障の視点を反映した平和構築支援の取組】

#### コロンビア「国内避難民等社会的弱者支援プログラム」

コロンビアでは、約40年にわたり武力抗争が続いていたが、15年に極右民兵組織との和平合意が成立し、兵士等の武装解除及び動員解除、社会復帰を支援するための政府プログラムが開始された。しかしながら、国内紛争の長期化により、地方農村部の住民は生活基盤を失い、衛生的な環境での生活が困難であるほか、青少年には教育の機会が与えられず、農業やその他の地場産業等生産活動も停滞している。このため、国内避難民が増加し、地方部の過疎化、地方部から都市部への人口流入が進んでいる。

機構は、以下の複数の協力からなる「国内避難民等社会的弱者支援プログラム」を通じて、国内避難民や武力抗争の被害者を中心とした社会的弱者の能力強化、その経済的自立や社会への定着を支援すると同時に、投降兵士が生活の困窮から犯罪に関与することなどがないよう、その家族を含めたエンパワメントや自立を支援している。

- ・ 「国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト」（18年5月～21年5月）：国内避難民を含む社会的弱者が、都市農業技術普及による栄養改善などを通じて、自らの力で基本的ニーズを満たすことができるよう問題解決能力の強化を目指す。
- ・ 「地雷被災者を中心とした障害者リハビリテーション強化プロジェクト」（20年3月～24年2月）：武力抗争の被害者である地雷・不発弾被災者を中心とした障害者のリハビリテーション体制の強化を目指す。
- ・ 「投降兵士家族及び受入コミュニティに対する起業・就業支援プロジェクト」（20年～23年）：社会的弱者や、投降兵士を経済的に支えているその家族の経済的自立と共に、投降兵士の受入コミュニティへの統合促進を目指す。経済的自立には、雇用を提供しうる

民間・公共セクターとの連携に加えて、起業化支援やマイクロ・ファイナンスを提供している政府機関や国際機関、NGOとの連携を重視している。

より実践的な平和構築支援や、JICA事業における紛争予防配慮を行うために、「平和構築アセスメント（PNA：Peace-building Needs and Impact Assessment）プロジェクト研究会」を19年9月に設置した。本研究会は、平和構築支援の現場に直接携わるコンサルタント業界からも参加を募り、実際の平和構築支援の事例を題材に、どのような配慮が必要かつ有効であるかを議論し（計5回開催）、その結果を平和構築アセスメント（PNA）マニュアル（改訂版）に取り込んだ。

また、緊急復旧・人道支援から復興開発支援をつなぐ「移行期支援」について、案件形成・実施・評価に関する知見及び経験を機構内で共有した。

さらに、19年度には、平和構築・復興支援事業におけるロジスティクス業務を強化し、迅速に対応するために設置した「ロジチーム」を、スーダン及びコンゴ民主共和国の駐在員事務所の立ち上げに際し派遣した。また、これらの経験を「活動拠点整備マニュアル」に取り込んだ。

平和構築支援に関する研修は、従来の能力強化研修に加えて、職員研修について、独立行政法人化に際して本格的に取り組むこととなった平和構築支援の実施体制整備、人材育成の観点から、広く職員関係者を対象とした研修を行ってきたところ、前期に基本的な理解、知識の習得が相当程度進んだことを受け、今期は、実際に平和構築案件に携わる事務所（スリランカ、アフガニスタン、コンゴ民主共和国等）に派遣される職員、企画調査員や本部案件担当職員に対して、専門的かつ実践的な内容に絞った個別の講義を実施した。また、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との連携の枠組の下で行う安全管理研修を、引続き実施した（参加者数47人）。

## 6. 資金協力との連携促進

20年10月の国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合を控え、19年度も技術協力による技術や能力の向上と、資金協力による施設建設等の実施における連携を強化し、双方の協力の効果を高めるため、引続き現地ODAタスクフォースや日本での実施機関間の情報交換や連携を一層密にするよう努めた。

19年度の具体的な連携案件（プロジェクト）の実績は、以下のとおりである。

- ・技術協力プロジェクト／無償資金協力連携案件数<sup>※1</sup> 120件
- ・開発調査／無償資金協力連携案件数<sup>※2</sup> 20件
- ・開発調査／有償資金協力連携案件数<sup>※2</sup> 30件

<sup>※1</sup> 19年度に実施された技術協力プロジェクト（新規及び継続）で、過去に無償資金協力で供与した施設・機材を何らかの形で活用している案件、又は実施中の技術協力プロジェクトと連携する形で、無償資金協力による施設整備・機材供与が行われた案件の数

<sup>※2</sup> 14年度～19年度に終了した開発調査案件のうち、無償資金協力又は有償資金協力で結びついた案件数

## 7. 関係者に対する安全対策の実施

### (1) 安全対策

機構は、派遣専門家等関係者の安全確保を最優先課題の一つと認識し、派遣前の関係者に対する安全研修や派遣中の関係者に対する安全指導などの安全対策に取り組んでいる。

長期で派遣される専門家やボランティア、事務所員等に対しては、派遣前安全対策及び交通安全対策オリエンテーションを実施しており、19年度はそれぞれ計44回、28回実施した。また、派遣中の安全対策として、在外事務所における安全対策協議会を計114回（73カ国）開催したほか、本部から安全対策および交通安全対策の巡回指導調査団を派遣した。

安全管理上の特段の配慮が必要な地域では、前中期目標期間に引き続き、現地で活動する国際機関の行動規範を参考にしつつ、機構としても十分な安全対策を講じるよう努めている。19年度は、アフガニスタンで発生した20年1月のセレナホテルのテロ事件を受けて、警備員の増強、外壁防護の強化など事務所の人的・物的両面での安全対策を強化した。

### (2) 在外医療支援体制

機構関係者の在外における健康管理支援を強化するため、19年度はモザンビーク、ルワンダ、マダガスカル、ベナン、ミクロネシアに在外健康管理員を新規に派遣することとし（うち1名は20年度第1四半期中に派遣予定）、46カ国に在外健康管理員を配置する体制を整えた。これにより兼轄国を含めて96カ国（うちボランティア派遣国71カ国）をカバーしている。また、顧問医や看護師等が現地に赴き、派遣中の専門家、ボランティア等の健康に関する相談を受け付ける在外医療相談調査団を6チーム派遣した（①ベトナム、②ナミビア、ルワンダ、③スーダン、イエメン、④ホンジュラス、エルサルバドル、⑤ウルグアイ、ブラジル、パラグアイ、⑥ラオス、カンボジア）。

### (3) ボランティアの交通安全対策及び啓発

青年海外協力隊の全ての派遣国では、隊員による自主的な組織として交通安全対策委員会を設置しているが、隊員と生活パターン等が異なるシニア海外ボランティアについては、個別の対策が必要と判断された場合に、シニア海外ボランティア独自の交通安全対策委員会を設置することとし、現在の派遣国55カ国中26カ国に設置して交通安全対策に取り組んでいる。

また、19年度は交通安全巡回調査団をザンビア、ガーナ、タイ、カンボジアに派遣し、ボランティアの交通安全にかかる指導を行った。タイ及びカンボジアでは車両の運転の可能性のあるシニア海外ボランティアにも焦点を当てた指導を行った。

## 小項目 No. 6 外務大臣からの緊急の要請への対応

### 【中期計画】

(ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

### 【年度計画】

外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

### 【当年度における取組】

平成19年度においては、外務大臣より特に緊急に必要な措置をとるよう要請された実績はない。

## 小項目 No. 7 情報公開、広報

### 【中期計画】

(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図る。

### 【年度計画】

ア. 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。

イ. 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の保護及び開示請求への対応等を適正に行うとともに、機構関係者に対して、個人情報保護について周知徹底する。

ウ. わかりやすい広報の観点から、広報戦略に基づきヒューマンストーリーの発信を重視するとともに、テレビ等の積極的な活用等により情報発信を強化する。また、マスメディア関係者の派遣、受入等を通じ、マスメディアとの連携を強化する。

### 【当年度における取組】

情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求に適正に対応した。広報については、開発途上国の現場で活動する人々に焦点を当てた記事（「ヒューマンストーリー」）の発信を重視し、国民向けにわかりやすい広報活動を展開した。その結果、全国紙に世界各地で活躍するJICA専門家が多く取り上げられたほか、機構ホームページのアクセス数は平成18年度比13%増となった。また、マスメディアとの連携について、積極的な取材協力を行ったこともあり、テレビで機構のプロジェクトや関係者が取り上げられた件数は19年度83件（18年度77件）に増加した。海外でも、在外事務所が現地テレビと連携し、JICA事業の理解促進に努めた。

## 1. 情報公開の実施の実績

### (1) 情報公開法に基づく開示請求への対応

19年度の情報公開法に基づく開示請求件数は51件（18年度は90件）で、情報公開法で定められた規定の日数以内に処理を終了した。開示・不開示の決定に係る開示請求者からの異議申立ては、20年3月末現在5件あり、内閣府情報公開・個人情報保護審査会に諮問中である。

開示請求の処理状況を表1に、部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を表2に示す。（なお、開示請求1件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計上しているため、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない。）

(表1) 開示請求の処理状況

	平成19年度	平成18年度
全部開示	16件	18件
部分開示	30件	66件
不開示	1件	5件
不存在	3件	1件
存否応答拒否	0件	0件
請求取下げ	1件	0件
処理中(年度末現在)	0件	0件
合計	51件	90件

(表2) 不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第5条第1号 (個人に関する情報)に該当	7
第5条第2号 (法人等に関する情報)に該当	19
第5条第3号 (審議、検討又は協議に関する情報)に該当	0
第5条第4号 (事務・事業に関する情報)に該当	9
第5条第4号イ (国の安全等に関する情報)に該当	1
第5条第4号ロ (公共の安全等に関する情報)に該当	0
第5条第4号ハ (監査、検査、試験等に関する情報)に該当	0
第5条第4号ニ (契約、交渉、争訟に関する情報)に該当	0
第5条第4号ホ (調査研究に関する情報)に該当	0
第5条第4号ヘ (人事管理に関する情報)に該当	0
第5条第4号ト (企業経営上に関する情報)に該当	0

## (2) 個人情報保護法に基づく開示請求への対応

19年度の個人情報保護法に基づく開示請求件数は73件(18年度107件)で、全ての請求について、個人情報保護法で定められた規定の日数以内に処理を終了乃至終了見込みである。なお、開示・不開示の決定に係る開示請求者からの異議申立ては、19年度はなかった。

開示請求の処理状況を表3に、部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を表4に示す。(なお、開示請求1件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計上しているので、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない。)

(表3) 開示請求の処理状況

	平成19年度	平成18年度
全部開示	0件	1件



部分開示	69件	100件
不開示	0件	2件
不存在	0件	0件
存否応答拒否	0件	0件
請求取下げ	0件	0件
処理中（年度末現在）	4件	4件
合計	73件	107件

(表4) 不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第14条第1号（開示請求者の生命、財産等に関する情報）に該当	0
第14条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当	69
第14条第3号（法人等に関する情報）に該当	0
第14条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	0
第14条第5号（事務・事業に関する情報）に該当	7
第14条第5号イ（国の安全等に関する情報）に該当	0
第14条第5号ロ（公共安全等に関する情報）に該当	0
第14条第5号ハ（監査、検査、試験等に関する情報）に該当	0
第14条第5号ニ（契約、交渉、争訟に関する情報）に該当	0
第14条第5号ホ（調査研究に関する情報）に該当	0
第14条第5号ヘ（人事管理に関する情報）に該当	0
第14条第5号ト（企業経営上に関する情報）に該当	0

また、19年度は情報漏洩防止の観点から、グループウェアを通じ、機構関係者に対して、USBメモリーの業務での使用方法、電子メール及びインターネットの利用方法、保有する個人情報の適正な利用に関する周知徹底を図った。

そのほか、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に向け、個人情報保護対策を含む新JICAの情報セキュリティポリシーの作成準備を進めた。

## 2. 広報効果の向上に向けた取組

### (1) 国民の国際協力への理解の向上

国際協力や機構の活動に対する国民の理解を深め、その参加を促進するため、本部、国内機関等を通じて積極的な広報活動を行った。

毎年、外務省等と共催している「グローバル・フェスタ JAPAN」は、10月6日、7日の2日間、「家族と地球」をテーマに日比谷公園で開催され、79,300人が来場した（前年の来場者数は66,700人）。JICA事業を紹介するイベント、展示、青年海外協力隊などのボラ

ンティア募集や職員採用に関する質問を受け付ける「国際協力何でも相談会」を実施し、約500人の参加を得た。

国民にとってわかりやすい広報の観点から、専門家や青年海外協力隊員、シニア海外ボランティアといった開発途上国の現場で活動する人々に焦点を当てた記事（「ヒューマンストーリー」）の発信が好評を得ていることから、引続き積極的に取り組んだ。

また、環境、保健、ジェンダー、アフリカ等国内外の話題に応じた年間広報テーマ及び広報素材として適切な専門家活動等を取り上げる年間広報計画を策定するとともに、広報誌、ホームページ、地球ひろばにおける企画、各国内機関への協力依頼等、横の連携を意識した広報に取り組んだ。

全国紙（朝日新聞、読売新聞、毎日新聞等）に働きかけた結果、「ひと」、「顔」欄等に、カンボジアやアフガニスタンで活躍した地雷除去の専門家、パレスチナで母子手帳普及に取り組んだ専門家、アジア太平洋地域における障害者支援プロジェクトに派遣された知的障害をもつ短期専門家等が取り上げられ、困難な状況の中でも国際貢献に取り組む姿が伝えられた。

また、ホームページは、近年、広報及び情報提供の両面で「組織の顔」としての重要性が高まっており、内容面・視覚面・扱い易さといった点でさらなる改善、工夫を行った。例えば、「明日へのストーリー—JICAと関わる人々の物語—」と題したコーナーでは、写真や映像を充実させたことに加え、20年5月の第4回アフリカ開発会議（TICADIV）の開催を意識して、アフリカに関係した学識経験者、タレント、漫画家、ジャーナリスト等各方面の識者へのインタビューを掲載した。国内機関のウェブページにも同名のコーナーを設置し、地元で国際協力に取り組む人々を紹介した。その結果、機構ホームページの19年度のアクセス数は18年度比13%増となり、特に「明日へのストーリー」については月平均14,000件のアクセスがあった。

月刊広報誌「monthly Jica」では、団塊の世代の新たな活躍の場として注目を集めているシニア海外ボランティアの特集（19年5月）や地球温暖化に関する特集（19年6月及び20年1月）のほか、「まちづくりと国際協力」特集（20年2月）で地域に根ざした特色ある国際貢献の事例を紹介するなど、日本国内の話題や関心に応える事業紹介・広報を行った。

このほか、国内広報における帰国ボランティアの活用についても、帰国受付時のアンケート等により本人の意向を確認した上で、JICA広報に協力可能な帰国ボランティアのデータベースを作成しており、各種取材依頼への対応に活用している。今後は、各地で活躍している帰国ボランティアの情報を国内機関を通じて入手し、当該情報を整理してデータベースの内容を充実させる。

## （2）マスメディアとの連携強化

国際協力や機構の活動に対して、国民からの幅広い理解、支持を得ていく上で、テレビ、新聞等マスメディアの役割は極めて大きいとの認識から、マスメディアとの連携強化として取材協力と情報発信に積極的に取り組んだ。

新聞との連携では、緒方理事長が海外に出張した際は、出張の成果や機構の今後の取組の方向性などについて全国紙（朝日新聞、読売新聞等）の論説欄に寄稿するとともに、新JICA発足

1年前のタイミングに、日本経済新聞の「経済教室」欄に寄稿し、JICA事業及びODAの意義について現場の状況を踏まえたメッセージを発信した。

テレビとの連携として、NHK BSディベート「どうする日本のODA－政府開発援助のゆくえ」(19年6月)における理事長メッセージの発信、TBSブロードキャスター「アマゾン緊急報告－森林消失と大豆の関係」(19年10月)における取材協力などの結果、機構の事業関係者やプロジェクトなどが取り上げられた件数は19年度83件(17年度23件、18年度77件)と大きく増加した。

また、地方におけるマスメディアとの連携として、国内機関が企画して、開発途上国の活動現場の視察のため、地元の新聞及びテレビの記者を派遣した(22件)。地元出身の青年海外協力隊員及びシニア海外ボランティアの活動現場を取材してもらい、その結果は地元紙に特集や連載記事として多数掲載され、地域の人々にとってより身近な形で、国際協力に対する理解促進が図られた。

#### 【マスメディアと連携した事例】

〈インドネシア・マングローブ情報センター計画プロジェクト〉

機構では、以前から気候変動に関心を持つ国内の記者に関連案件全般の情報提供を行っているが、19年12月にインドネシア・バリで開催された国連気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)に際し、取材で来訪した記者に対して在外事務所の担当者から、会議出席者向けに企画した「マングローブ情報センター計画プロジェクト」視察ツアーへの参加を勧奨した。

インドネシアには地球上のマングローブの25%(約450万ヘクタール)が存在し、二酸化炭素の吸収・固定源、防波堤や防風林としての防災機能への期待も高い。機構はマングローブ保全の取組を15年来支援し、これまで3,000ヘクタール以上の復元に協力してきている。

「東京新聞」は19年12月5日夕刊1面「林復元に挑む、インドネシアでJICA」との見出しで、「同国の林200万ヘクタールを復活させれば吸収量は概算で日本の温室効果ガス排出量の7%にあたり、それだけで京都議定書での削減義務6%を上回る可能性があるという」と掲載。また、産経新聞は12月9日「マングローブ保全と衛星監視、日本の活動に注目」を掲載するなど、インパクトのある報道がなされた。

### (3) 在外広報の強化

海外においては、在外事務所が中心となり、各国の事業について、プレスリリース、現地報道関係者による取材ツアー、ニュースレターやパンフレットの作成、ウェブページへの掲載、セミナーやパネル展などのイベント等を行っている。

#### 【在外事務所が現地のテレビと連携した事例】

〈セネガル〉

青年海外協力隊員が保健衛生、教育、栄養、HIV/AIDSに関する啓発活動を3～5

分のテレビ番組として制作し、12月のボランティア週間に国営放送で5回放映された。これは、機構の事務員がシナリオを作成し、隊員と現地の村の住民が現地語で寸劇を行ったもので、現地国民に機構のボランティア活動の意義を伝えるとともに、隊員や機構への親近感を与えることができた。

〈ガーナ〉

本邦に招聘した現地記者に帰国後、青年海外協力隊員の活動やプロジェクトを視察してもらい、同記者が「あなたのそばにもJOCV」と題する短いドキュメンタリー番組を制作した（8回放映）。BGMには隊員とその教え子が作詞作曲した協力隊派遣30周年記念ソングを使用し、シンプルでわかりやすく活動を伝えた。視聴した村人から隊員が声をかけられるなどの好意的な反応が多くみられた。

〈ベトナム〉

博士号をもつ機構の事務所の現地職員がテレビのトークショーに出演し、機構が実施する「ハノイ交通安全人材育成プロジェクト」のビデオを放映するとともに、ハノイの交通混雑の状況や交通マナー改善の必要性について説明し、機構が同国の都市交通安全問題に積極的に貢献していることを紹介した。

在外事務所の広報体制強化として、海外広報アドバイザーをヨルダン（19年4月）、東ティモール（19年9月）、ガーナ（20年2月）に派遣し、周辺国の事務員等を対象とする広報セミナーを開催した。その際、現地の報道関係者との意見交換を行い、連携強化を図った。

さらに、JICA事業に対する現地国民からの理解ひいては対日理解を深めることを目指した海外広報活動の一環として、引続き開発途上国からのマスメディア招聘を実施した。

#### 【開発途上国からのマスメディア招聘の事例】

〈アフリカ諸国からのマスメディア招聘〉

19年度は第4回アフリカ開発会議（TICADIV）に向けた広報の一環として、セネガル、ニジェール、ザンビア、ルワンダなどアフリカ12カ国からマスコミ関係者23人を受け入れた。

外務省及び機構からTICADIVの意義や日本政府によるアフリカ支援の取組について紹介するとともに、アフリカ諸国の教育関係者を対象とする技術研修コース（「中等教育開発研修」）や青年海外協力隊訓練所（二本松及び駒ヶ根）の視察、広島平和記念資料館、京都、NHK等への訪問・取材を行った。

参加者からは、TICADIVの説明を受け日本の真剣な取り組みを理解した。」「JICA研修コースと日本の教育施設・教師の質が印象的。国の発展に教育が不可欠であることを認識した。」「技術力の高さに驚き、日本からの技術移転が必要。」「日本人の忍耐強さ、時間の正確さに驚いた。」といった声があがった。とりわけ広島訪問には強い印象を受けた模様であり、「原爆の悲惨さとともに、第2次世界大戦後の復興を日本が人的資源のみでどのように達成したのか知ることができたのはすばらしい機会だった」との感想が聞かれた。

帰国後は現地メディアで、T I C A D I Vに向けた日本のアフリカ支援の姿勢や、J I C A事業、戦後日本の復興の歴史、伝統文化等も含め、日本での取材成果が幅広く紹介された。

## 小項目 No. 8 環境社会配慮

### 【中期計画】

(二) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

### 【年度計画】

ア. JICA環境社会配慮ガイドラインを対象協力事業に適用する。適用の実績をとりまとめ、次年度以降の業務の参考とする。

イ. JICA環境社会配慮ガイドラインに関する審査会及び不遵守に関する異議申立制度の運営を行う。

ウ. JBIC環境社会配慮ガイドラインとの体系の一本化の準備を行う。

エ. 本部と在外事務所の職員、専門家やコンサルタントを対象に、JICA環境社会配慮ガイドラインに関する研修を行う。

オ. 世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。

カ. 光熱水量・廃棄物のこれまでの削減成果を維持し、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

### 【当年度における取組】

環境及び社会に配慮した業務運営の観点から、環境社会配慮ガイドラインの適用及び職員研修の実施に取り組んだ。また、環境マネジメントシステムを引続き適切に運用し、国際環境規格（ISO14001）の認証取得後初めての更新審査の結果、認証が更新された。

さらに、開発途上国における環境保全に貢献する技術協力事業について、積極的に取り組むとともに、「クールアース・パートナーシップ」をはじめとする政府の方針等を踏まえ、気候変動対策室を設置し、機構の取組の方向性についてとりまとめた。

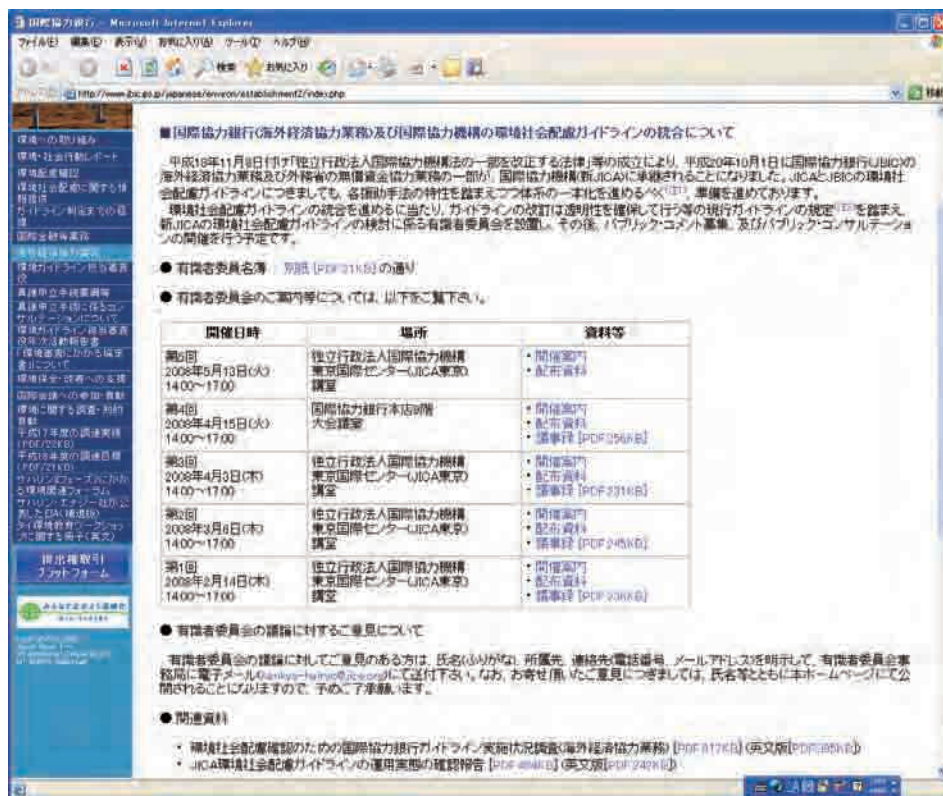
## 1. 環境及び社会に配慮した業務運営

19年度も前中期目標期間に引続き、環境社会配慮ガイドラインを適用した業務運営を行った。

20年度要望調査で要請された案件のうち、環境社会配慮に係るカテゴリー分類の対象となる案件（約700件）を、影響の大きさに応じて、カテゴリーA（影響の大きい）、カテゴリーB（影響がある）、カテゴリーC（影響が最小限）の3つに分類した。これにより、案件検討段階から、開発途上国の環境や社会面に与える影響に十分注意を払うことが可能となっている。

また、採択後の実施中案件については、カテゴリーAが17件、カテゴリーBが141件あり、実施段階における環境社会配慮の支援と確認に関して専門家から助言を得るため、「環境社会配慮審査会」を設置し、その答申（環境や社会面の影響の把握方法、緩和策等）を案件の実施に反映させている。19年度は、環境社会配慮審査会を18回開催し、9案件について具体的な審査を行った。例えば、「フィリピン国カビテ州ローランドにおける総合的治水対策調査」では、望ましい防災対策の提示のための、土地利用や土地の所有形態を把握するための調査を追加的に実施する必要性等、調査方法についての答申がなされ、これを踏まえて調査内容を修正した。

また、20年10月の国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に向けて、機構と国際協力銀行のそれぞれの環境社会配慮ガイドラインを一本化すべく、「新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」を設置し、国際協力銀行のホームページ（JICAホームページからリンク済）において、配布資料及び議事録を公開するとともに、意見募集を行うなど、透明性を確保しながら作業を進めた。



なお、17年度採択案件から適用されている環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度について、19年度は申立の実績はなかった。

職員等への研修については、環境社会配慮ガイドラインの定着の観点から、新たに関連部局に配属された職員等を対象に実施しており、19年度は13回、159人が受講した。さらに、専門家派遣前研修、カテゴリーAまたはB案件の受注コンサルタントへのブリーフィング等、関係者に対する環境社会配慮ガイドラインの説明も18年度に引続き行った。

## 2. 国際環境規格及び省エネルギー・省資源への対応

### (1) JICA環境マネジメントシステムの運用

ア. 国際環境規格認証の維持及びJICA環境マネジメントシステムの運用状況

19年度も本部及び全国内機関において、国際環境規格（ISO14001）に基づくJICA環境マネジメントシステムを運用した。本マネジメントシステムに沿って19年6月から7月にかけて内部環境監査を実施し、その結果を踏まえ、8月に第1回マネジメントレビュー（経営層による見直し）を実施し、システムの継続的改善を図った。次いで、19年9月11日～9月14日の4日間に亘り、3年に一度の外部審査（日本品質保証機構（JQA）による更新審査）を受けた結果、JICA環境マネジメントシステムが引続き国際環境規格（ISO14001）に適合していることが確認され、認証が更新された。

また、20年3月に第2回マネジメントレビューを実施し、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合を踏まえた20年度のJICA環境マネジメントシステムの基本方針及びスケジュールを決定した。

### イ. 省エネルギー・省資源への対応の実績

第2期環境目的・目標（19～20年度）では、引続き機構の勤務者全員に共通する取組を定めたエコオフィスプランを定め、光熱水量、廃棄物、用紙使用量について18年度の削減レベルを維持することとしている。

19年度は、研修員宿泊の増加等により国内機関のガス使用量が増加（18年度比4%増）したほか、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合準備作業、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）等の国際会議準備作業等の影響により、用紙使用量が増加（18年度比2%増）したが、廃棄物及び水道使用量は、順調に削減（18年度比削減率は廃棄物10%、水道使用量2%）した。

### (2) 開発途上国における環境保全に貢献する技術協力事業の推進

JICA環境方針において「開発途上国における環境保全に貢献する技術協力事業の推進」を掲げ、「自然環境保全」、「環境管理」、「水資源・防災」「資源・エネルギー（うち、省エネルギー）」の各課題につき、課題別指針を策定し、これら指針に基づいて環境保全に貢献する事業を実施している。

19年度に取り組んだ技術協力の一例としては以下の事例がある。

#### ● エチオピア ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画フェーズ2

エチオピア南西部地域に位置するベレテ・ゲラ地域は、クロヒョウやブルーモンキーが生息する貴重な森林生態系を有する地域であり、近年では農地開発や違法伐採の影響を受けて、森



林が年々減少・劣化してきており、早急な対策が求められている。

機構では15年10月から3年間に亘り、現地語でWaBuB（ワブブ）と称される、住民による森林管理組合の組織化を行い、組合が州政府と森林管理契約を結ぶことによって、将来に亘って地域の人々が森林を守りながら持続的に利用し、自らの生活を改善していけるように住民参加型の森林管理体制を整備した。その後、18年10月から、こうしたWaBuBによる住民参加型の森林管理体制を、ベレテ・ゲラ森林地域全体に普及するための活動を実施している。

プロジェクトでは、「森を守る＝生活が良くなる」という方程式の確立を目指して、森林の保全と地域住民の収入向上に取り組んでいる。例えば、ベレテ・ゲラ森林地域に自生するコーヒーに着目し、適切に森を保全しながら良質のコーヒーを生産できるような仕組み作りとして、森林コーヒー認証(Rainforest Alliance 認証)の取得を支援した。



その結果、コーヒー豆を従来より約25%も高値で販売することができるようになり、地域住民の収入の向上に繋がった。また、「自分達で森を守りながら、森林コーヒーを大切に育てていくことが必要」という理解も広がってきている。

森林コーヒー豆の利用と森林保全について意見交換を行う専門家と地域住民

#### ●サウジアラビア 電力省エネルギーマスタープラン調査

サウジアラビアでは、人口増加に伴う急激な電力需要の伸びへの対応が大きな課題となっており、省エネルギー対策を含めた電力管理政策のとりまとめが急務となっている。機構の実施する「省エネルギー研修」を受講するため日本を訪れた同国水電力省高官が、日本の優れた省エネルギー方策や技術を目の当たりにしたことを契機に、日本政府に対して同国の省エネルギーマスタープラン策定支援を要請した。

これに対し、機構は開発調査の実施を通じて、既存の政策の評価、企業や家庭における省エネルギーの取組の現状を把握し、それらに基づき2030年までの産業および建物の電力需要想定、省エネ数値目標及び具体的な行動計画を含んだ「省エネルギーマスタープラン」の作成を支援している。

調査にあたっては、水電力省を中心とした政府機関及び同国の産業界組織とのワークショップ形式での協議を通じて省エネルギー意識の向上を図るとともに、省エネルギー促進のための提言を策定する。

また、「クールアース・パートナーシップ」をはじめとして、気候変動問題を含む地球環境問題を最重要課題の一つとして位置づけ、国際社会において日本の知見や技術を活かした様々な提案を行い、持続可能な社会を実現すべく取り組んでいくとの日本政府の方針を踏まえ、19年12月に企画・調整部内に気候変動対策室を新たに設置したほか、20年2月に「JICAの気候変

動に係る取組の方向性（当面の対応方針）」を策定した。さらに、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に向けて、共通の取組の方向性をとりまとめた。

【参考：19年度に実施した技術協力事業】

	技術協力プロジェクト	開発調査	研修員受入事業
自然環境保全	40	6	68
環境管理	48	8	21
水資源・防災	48	29	26
省エネルギー	3	3	4

## 小項目 No. 9 男女共同参画

### 【中期計画】

(ホ) 男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。

### 【年度計画】

ア. 機構内で、事業ジェンダー主流化に係る部署毎の優良な取組を共有し、その推進に向けた具体的な方策を検討する。また部署毎の年間計画の内容の充実を図り、履行状況のモニタリングに努める。

イ. ジェンダー視点を適切に統合した案件実施監理手法を職員に身につけさせるための職員専門研修を開発し実施する。また、ジェンダー視点の重要性を理解しその活動・行動に反映されるよう、専門家等に対してジェンダー講義を実施する。

ウ. ジェンダー平等や女性のエンパワーメントのために特に配慮が必要とされる案件を選定し、ジェンダーにかかる具体的な取組を推進する。

### 【当年度における取組】

ジェンダーの視点を事業の企画立案段階から実施に至るプロセスに組み込む「ジェンダー主流化体制」の整備について、19年度もジェンダー担当者会議の開催等を通じ、その定着を図った。また、個別協議等を通じてジェンダー主流化の状況をモニタリングするなど、ジェンダー視点を事業実施に浸透させるための取組を行った。

## 1. ジェンダー主流化のための体制整備

### (1) ジェンダー主流化推進体制の定着

本部・国内機関・在外事務所に原則2名配置しているジェンダー担当者の活動を活発化させるため、ジェンダー担当者会議を本部2回、国内機関1回、在外事務所2回(合計5回)開催した。

また、「ジェンダー主流化推進年次報告書」の作成過程において、各部局の取組が計画的に行われているかを確認するとともに、先進的な取組等を取り上げ、機構内での共有を図った。

### 【先進的な取組事例】

ケニア「小規模園芸農民組織強化計画」

プロジェクト実施の初期段階でジェンダーの短期専門家を投入し、対象地域のジェンダーの状況を調査した上で、必要な方策を検討した。

短期専門家の調査により、対象地域では自家用消費作物栽培の80%、換金作物の60%以上を女性が担っていることが明らかになった。また、多くの行政官がジェンダー問題を「女性だけの問題」として解釈しており、農村部での低生産性や低収入といった問題とジェンダー格差を結びつけて考えられていないことが分かった。これらを踏まえ、換金作物である園芸作物を作る小規模農民への支援として、「研修機会の平等及び結果の平等」を原則に、各種活動にジ

エンダー配慮を組み込むこととした。具体的には、農民グループや農業普及員を対象にしたジェンダー研修の実施、研修参加者の男女比を1：1にする、性別統計の取り込み等を行うこととした。

## (2) 職員その他の関係者のジェンダーに関する理解の促進

### ア. 職員その他の関係者に対する研修の実施

機構職員を対象とした専門研修（半日間）を実施するとともに、新人職員研修におけるジェンダー講義や、各部局でのジェンダー勉強会等を開催した。国内機関及び在外事務所のジェンダー担当者に対しては、ジェンダー担当者会議の機会を捉えて研修を実施し、ジェンダー担当者の知識・理解の向上を図った。

職員以外の JICA 事業関係者についても、専門家派遣前研修及びボランティア調整員の赴任前研修においてジェンダー講義を実施した。

なお、派遣前研修では、こうした事業ジェンダーの講義に加えて、日本の代表としての意識や非違行為防止と併せてセクシュアル・ハラスメント等に関する注意喚起を行っている。また、19年度は「セクシャルハラスメントの防止等に関するガイドライン」を英訳して全在外事務所に配布し、現地職員にも周知した。

また、専門家となる人材向けの能力強化研修の一つとして、「村落開発におけるエネルギー供給とジェンダー」を実施し、エネルギー開発における主たるジェンダーイシュー、村落開発のためのエネルギー供給とジェンダー視点等について理解の向上を図った。

### 【研修実績】

	19年度
職員	184人 (うち、国内機関・在外 60名)
専門家	148人
ボランティア調整員	74人

### イ. 自主学習教材等の作成

遠隔自習用教材として、タンザニア国キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画フェーズ2を取り上げ、マルチメディア教材「ジェンダー主流化への取組の好例～タンザニアキリマンジャロ農業技術者訓練センター計画フェーズ2」（日本語・英語）を作成した。（20年度中にCD-Rで配布予定）。本プロジェクトは、ジェンダーの視点をプロジェクト目標達成に欠かせない要素の一つとして位置づけ、コメの収量増加というプロジェクト目標のみならず、ジェンダー平等にも寄与した優良事例である。

## 3. ジェンダーに配慮した業務運営の実績

19年度要望調査においてジェンダーにかかる具体的な取組を必要とした案件のうち、採択さ

れた技術協力プロジェクト及び開発調査等について、案件の所管部局がジェンダー関連コメントの内容を再確認するとともに、ジェンダー平等推進チームとの個別協議等を通じ、その実施にあたっての取組内容・結果のモニタリングを行った。また、20年度要望調査においても、ジェンダーにかかる具体的な取組を必要とする案件を抽出した。

国別ジェンダー情報は、60カ国について整備しており、19年度は、1カ国について新規作成、6カ国について更新した。また、現地でのより一層の活用を図る観点から、従来英語でのみ作成していたものを現地公用語（スペイン語、フランス語、ポルトガル語等）で原文を作成し、必要に応じ英語または日本語に翻訳するという方式に変更した。

## 小項目 No. 10 事業評価

### 【中期計画】

(へ) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。具体的には、

- 目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到る一貫した効率的な評価を実施する。その際、在外事務所による事後評価の充実を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を着実に実施する。
- 評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、一次評価として外部有識者・機関等が直接行う評価とともに、機構が行った評価を外部有識者・機関等が改めて評価する二次評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による一次又は二次評価件数を全評価件数の50%以上とする。
- 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- フィードバック機能を強化するため、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。
- 各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立に資するよう調査研究を行い、その開発に取り組む。

### 【年度計画】

ア. 事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するとともに、評価体制・手法の一層の強化を図り、在外事務所による事後評価の実施国数を拡大する。また、青年海外協力隊事業および災害援助等協力事業において、評価手法の充実を図りつつ、引き続き、評価を実施する。

イ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、外部有識者事業評価委員会を定期的に開催し、同委員会から提言を得て、引き続き評価制度・手法の改善を図る。また、評価の質と客観性の確保のため、外部有識者・機関等が行う評価（一次評価・二次評価）を充実させる。特に、事後評価に関しては、外部有識者・機関等が参画する事後評価の割合を全評価件数の50%以上とする。

ウ. 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加

え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。

エ. 評価によって得られた教訓の事業へのフィードバックをさらに推進するため、教訓及びその活用事例を収集・分析し、有用事例の共有を図る。

オ. 効率的な事業実施に向け、費用対効果を明らかにする観点からコスト効率性評価のあり方に関する調査研究を実施する。

### 【当年度における取組】

事前から事後に至る一貫した評価体制の定着を図るとともに、20年10月の改正機構法の施行に向けて、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の特性を踏まえた評価制度の検討を行った。また、青年海外協力隊事業の評価手法のレビュー及び災害援助等協力事業の総括的な評価調査を実施した。さらに、外部有識者事業評価委員会による2次評価において、プロジェクトの成果に対する5段階のレーティングを導入するなどのさらなる充実を図ったほか、評価結果のわかりやすい形での公表、教訓データベースの拡充による評価結果の活用促進に取り組んだ。また、コスト効率性に関する評価手法の開発に向けて、協力実績額が確定した案件について、地域、アウトカムのタイプ等の属性別のレビューを実施した。

## 1. 一貫した評価の実施

### (1) 一貫した評価体制の整備

事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するため、引続き評価担当部において、事業実施部門が行う評価の監理及び支援業務を推進した。また、評価体制・手法の改善を図るため、特に在外事務所の評価体制の強化に重点を置いた取組を継続するとともに、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合後の評価制度の検討を進めた。

ア. 在外における評価体制の一層の強化

18年度に引続き、在外事務所に配置されている評価主任を対象とした研修を実施した。19年度は、①事業評価ガイドラインに基づく事業評価の手法や在外事務所が評価を実施する際の留意点と、②技術協力プロジェクトの計画段階で作成する「事業事前評価表」の作成演習の2部から構成される研修を、テレビ会議システムを活用して延べ68の在外拠点に配信し、現地職員を含む延べ114人が参加した。

また、事業評価の改善に関する外部有識者事業評価委員会からの提言（一例として、「終了時評価報告書」の記載事項の標準化及びチェックリストの作成）を受け、在外終了時評価及び事後評価にかかる実施要領を改定した上英語版を整備し、全在外事務所に配布した。

案件別事後評価については、19年度は、4カ国で新たに技術協力プロジェクトの事後評価を実施した。新規に事後評価を実施する国については、評価能力向上の観点から、本邦からコンサルタントを派遣して、在外事務所員等に対して評価手法の周知、理解促進を図った。

(在外事務所による案件別事後評価)	18年度	19年度
制度導入国の累計	48カ国	52カ国 (4カ国増)

#### イ. 指標設定の標準化

19年度も引続き、事業実施部門が行う評価の監理及び支援の一環として、案件の計画段階で作成される「プロジェクト準備実施計画書」や「事業事前評価表」について評価担当部が内容確認を行うとともに、案件開始後の適切な進捗管理、評価、改善が行われるよう、客観性の高い指標の設定を推進した。また、終了時及び事後の評価においても、設定された指標に基づき、客観性が確保された評価・分析が行われているかを評価担当部がチェックし、助言を行った。

また、指標設定にかかる指針として、17年度に策定した「評価実務ハンドブック：アウトカム指標の考え方」の一層の浸透のため、上記の在外事務所の評価主任を対象とした研修において、同ハンドブックを教材として活用した。併せて、18年度の英語版の配布に続き、同ハンドブックの翻訳版（フランス語、スペイン語）を関係事務所に配布した。

#### ウ. 統合後の評価制度の検討

統合後の評価制度に関し、19年度は、他の二国間援助機関及び国際機関の事業評価の実例により、開発協力の事業評価に関する国際的な潮流を把握するとともに、機構及び国際協力銀行それぞれの事業評価制度のレビューを行うための調査をコンサルタントに委託し、同調査結果を踏まえ、国際協力銀行とともに検討を行った。その結果、評価実施のタイミングや評価対象案件の選定基準、評価の実施主体、レーティングの実施などの点で調整が必要となることが示された。

また、機構内で援助効果の向上に向けて、中長期の目標と協力シナリオの設定、他機関との連携を重視し、プログラムの戦略性強化に向けた取組が行われていることを踏まえ、事業評価においても戦略性強化の一環として、プログラムを対象とする評価を引続き実施した。本評価では、技術協力を留まらず、一部、有償資金協力、無償資金協力も含めて協力シナリオに位置づけ、新JICAでの3つの援助手法の一体的な実施に向けた分析も行っている。

### (2) 青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価の実施

青年海外協力隊事業の評価については、16年度末に評価の枠組を設定し制度化しており、19年度も引続き、同制度に基づいて、帰国したボランティア（平成16年度3次隊から平成17年度2次隊までの青年海外協力隊員1,064名、17年度派遣のシニア海外ボランティア353名、計1,417名）を対象に、ボランティア派遣による協力成果、日本と相手国相互の理解促進の状況等を把握するためのアンケート調査を実施した。また、分析結果及び抽出された提言・教訓を、「19年度ボランティア事業評価報告書」としてとりまとめた。

さらに、19年度は、導入から3年を経たことから、評価の枠組及び手法のレビューを実施するため、外部有識者4名からなる「ボランティア事業評価有識者検討会」を設置し、3回に亘り検討を行った。その結果、アンケートの対象者の拡大や項目の充実化に関する提言がなされ、こ



れらを踏まえ、20年度中に「ボランティア事業評価実施要領」を改定する。

#### ボランティア事業評価有識者検討会（五十音順・敬称略）

氏名	所属・役職
内海 成治	大阪大学人間科学研究科教授
木村 秀雄	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
高千穂 安長	玉川大学経営学部教授
吉岡 逸夫	東京新聞記者

災害援助等協力事業の評価については、18年度に実施した案件別の評価（スマトラ島沖地震・インド洋津波災害への対応等7案件）の報告書を横断的に分析するとともに、国際緊急援助隊として派遣された国内関係者等へのアンケート・インタビュー及びインドネシア・ジャワ中部地震、パキスタン地震を事例とした現地調査を実施し、被災国政府関係者や被災者に対する成果等、事業のインパクトに関する調査を行った。これらの結果を、評価ガイドラインに沿って、迅速性や被災者ニーズとの合致等の観点から分析し、貢献及び阻害要因を抽出するとともに、今後の事業及び評価手法の改善に向けた教訓・提言を「総合分析：国際緊急援助事業」報告書にとりまとめた。本報告書を受け、国際緊急援助事業の特性や実態に即した、より実地的な評価手法及びガイドラインの改定案を作成中である。

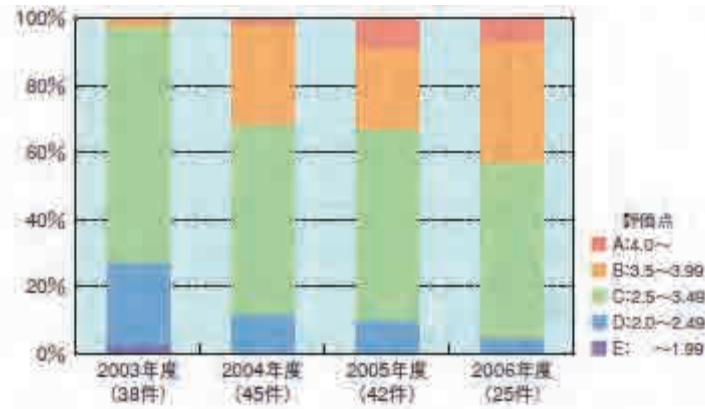
## 2. 外部評価の充実

### （1）外部有識者事業評価委員会の開催

19年度は、外部有識者事業評価委員会を3回開催し、外部の有識者から評価制度・手法等について助言を得るとともに、同委員会の下に作業部会を設け、機構が実施した内部評価（終了時評価）の結果について、外部の視点から評価の適切性を評価する2次評価を実施した。その結果については、外部有識者事業評価委員会による承認の後、「事業評価年次報告書2007」に掲載、公表したほか、機構職員を対象とした事業評価セミナーを開催し、広くフィードバックした。

また、新たな取組として、よりわかりやすい評価結果の公開及び統合後の評価制度の確立に向けて、有償資金協力及び無償資金協力について実施されているレーティングについて技術協力への導入の可能性を探るべく、各プロジェクトの評価報告書に基づき、2次評価者がプロジェクトの成果を総合的に評価した結果をA（優れたプロジェクト）～E（問題のあるプロジェクト）の5段階でレーティングすることを試行的に実施した。その結果、年度の推移とともに、評価がB（いくらか優れたプロジェクト）以上の案件が増加し、D（一部問題のあるプロジェクト）以下の案件が減少していることが明らかになった。

## 2次評価者によるプロジェクト評価の経年的変化（分布）



出所：事業評価年次報告書2007

### 外部有識者事業評価委員会（五十音順・敬称略）

氏名	所属・役職
青山 温子	名古屋大学大学院医学系研究科教授
池上 清子	国連人口基金東京事務所長
磯田 厚子	日本国際ボランティアセンター（JVC）副代表 女子栄養大学栄養学部教授
杉下 恒夫	茨城大学人文学部教授（元読売新聞社編集局専任部長）
長尾 眞文	広島大学教育開発国際協力研究センター教授
林 薫	文教大学国際学部教授
中山 洋	社団法人日本経済団体連合会（日本経団連）国際第二本部 副本部長
三好 皓一	立命館アジア太平洋大学大学院アジア太平洋研究科教授
牟田 博光	東京工業大学理事・副学長（大学院社会理工学研究科教授）

なお、外部有識者事業評価委員会は、ほとんどの委員が国際機関やNGOをはじめとして、国際協力の現場経験を持つ有識者で構成されている。また、委員会における議論の概要は、ホームページ等において公開している。

### （2）外部有識者・機関等が参画する評価の拡充

外部有識者・機関の事後評価への参画状況について、事後評価と案件別事後評価（在外）を合わせ、44件中30件（68%）において、外部有識者による一次評価（外部有識者・機関が直接の評価者となる）乃至2次評価（機構が行う内部評価を外部有識者・機関が評価を行う）を実施しており、目標の50%を上回った。

（外部有識	19年度	目標値
-------	------	-----

者・機関等の 参画割合)		
本邦事後評価	4件/15件	—
事後評価 (在外)	26件/29件	—
合計	30件/44件 (68%)	50%

### 3. 評価内容の情報提供

個別案件の事前から事後までの各評価報告書及びホームページ上での評価結果の要約について、引続き迅速に公開した。

また、テーマ別評価報告書等について、当該分野の関係機関等に対して幅広く配布するとともに、評価結果をよりわかりやすく示すため、結果の概要をとりまとめた要約版やフライヤー、評価結果から得られたエッセンス及び教訓をわかりやすく解説した「現場に役立つ援助の知恵」を作成し、報告書とともに公開したほか、評価セミナー等の機会において関係者に配布した。

そのほか、機構内外の関係者による評価結果の活用促進を目的に、19年9月及び20年3月にフィードバックセミナー（公開）を開催し、特定テーマ評価「保健リファラルシステム」、「住民参加フェーズ2」の結果を発表した。また、開催にあたっては、日本評価学会等を通じて、事業評価に関心を有する外部関係者に対して広く参加を呼びかけた。

### 4. 評価内容のフィードバック

過去の類似案件の教訓を新規事業の計画・立案に活用することを推進するため、機構では、15年度以降「事業事前評価表」の様式に「過去の類似案件からの教訓の活用」欄を設けている。19年度に作成された全ての事業事前評価表もこの様式で作成し、案件の形成段階において、過去の評価結果から得られた教訓の活用を図ったほか、個別案件評価や特定テーマ評価などの結果を踏まえ、必要に応じて評価担当部による助言を行った。また、主要な開発課題毎に、事業実施上の留意点や協力の方向性などについて、機構が蓄積してきた経験及び知見を体系的に整理した「課題別指針」において、過去の評価結果からの教訓を反映させる仕組みも定着した。過去の教訓事例を収録したデータベースについては、教訓の優良事例を追加掲載した。

そのほか、評価結果を用いて事業を改善した事例を収集し、機構内で広く共有するとともに、「事業評価年次報告書2007」に掲載した。また、機構職員を対象とした事業評価セミナーを国際協力銀行と合同で開催し、「事業評価年次報告書2007」に掲載した評価結果を説明することにより、機構職員へ評価結果のフィードバックを図るとともに、国際協力銀行（海外経済協力業務）の評価制度の紹介も行った。

#### 【評価結果活用の事例】

過去の類似案件の評価結果から得られた教訓が、他の個別案件の計画・運営に反映された事例として、次のようなものがある。

〈ガバナンス分野〉

インドネシア「スラウェシ貧困対策支援村落開発計画」では、村落開発モデルの定着と普及を念頭に置き、幅広い関係者に働きかけを行い、地域住民と行政の協働モデルの構築のための仕組みづくり及び研修に十分な時間をかけた結果、プロジェクト対象県において協働モデルの有効性が認められ、県政府の予算による普及が図られることに繋がった。この経験から、「幅広い関係者の巻き込みと人材育成が必要」との教訓を得た。現在実施中のパキスタン「パンジヤブ州地方行政能力向上プロジェクト」ではこの教訓を活かし、住民と行政をつなぐ地域コーディネーターの育成を行った。この地域コーディネーターは、行政、州民双方の連携を構築する上で重要な役割を果たしている。

〈環境分野〉

途上国の社会的環境管理能力の向上に関し、特定テーマ評価「環境管理センターアプローチ」では、「途上国における地方分権化の流れに対応し、地方における環境管理能力向上への支援も不可欠」との教訓が導かれた。この教訓を活用したシリア「全国環境モニタリング能力強化プロジェクト」では、地方環境局への能力強化に取り組んだ。また、住民への啓発活動を行う末端組織のスタッフの能力向上を図ったことにより、環境・汚染に関する問題への市民の関心が高まった。

## 5. コスト効率性評価の開発への取組

コスト効率性に関する評価手法について、19年度の取組に先立ち、18年度に、機構の事業の特性に合致する先行事例を収集し参考とすべく、我が国の行政機関や諸外国援助機関の取組状況を調査した。その結果、我が国の中央省庁では、公共事業など、アウトカムを貨幣価値に換算することが可能な事業において一部費用便益分析を導入しているが、アウトカムを貨幣価値に換算することが困難な事業では、機構の事業評価と同様に、目標に対する達成度合いを評価する手法が導入されていることが明らかとなった。また、諸外国援助機関においても、複数の案件のコスト効率性を一律に定量的に把握する手法は導入されていなかった。結果的に、内外の諸機関において、機構の事業に応用可能な評価手法は行われていないことを確認した。

このような状況から、19年度は、機構の事業の特性に即したコスト効率性評価のあり方を検討する第一歩として、機構が過去に実施した技術協力プロジェクトを対象としたコスト効率性に関する事例調査を実施した。本調査では、まず、機構の事業におけるコスト効率性の考え方として「成果を所与としてどの程度少ない投入で達成したか」と整理した上で、地域、分野、開始年度やアウトカムの類型などの案件属性が協力実績額にどのように影響するか分析を行った。

### 〈参考〉アウトカムの類型～介入対象と課題解決のレベルで分類

「アウトカム指標の考え方」ハンドブック（JICA事業評価グループ作成）で整理したプロジェクト目標を「誰がどのように変わるのか」により分類したものを活用。

I：カウンターパート機関に所属する個人の能力向上を目指す

II：カウンターパート機関に所属する個人と組織全体の能力向上を目指す

III：強化されたカウンターパート機関のサービスを利用して受益者の課題解決能力の向上

を目指す

IV：地域においてカウンターパート機関、受益者、関係者が能力を向上させ、連携によって社会の課題解決能力向上を目指す

V：地域における課題解決能力の向上を通して問題解決を目指す

その結果、アフリカ地域で実施された案件や人的資源分野の案件において、協力実績額に対する有意な影響が認められたものの、アウトカムの種類の違い、すなわち介入対象と課題解決のレベルが高いことにより、協力実績額が高くなる等の傾向は確認されず、また、協力実績額に対する有意な影響も認められなかった。今後は、特定の分野においてアウトカムの種類をより詳細に把握した上で、その種類が協力実績額に及ぼす影響をさらに分析することを検討している。

## (2) 各事業ごとの目標

### (イ) 技術協力 (法第13条第1項第1号)

#### 小項目 No. 11 効果的・効率的な技術協力事業の実施

##### 【中期計画】

(i) 技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。

- 総合的能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。
- 開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。また、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確に把握し積極的な活用を図り、事業の質を高める。
- 事業委託方式による民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。
- 技術協力事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。

##### 【年度計画】

###### (1) 総論

- ア. 総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロプメント：CD）の視点を反映した事業を実施し、主流化を図るとともに国際的な会議等において積極的な発信を行うための知見を蓄積する。
- イ. 第三国研修のあり方の検討を行う等により、南南協力事業の効果的な実施を図る。また、JICA事業経験者等現地及び第三国リソースを把握し、積極的に活用する。
- ウ. 事業委託方式による技術協力プロジェクト等事業における民間からの参加を促進する。
- エ. 技術協力プロジェクトにかかる国内支援委員会、課題別委員会等について、民間、学識経験者等の参画を図り、その知見を積極的に活用する。

##### 【当年度における取組】

技術協力案件の効果的・効率的実施のために、総合的能力開発を重視した事業の実施、知見の蓄積及び機構内外での共有を図った。

南南協力支援事業については、第三国集団研修の実施方針（考え方）を整理したほか、在外事務所における業務の質の向上にかかる取組に加え、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースの把握と活用を図った。技術協力事業の案件形成や実施の段階で民間の参加促進、各種委員会への学識経験者、NGO等の参加を促進した。

#### 1. 総合的能力開発を重視した事業の実施及び知見の蓄積

機構は、近年の国際社会における技術協力の動向やあり方に関する議論、我が国の協力の経験等も踏まえ、「能力（キャパシティ）」を開発途上国が「目標を設定し達成していく力、自国の課題（開発課題）を発見し解決する力」、すなわち「課題対処能力」と捉えている。さらに、「課題対処能力」は、個人や組織の能力だけでなく、制度や政策、社会システムなどを含む多様なレベルの能力であるとの認識に基づき、「開発途上国の課題対処能力が、個人、組織、社会などの複数のレベルの総体として向上していくプロセス」を「総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロプメント：CD）」と捉え、相手国の事業実施担当者（カウンターパート）個人に対する我が国の技術の移転に留まることなく、開発途上国の自立を促し、経済的、社会的に持続性のある成果をもたらす事業の推進を目指している。

平成19年度は、CDに係る知見の蓄積の一環として、以下の3つの調査研究を実施した。

- ①キャパシティ・アセスメント調査研究
- ②CDと開発効果に関する国際共同研究
- ③CD事例研究（「キャパシティ・ディベロプメントに関する事例分析－アジア太平洋障害者センタープロジェクト」）

上記調査研究で分析された、事業の事例については以下のとおり。

#### 【CDを重視した事業の事例－アジア太平洋障害者センタープロジェクト】

- プロジェクトの目標：各国政府及びNGOと広くネットワークを構築することで、障害者自身による障害者のエンパワメントとバリアフリー社会を促進する。
- インパクト発現の仕組み
  - (1) アジア太平洋障害者センター（APCD）が、政府関係者や障害者リーダーの研修などの人材育成と、これらの人材が自国で活動を展開するためのファシリテーションを実施。各国での活動の成果は、センターに還元され、センターの広域支援拠点機能としての強化に活用。  
※研修の例：建物・交通のバリアフリー化、自助グループリーダー研修、障害者の自立生活ピア・カウンセリング、自助団体の能力構築研修等
  - (2) 国レベルでの効果発現のために、各国において、拠点となるキーパーソン、組織の活動をAPCDが支援し、障害関連団体と地方行政との連携、障害関連団体間のネットワーク化等を図るとともに、コミュニティレベルでの障害当事者のエンパワメントを支援。
  - (3) 自助団体育成強化セミナー等の、広域的な経験及び情報を共有する場を提供し、アジア太平洋諸国の政府の代表者に、自国の状況の改善にかかる内発的な気づきを促すことを通じ、主体的なコミットメントを醸成。
- CDによるインパクトの例
  - (1) 地域レベルでのインパクトの例  
タイのパイロットプロジェクトにおいて、障害者の自立生活にかかる啓蒙活動から開始した活動が、障害者グループの形成、さらには自立生活センターの設立に発展し、活動を通じた障害当事者の生き方の転換が、地方自治体の障害に対する認識を変え、それによる

自立生活センターへの支援・連携を引き出すに至っている。

## (2) 中央政府レベルでのインパクトの例

パキスタンでは、自助団体育成強化セミナー（15年。開催地：ベトナム）への社会福祉省幹部の出席により、16年の同セミナーのパキスタンでの開催が決まり、さらには、セミナー開催を契機とした全国的な障害者組織の形成に繋がった。17年のパキスタン地震に際してAPCDは、地震による障害当事者の増加も踏まえ、このネットワークを活用し、パキスタン社会福祉省及び障害者組織との連携により「震災地におけるバリアフリー化セミナー」を開催した。その結果は、震災からの復興計画におけるアクセシビリティに係る基本政策に活かされた。また、APCDで自立生活研修を受講した障害当事者による、震災で新たに障害当事者となった人々への支援活動も迅速に行われた。

また、これまでに蓄積した知見をセミナー、国際会議等で発信するとともに、CDの視点の一層の事業への反映を強化するため、職員及び関係者を対象とする研修を実施した。

### 【セミナー・国際会議等での発信】

- ・ ドイツ技術協力公社（GTZ）が主催した「アッシュボーン会合（Eschborn Dialogue）2007」（19年6月26日、ドイツ）にパネリストとして参加した他、脆弱国におけるCDに関する分科会において機構の取組を他の援助機関、欧米の研究機関等に対して発信。
- ・ 「アフリカ地域国際協力セミナー」（20年1月、東京）にて、CDと開発効果に関する国際共同研究について発信。
- ・ 早稲田大学国際協力研究部会「社会的能力形成とグローバル・サステナビリティ」に中心メンバーとして参加し、CDに関する機構の研究および実践について発信。
- ・ 国際開発研究センターCD研究会に参加し、CD調査研究の結果や具体的なプロジェクトの事例について発信。

### 【研修の実績】

職員研修	37人／1回
専門家派遣前研修	333人／12回
現地ODAタスクフォース遠隔研修	アジア・アフリカ16カ国大使館・JICA事務所・JBIC事務所関係者／1回 中南米7カ国大使館・JICA事務所関係者／1回
現地職員研修	6人（アジア地域現地職員研修の一部として実施）
大使館赴任前研修	50人／1回（経済協力担当者向け）

## 2. 南南協力支援事業の充実等

### (1) 南南協力支援事業の効果的な実施

南南協力支援事業については、以下の取組を行った。



#### ア. 第三国研修の実施方針の策定

19年7月に「南南協力支援（第三国集団研修事業）の改善方針」として、①従来以上に「研修員を派遣する国（受益国）の開発成果」の視点を重視する、②事業の改善および事業管理プロセスを簡便に行う、の2つを柱とすることを組織決定し、本方針に基づき、事業の意義、ニーズ及び事業形態（他の研修事業との重複がないか）の3つの視点から妥当性及び有効性を評価し、案件毎に見直し作業を進めた。併せて、南南協力支援課題タスクフォースが中心となり、海外で実施することが妥当な研修案件の基準として、「第三国集団研修事業の計画・評価の手引き」を策定中である。

また、第三国研修の優良事例を対外発信していくことを想定して、「第三国研修グッドプラクティス基準」の策定作業も進めている。これら策定作業においては、18年度監事監査意見において、第三国研修の実施及び評価のあり方の一層の精緻化にかかる指摘がなされていることも踏まえて取り組む。

#### イ. 在外事務所における業務の質の向上にかかる取組

在外事務所員および現地職員向けの「在外技術研修マニュアル」及び「第三国専門家派遣事業業務マニュアル」について、現行制度に即した内容に見直しを行った。また、在外事務所においては現地職員が第三国研修の担当となることも多いことから、19年10月にアジア地域支援事務所が実施した、域内在外事務所の現地職員の能力開発のための研修において、「現地職員向け第三国研修セミナー」を実施し、前述の「南南協力支援（第三国集団研修事業）の改善方針」についての現地職員の理解促進を図った。

このほか、19年11月に中米カリブ地域支援事務所において「ラテンアメリカ地域南南協力促進調整会合」を開催し、南南協力の実施国及び受益国双方の事務所員、企画調査員、専門家をメキシコに集め、「南南協力支援（第三国集団研修事業）の改善方針」にも盛り込まれている受益国における開発成果への貢献の促進や、南南協力支援の基本的な方向性等について意見交換を行った。本部からもテレビ会議システムにより参加し、南南協力支援のあり方に関する共通理解の形成を図った。

#### ウ. 南南協力支援の経験の発信

19年5月の「国連南南協力ハイレベル委員会第15回会合」の一環で、日本、マレーシア、ザンビア、インドネシアの各国連政府代表部と機構及び国連開発計画（UNDP）他の共催により、サイドイベント「アジアとアフリカのパートナーシップの深化（南南協力の成功事例）」を開催した。同イベントで、元マレーシア工業開発庁副長官で、機構の第三国専門家としてザンビアの「経済開発のための戦略的行動イニシアティブ」に参加したジェガテサン氏（現JICAマレーシア事務所アドバイザー）が、プレゼンテーションを行ったところ、当初予定の100名を上回る120名が詰めかけ、立ち見が出たほか、イベント終了後にAU（アフリカ連合）国連代表部や国連機関から「もっと詳しく話が聞きたい」といった申し入れが数多くあり、大きな反響が

あった。これは、貧困と人種問題を抱えていたマレーシアが短期間に工業化を成し遂げ、その経験を活かしてザンビアを支援しているという具体的な実例が、その当事者から語られたことも理由のひとつとして考えられる。このサイドイベント開催により、他の援助国（先進国）と比べ、日本は積極的に開発途上国のイニシアティブ（自立への志向）を支援する国として高く評価された。

以上の活動については、「なんなんNEWS」という南南協力支援課題タスクがほぼ隔月に発行しているニュースレターを通じ、ほぼ隔月で機構関係者に共有された（19年度においては7号から11号までを発行）。ニュースレターには上記のほか、機構内外の関連情報サイト紹介や個別プロジェクトの紹介、ナレッジサイトの情報なども掲載しており、南南協力支援の最新状況を知る手がかりとして活用されている。

なお、19年度の南南協力支援事業の実績（国際約束に基づくもの）は以下のとおり。

	18年度	19年度(暫定値)
第三国研修 件数(件)	175	158
第三国専門 家(人)	76	65

## （２）現地及び第三国リソースの適確な把握と活用

### １）現地及び第三国リソースの把握

現中期計画において取り組むこととした、JICA事業経験者等に係る現地及び第三国のリソースの的確な把握に関し、初年度である19年度は、在外の拠点それぞれの業務環境に応じ、把握しておくべき現地及び第三国リソースの整理に着手するとともに、帰国研修員同窓会名簿の整備状況、技術協力に参加する意思を有する現地リソース（NGO、コンサルタント会社、個人等）の現状把握に取り組んだ。

また、前期に引続き、我が国技術協力事業の成果を、現地または第三国で活用、普及する観点から、帰国研修員同窓会の活動及びネットワークの維持・構築を支援しており、19年度における同窓会名簿の更新は前年度比9件増の77団体で行われるとともに、同窓会総数は113団体となった。さらに、19年度は89団体を対象とし、同窓会の総会やセミナー開催等、活動の活性化にかかる支援を行った。

### ２）現地リソースの積極的な活用

19年度は、技術協力プロジェクトにおける現地コンサルタントへの委託は368件（18年度477件）、現地NGOとの連携件数は145件（18年度200件）となり、現地リソースの活用の定着が図られている。そのうち、現地の大学がコンサルタント若しくはNGOとして委託を受けたものは8件あり、現地学識経験者等の知見の活用についても、前期からの取組が定着してきている。

また、契約（業務実施契約）に基づき実施された開発調査、無償資金協力基本設計調査、技術

協力プロジェクト等において、本邦コンサルタントが現地コンサルタントに社会経済調査や測量調査等を委託した業務実施契約件数は188件あり、業務実施契約件数全体（385件）に占める割合は48.8%となった。18年度の実績（再委託件数209件、48.5%）とほぼ同様の水準となり、コンサルタント契約においても引き続き現地リソースが積極的に活用された。

#### 【現地リソースの活用例】

カンボジアでは、周辺国に比べ結核感染率が著しく高く、「結核対策フェーズ2」において、持続的で質の高い検査・治療方法の全国展開を目指した活動を行っている。活動の一環として、地方におけるコミュニティレベルでの結核予防・検査・治療に関する啓蒙活動を行うため、地域レベルの保健事情に精通した現地NGOに業務を委託した。

### 3. 事業における民間の活用

現場に近く、ノウハウを持った団体の知見を、より積極的に事業に取り入れるとともに国民の発意が一層事業に反映されるよう、民間団体のノウハウを活用した事業や国民の発意を取り入れた事業として、業務実施契約に基づく技術協力プロジェクトや提案型技術協力を実施している。19年度は、併せて188件（新規案件44件、継続案件144件）を実施した。

#### ●業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト

実施段階で民間の参加を募り事業を委託する制度であり、新規案件44件、継続案件132件の契約を締結した（計176件）。また、大学との契約は11件、NGOとの契約は5件となった。

#### ●提案型技術協力（略称：PROTECO）

民間からの提案を募り、協働で案件形成を行った上で、実施段階の事業を委託する制度で、19年度は18年度から継続している12件の事業を実施した。

また、19年度から民間ノウハウの活用のために、民間提案型プロジェクト形成調査の実施を開始した。

#### ●民間提案型プロジェクト形成調査

民間が有するノウハウを活用するため、技術協力プロジェクトの形成段階における調査内容について、広く提案を募集するもの。制度設計に際し、NGO等が経験・実績を有する地域・国、分野の業務を公示すること、現地での活動経験で得られた提案内容を選定の際に重視すること、事務作業を簡素化すること、といったNGOの意見も反映した。19年度は1件の公示を行った。

### 4. 技術協力事業における国民各層の参画機会の拡大

19年度も前期に引き続き、質の向上や効率化を図る取組を進める上で、国・地域別の支援委員会を設置するとともに、個別の技術協力プロジェクト及び開発調査の実施に関する国内支援委員会は、課題別の委員会に順次切り替えて設置した。また、事業評価において外部有識者事業評価委員会を設置した。これらの委員会を通じて、学識経験者、NGO等から様々な提言、助言を得

た。

上記の各種委員会委員のうち学識経験者やNGOの割合は、国別・地域別支援委員会では86.4%、課題別及び国内支援委員会では69.5%、外部有識者事業評価委員会は100%（18年度100%）であった。

また、機構の事業実施における国民各層の参加も進んでおり、19年度に新規派遣された専門家のうち学識経験者やNGO等の割合は、76.5%となった。

## 小項目 No. 12 技術協力事業の事業管理

### 【中期計画】

(ii) 我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、政府による案件検討に資するべく、当該候補案件に想定される投入要素の内容及び概算経費の精度を向上する。

これを踏まえて、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定する。

また、案件の実施中に行う評価結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行うものとする。

そのために、

- 今後のプロジェクト形成段階の調査のあり方を検討し、その結果に基づき必要な制度見直しを行う。
- 候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。
- 案件実施に当たり、事業内容と積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目標達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。

なお、開発調査については、他の事前の調査との関係にも留意しつつ、一層の効果的・効率的な実施に努める。

### 【年度計画】

#### (2) 技術協力プロジェクト・開発調査

ア. 今後のプロジェクト形成段階の調査のあり方を検討する。

イ. 候補案件に想定される概算経費について、プロジェクトの事業計画策定に関する各種ガイドライン等も活用しつつ、積算の標準化を図る。

ウ. 事業計画の精緻化を図るため、事前調査を充実させるとともに、実施計画書の審査体制を強化する。また、職員が外部状況等の変化に対し柔軟かつ的確に対応した案件の実施ができるよう、事業マネジメントについて研修を行う。

エ. 開発調査について、他の事前の調査との関係にも留意しつつ実施するとともに、資金協力を念頭においたフィージビリティ・スタディについては、設計・積算のガイドラインの整備を含め、関連する資金協力等の計画策定に寄与するよう留意しつつ実施する。

### 【当年度における取組】

新 J I C A における技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の一体的な運用に向けたプロジェクト形成段階の調査にかかる制度設計について検討を行った。

また、技術協力の候補案件に想定される投入要素の内容及び概算経費の精度を向上させるとともに、その実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定するために、事業内容の精緻化及び事業マネジメントの向上に向けた各種取組を実施した。開発調査について、他の事前の調査との関係にも留意しつつ、一層の効果的・効率的な実施に努めた。

## 1. プロジェクト形成段階の調査のあり方

平成20年10月に機構と国際協力銀行（海外経済協力業務）が統合し、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法を運用する新JICAが発足する。

3つの援助手法の特性を十分に活かしつつ、有機的に組み合わせて実施するための体制及び業務の流れを検討する目的で、機構内で「新JICAにおける技術協力・資金協力業務フロー・実施体制検討会」を立ち上げ、計22回の検討会を開催した。検討結果を踏まえ、プロジェクト形成段階において、3つの援助手法毎に実施している調査業務を、新JICAにおいては「協力準備調査（仮称）」という枠組に統合し、案件形成の迅速化・効率化、3つの援助手法間の連携による相乗効果が発現されるよう、抜本的な見直しを行うこととしている。この見直しにあたっては、「協力準備調査（仮称）」を新JICA発足直後から円滑に運用できるように、外務省、国際協力銀行とも協議、調整しつつ、19年度に3件について試行実施した。

## 2. 技術協力プロジェクトにかかる事業マネジメントの向上

機構は、事業の実施に先立つ事業費の概算の仕組みとして、14年度以降、事業計画の策定及び事業の妥当性、有効性、効率性等を評価する事業事前評価調査を実施しているが、18年度財務省予算執行調査も踏まえ、要望調査段階（採択前）の候補案件に想定される概算経費についても第2期中期計画期間中に、標準的な算出方法を導入することとした。19年度は、在外事務所による積算精度を高めるための手段として、過去の実績を分析し、調査団、専門家、研修員等について地域毎の単価を設定し、これを積み上げて次年度予算及び協力期間全体の概算経費を算出するシステムを導入し、20年度要望調査において全案件に適用した。

また、事業の実施段階においては、財務省予算執行調査において、事業内容の設定や予算規模の積算が十分でないため、事業の進捗に伴い事業費総額が膨張する傾向にあるとの報告がなされ、機構として事業計画の内容の精緻化に向けて、実施体制面を強化すべく、「改革の総仕上げに向けた具体的方策」に基づき、課題5部（社会開発部/人間開発部/地球環境部/農村開発部/経済開発部）のそれぞれに、管理グループ長を配置した。これにより、課題の特性を踏まえた事業マネジメントの強化及び在外との協働体制の構築等を通じた質の確保にかかる機能強化に努めた。また、プロジェクトの計画策定等における質の確保・改善のための助言及び支援業務を行うための課題アドバイザー（事業管理）を、19年度は、人間開発部、地球環境部及び経済開発部に配置した。

加えて、技術協力プロジェクトの事前調査の精緻化を図るべく、「技術協力プロジェクトの事前調査積算機能充実に対する基本的考え方」をとりまとめるとともに、精緻化のための調査団員の配置や調査期間の適正化等に配慮した。

実施計画書に関しては、「実施計画書作成上の留意点」をとりまとめ、機構内部で周知を図ったほか、担当職員向けの執務参考資料として「実施計画書作成ガイドライン」を策定するための検討を行った。

さらに、従来、技術協力プロジェクトのマネジメントに使用してきたプロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）手法の有効性を踏まえつつ、機動的な実施監理や複数のプロジェクトの統合的な運用のための補完的な手法、事業マネジメントの基本的な考え方等について、「事業マネ

ジメントハンドブック」という執務参考資料に取り纏めるとともに、セミナーを開催して職員等に周知した（計2回）。このほか、19年度は、事業マネジメントの補完的な手法に関する職員研修として、「P2M(プログラム・プロジェクトマネジメント)」研修を実施した。（計3回）

（注）P2M（プロジェクト・プログラムマネジメント）

日本が発信しているマネジメントのための知識能力体系として構築され、複雑化、複合化した課題を複数の課題に分割し、統合して全体の最適化を図る手法。機構においては、特定非営利活動法人プロジェクトマネジメント資格認定センターが経済産業省からの委託を受けてとりまとめた「P2Mプロジェクト&プログラム・マネジメント標準ガイドブック」を参考に、開発援助関係者がよく使用する用語や概念に置き換えるなどした上で研修に活用。

### **3. 開発調査の効果的・効率的実施**

開発調査の実施にあたっては、他の事前調査との関係にも留意しつつ、一層の効果的・効率的な実施に努めた。

例えば、アンゴラでは27年間にわたる内戦により多大な損傷を被った運輸交通ネットワーク、特に、穀物、資機材、工業製品を輸入に頼り、復興とともに貨物取扱量の急増が見込まれる港湾機能の緊急の復旧及び港湾の管理運営・技術スタッフの能力強化が求められている。機構は、開発調査「アンゴラ国港湾緊急復興計画調査」（17年3月～18年8月）を実施して、22年を目標年次とする「短期復興計画」及び緊急に復興が必要な施設に対する「緊急復興計画」をとりまとめた。その後、アンゴラ政府は、「緊急復興計画」の対象となった、中部及び南部アフリカ地域の運輸の要であるロビト港、アンゴラ南部の主要港であるナミベ港の改修にかかる支援を我が国政府に要請してきたことから、無償資金協力による支援に向けて詳細設計を実施することとした（20年1月に合意済み）。

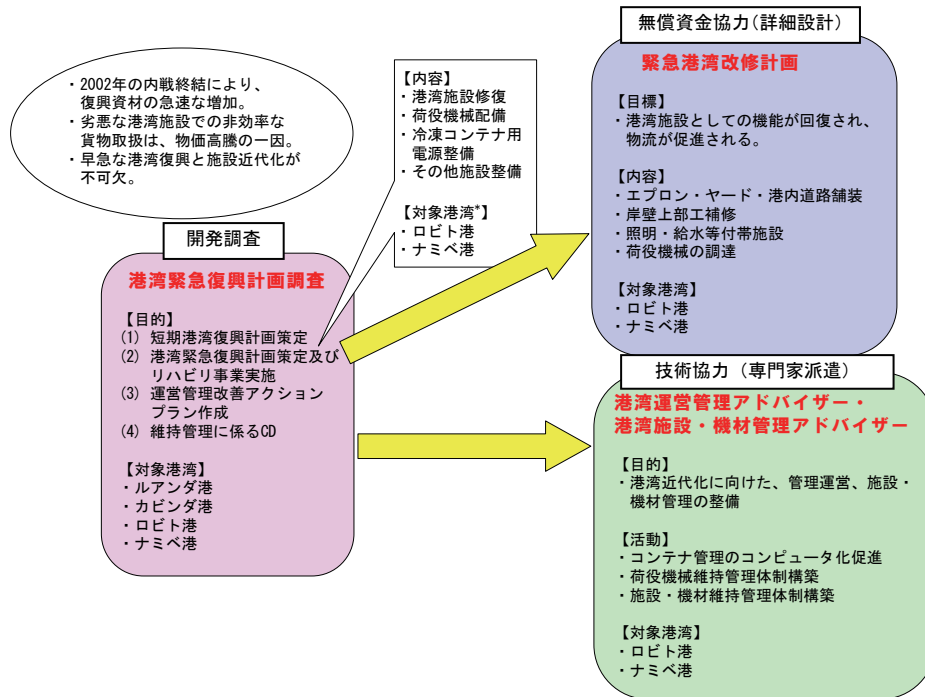
併せて、港湾運営管理にかかる技術支援についても要請がなされたため、20年度に港湾運営管理アドバイザー及び港湾施設・機材管理アドバイザー（専門家）の派遣を予定している。

## 〈アンゴラ国港湾セクターにおける我が国の協力〉

2006

2007

2008



なお、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合及び「協力準備調査（仮称）」の導入に伴い、これまでの開発調査事業のうち、新JICAの支援を想定した将来の協力案件の形成や事前準備としての性格を有する調査については協力準備調査（仮称）として統合する一方、新JICAによる資金協力を必ずしも想定しない、政策立案又は公共事業計画策定支援や、総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）を目的とする支援については、技術協力の枠組の中で整理する方向で検討中。



## 小項目 No. 13 研修員受入事業

### 【中期計画】

(iii) 研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。

また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。

加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。

青年招へい事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。具体的には、

- 第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。
- 海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。
- 日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。
- 青年招へい事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力に絞り込むことにより、研修効果を高める。

### 【年度計画】

ア. 研修事業の事前評価方法を改善し、20年度に更新・新設予定の案件に適用するとともに、年次及び終了時の評価制度についても改善を図り、併せて新たな事後評価制度の枠組みを決定する。

イ. 主要な分野課題について課題別研修の中期的な事業指針を策定する。また、課題別研修の更新・新設の検討について、計画手順の改善を図るとともに、第三者の参加を得て客観的に検証する仕組みを導入する。

ウ. 国内で実施する研修については、課題別研修の実施基準を策定し、20年度に更新・新設する案件の検討に用いるとともに、その検討に当たっては、組織開発や制度改善の視点などを重視する。

また、海外で実施する研修については、その位置づけを明確化させるとともに、実施の基準について検討を行う。

エ. 日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより標準教材等を開発するとともに、研修の標準的な手法についての考え方を整理し、個別案件の改善を促進する。

また、帰国研修員の活動を支援し、事業への活用を促進するために、帰国研修員を対象としたインターネット・サイトの開設、研修の成果を実践の場に適用する支援等のソ

フト型フォローアップ協力を充実させる。

オ. 青年招へい事業については、平成19年度から事業内容を見直し、開発途上国の援助課題により合致した研修内容とする。

### 【当年度における取組】

平成19年度は、課題別研修の事前評価の導入準備や、年次評価及び終了時評価の改善など、事前から事後に至る評価サイクルの確立に向けた取組を進めた。また、課題別研修の要望調査方式を相手国側の要望に一層即したのものとなるよう改善し、同方式により同調査を実施したところ、相手国側が要望した案件が割り当てられる確率が9割に向上した（18年度実績4割）。さらに、外部有識者から構成される「課題別研修第三者検証委員会」を立ち上げ、課題別研修の新規・更新案件の妥当性、有効性をチェックし、一定の水準に満たない10案件が不採択となった。

「課題別研修実施基準」を作成し、日本国内で実施することが妥当と考えられる研修案件の類型を整理した。同基準に基づき、国内で行う研修として、組織開発や制度改善を重視した内容への見直しを進めた。

青年招へい事業については、19年度から専門的知見の習得を従来以上に重視した内容に見直し、本邦滞在期間も23日間から18日間に短縮した。その結果、土・日曜日等を除く全日程中において、技術プログラムが占める割合は79%（18年度実績41%）となった。

## 1. 研修事業の評価システムの改善と研修案件の改廃・新設への反映

### （1）研修員受入事業の評価システムの改善

事前から事後に至る評価サイクルの確立に向け、19年度は以下の取組を行った。

#### ア. 事前評価の制度化の準備

課題別研修の新規案件について、1年目の実施計画の作成に先立ち、研修実施期間（原則3年間）全体を対象とした事前評価を20年度から導入することとし、その実施要領及び様式を決定した。

#### イ. 年次評価及び終了時評価の改善

課題別研修において、より客観的に目標管理を行うため、18年度から技術協力プロジェクトに準じて実施計画を策定しているが、従来行ってきた年次評価及び終了時評価も、案件目標の達成状況を客観的に評価するよう20年度から改めることとし、新たに評価の基本方針、実施要領及び様式を定めた。併せて、研修員への質問票、研修監理員の報告書、研修実施機関の業務完了報告についても見直しを行い、研修実施機関への説明を行うなど、20年4月の導入に向けて準備を進めた。

#### ウ. 事後評価の導入に向けた骨子案の作成

これまで実施していなかった事後評価（研修案件終了から数年経過した時点での評価）の導入に向け、国内機関から意見を聴取した上で、事後評価制度の骨子をまとめ、後述の「課題別検証第三者検証委員会」による検討、確認を了した。20年度中に試行導入する。

## (2) 研修案件の改廃と新設の検討手順の改善

19年度は以下の取組を行い、課題別研修の計画方法を改善した。

### ア. 課題別研修の年度計画及び要望調査の改善

課題別研修の年度計画の作成方法と要望調査方式について、相手国側の要望に一層即したものとなるよう、外務省とも調整の上、見直しを行った。

- ・従来は次年度の研修案件のラインアップ及び各案件の定員を決定した上で、相手国側に対して要望調査を行っていたが、見直し後は、先に相手国の要望につき調査を行い、その結果を踏まえて、次年度の案件のラインアップ及び各案件の受入人数を決定。
- ・従来は集団研修、地域別研修及び長期研修の形態別に案件数を固定していたが、見直し後はそれを撤廃し、要望調査の結果を踏まえて、各形態の人数配分を調整。
- ・従来は毎年度、各案件の実施対象国の割当を変更していたが、見直し後は案件の実施期間（原則3年間）を通じて割当国を固定。また、これまでは1案件つき研修員1人の受入を標準としてきたが、相手国側が研修を計画的・集中的に活用しやすくするため、複数人数の受入を標準とした。

新しい要望調査方式により、現地JICA事務所と相手国側の双方で、課題別研修を現地で実施しているJICA事業と結び付けた活用がしやすくなった。また、144カ国に対して要望調査を実施したところ、相手国側が要望した案件が割当てられる確率（割当人数÷要請人数）は、18年度実績の4割から19年度は9割となった。

### イ. 第三者検証制度の導入・実施

外部有識者5名から構成される「課題別研修第三者検証委員会」（委員長：牟田博光東京工業大学理事・副学長）により、課題別研修の新規・更新案件の妥当性、有効性をチェックする制度を導入した。

19年度は、機構（国内機関等）及び各府省から提案された189件の新規・更新案件について、第三者検証委員会において検討した。同委員会において、十分な費用対効果が見込まれない、目標と研修内容が整合していない、などとされた32案件のうち、最終的に10案件が不採択とされた（残りの22案件については、相手国側からの強い要望等を踏まえ、内容の大幅な見直しを行った上で、同委員会でも再度検討し、確認を得た。）。

#### 課題別研修第三者検証委員会の構成員（五十音順）

氏名（敬称略）	所属・役職
紺野 登	多摩大学大学院経営情報学研究科教授
鈴木 克明	熊本大学大学院社会科学文化研究科教授
源 由理子	明治大学大学院ガバナンス研究科准教授
牟田 博光	東京工業大学理事・副学長（大学院社会理工学研究科教授）

山谷 清志	同志社大学政策学部教授
-------	-------------

### 課題別研修第三者検証委員会の開催状況

	開催日	主な議題
準備会合	H19. 8. 23	課題別研修事業の概要と計画手順 第三者検証の方法（素案）
第1回	H19. 10. 5	課題別研修第三者検証委員会運営要領 検証の視点について
第2回	H19. 11. 26	作業部会による検証作業結果（報告） 20年度課題別研修の決定の手順について 各研修案件の評定について
第3回	H20. 2. 1	第三者検証を踏まえた案件採択の結果（報告） 検証結果を踏まえて再形成した案件に係る J I C A の方針
第4回	H20. 3. 24	第三者検証の総括 事後評価の方針 課題別研修事業の方向性

#### ウ. 課題別研修中期編成指針の策定（課題別の事業方針）

19年度は、34分野課題について、課題別研修中期編成指針（通称「グランド・デザイン」といい、分野・課題の単位で課題別研修の形成・見直しの方針を定める3年程度の計画）を整備するとともに、20年度案件の形成及び採択の指針とした。

## 2. 研修実施基準の策定

海外で実施することが妥当な研修案件の基準として、海外で実施する研修の太宗を占める第三国集団研修（過去に技術協力を実施した機関において、周辺国の技術者等を対象として、適正技術を移転・普及することを目的とした、集団型（複数参加）の技術研修）の基準となる「第三国集団研修事業の計画・評価の手引き」の作成を、19年度より南南協力支援課題タスクフォース（小項目No. 11参照）が中心となって進めている。本手引きの作成に先立ち、機構としての第三国研修の位置付け（考え方）を明確化し、「研修員を派遣する国（受益国）の開発成果」の視点を重視する方針を決定した。

さらに、第三国研修の優良事例の基準についても作成を進めており、同基準の完成後は、優良事例の収集、分析及び情報発信をよりシステムティックに行うことを目指す。

今後、現地国内研修（過去に技術協力を実施した機関において、当該国の技術者等を対象として行う技術研修）の基準についても、第三国集団研修に係る作業状況をみつつ、作成することとしている。

一方、日本国内で実施することが妥当な研修案件の基準として、19年7月に「課題別研修実施基準」を作成し、研修の目標及び内容について整理した。具体的には、研修の目標が、①中核的人材の育成（「中核人材育成型」）、②中堅人材を対象とした知識・技能の普及（「人材育成普及型」）、③組織や社会の課題の解決の促進（「課題解決促進型」）、④国際対話（「国際対話型」）の4つの類型（下表参照）のいずれかに該当する場合、国内で実施することが妥当な研修であるとした。

【研修案件の4つの標準類型】

標準類型	コンセプト
①中核人材育成型	研修参加者本人（重要な意思決定に関与する者及び高度の専門性を要する業務に従事する者）の能力開発を目標とする。
②人材育成普及型	多数の人々に習得されることで意義を持つ知識・技能の普及を目標とする。教員や看護師など、同様の業務に従事する者が多数にのぼる職種の中堅層を対象とする研修は、中核人材育成型ではなく人材育成普及型として実施する。
③課題解決促進型	組織の業務改善や制度構築など、研修参加機関の組織内の課題や研修参加国の社会的な課題の解決のための知識資産の創造を一義的な目標とする。
④国際対話型	域内、地域間又は地球規模の課題に関する経験の共有と新たな知識の創出を目標とする。

さらに、20年度案件（新規・更新）の形成に当たっては、研修員個人の能力向上にとどまらず、組織開発や制度改善の視点から研修員の所属組織における成果の発現が期待される案件を重視することとし、国内機関担当者への説明会等を通じて本方針を浸透させた。案件検討に際しても、研修内容を見直し、「中核人材育成型」案件から、組織対応型案件（「人材育成普及型」、「課題解決促進型」）への移行を進めた。

この結果、20年度実施予定の研修案件550件（学位取得を目的とする長期型を除く）のうち、301件が組織対応型案件（「人材育成普及型」、「課題解決促進型」）となり、その割合は54.7%と前年度実績（41.1%）を13.6ポイント上回った。

	18年度	19年度
組織開発や制度改善を重視した案件の割合	41.1%	54.7% (13.6ポイント増)

\*カッコ内は18年度実績に対する増減ポイント率を示す。

【組織開発や制度改善を重視した案件の事例】

〈アジア・アフリカ知識協創プログラム：きれいな病院（JICA東京所管）〉  
 研修類型：課題解決促進型（目標：病院管理改善行動計画の策定）

本研修は、医療機関のサービス向上について、アフリカの国々がアジアの経験を学び、自国の環境に適した形で応用することを一貫して促進するプログラムであり、整理整頓など身近な職場環境の改善について、本邦での学習にとどまらず、自国での実践に基づき実用的な改善計画を組織的に策定する段階までを含むものである。

具体的には、保健省担当局長や病院長が参加する導入セミナーを本邦で実施後、スリランカにおいて看護師等を含めたフィールドワークショップを開催し、改善案を策定した。同案に基づき、各国で病院改善のパイロット・プロジェクトを試行し、その結果を踏まえて、政府による病院改善に係るガイドライン案を策定し、実践に移した。

その結果、例えば、タンザニアでは、モデル病院での実践が定着したことを受け、保健省により病院サービスの質の向上に係るガイドラインを全国に導入することが決定された。全国各地にモデル病院が指定され、パイロット事業が全国的に実施されるなど、成果が発現しつつある。

〈中米・カリブ地域別研修 住民参加型農村開発プロジェクト運営管理（JICA筑波所管）〉

研修類型：人材育成普及型（目標：住民参加型開発の新たなアプローチの普及と定着）

本研修は、中米・カリブ地域において、戦後の農村開発の軸となった我が国独自の「生活改善運動」の概念の普及と各国の状況に合わせた応用を促進するプログラムである。研修員は本邦研修後、域内の拠点国（パナマ）で試行的実践の機会を持ち、そこで日本で学んだ手法の現地化を試み、各国における普及計画案を策定した後帰国して、所属先の審査・許可を得た最終的な計画を策定した。このうち特にフォローアップが必要なものについては機構が協力し、定着を促進した。また、帰国研修員のグループに、次年度に参加する研修員の来日前事前研修を依頼することにより、年次を越えた継続的取組と人的ネットワークの展開を促進している。併せて、各国の政府の局長・次官級の対話を日本で並行して行うことで、相手国政府の後押しを確保し、日本の生活改善運動の概念を応用した参加型開発の定着を促進している。

### 3. 研修内容・研修方法の改善とフォローアップ活動の充実

#### （1）研修内容・方法の改善

19年度は、課題別研修の内容、方法等に関して改善することが望ましい事項を列挙した「課題別研修チェックリスト」を作成し、同チェックリストの改善項目（16の中項目及び89の小項目）に基づき、個々の研修案件について改善を図った。19年度は、課題別研修513案件について、本邦研修の前後の現地における活動を強化する改善等延べ3,013件の業務改善を実施した（後述のフォローアップ関係の業務改善を含む）。

研修内容の付加価値を高める観点から、大学との連携については、大学を実施機関とする課題別研修（80件）のうち、4案件について、大学側の理解・協力を得て、1年未満の期間ではあ

るが、学位取得可能な案件として実施した。

## （２）フォローアップ活動の充実

19年度は、課題別研修と連動し、帰国研修員及びその所属組織の取組を、本邦の研修実施機関とともに促進する「課題別研修リンク型のソフト・フォローアップ協力」を46件（18年度実績は46件）実施した。

また、帰国研修員の事業への活用（例えば、テレビ会議システムを利用し、帰国研修員が、本邦に滞在している研修員に対し、帰国後の活動状況を報告）や帰国研修員への継続的な情報提供（帰国研修員をネットワーク化し、インターネット等による情報提供）等、帰国研修員に関する業務改善を延べ227件実施した。

さらに、19年度は、帰国研修員に対して常時情報を提供するインターネットサイトを開発した。同サイトには、研修案件毎に帰国研修員と本邦の研修実施機関、機構関係者が互いに連絡を取り合える仕組みを盛り込んだ。20年度以降、このシステムを有効活用することで、帰国研修員との関係がより強化されることが期待される。

### 【ソフト型フォローアップの事例（継続的な支援の例）】

〈集団研修「地域活動としての知的障害者支援」帰国研修員ネットワーク支援事業〉

標記研修に参加した帰国研修員相互の学習、情報交換の促進を目的としたウェブサイト及びメーリングリストが、17年度ソフト型フォローアップ事業により開設され、本邦の研修実施機関が中心となって運営されてきた。

ウェブサイト等での帰国研修員間の議論を通じて、帰国研修員の抱える共通的な問題が浮き彫りになり、帰国研修員のイニシアティブにより「知的障害時の母親のうつ病率の高さ」についての共同研究の提案がなされた。この動きを支援するため、18年度フォローアップ事業として帰国研修員及び研修実施機関の参加による本邦ワークショップを開催し、各自が自国の状況について研究した結果を発表し、これらを基に共同研究が行われた。

また、ワークショップにおいて、障害児の親のうつ症状への対策の周知が課題として抽出され、DVD教材の作成につき取り組むこととなった。機構は19年度フォローアップ事業としてこれを支援した。DVD教材は各国の帰国研修員・関連機関に配布されるとともに、標記研修の教材としても活用する予定。

## 4. 青年招へい事業の見直し

青年招へい事業については、19年度から、技術協力の一環として実施する必要性が必ずしも高くない交流性の強いプログラムを廃止し、従来以上に専門的知見の習得を重視した内容に見直した。名称も「青年研修」とし、その位置付けを「途上国の当該分野の将来のリーダーとなる青年層を対象とし、日本の技術経験を理解し、知識と意識を向上させる基礎的な研修」として、再整理した。さらに、本邦滞在期間を18日間とし、これまでより5日間短縮して、技術研修への絞り込みを実現した。

19年度は、研修コースの全日程（18日間）のうち、土・日曜日（4日）、来日／帰国日（2日）、福利厚生等の日程を除いた技術プログラムが11日となり、その割合は18年度実績（41%）を38ポイント上回る79%となった。また、19年度に実施した91コース（計1,622人）のうち、71コース（計1,313人）について各国の重点課題（教育（初中等）、環境、地域振興、経済開発、人材開発、法制度整備、感染症対策、社会基盤整備、行政等）に整合したものとなった（全体コースの78%）。

また、従来は、予め本部で全体計画案を作成し、当該計画を在外（大使館、機構の事務所）で確認した上で、確定していたが、20年度計画の策定に当たっては、事前に大使館、機構の在外事務所を通じて途上国側から課題に係る要望を聴取する方式に変更した。今後、同方式をレビューし、要望調査の実施方法の改善を図ることとしている。



## 小項目 No. 14 専門家、コンサルタントの選定

### 【中期計画】

(iv) 相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。

このため専門家については、

- 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。
- 人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。

またコンサルタントについては、

- コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。
- 緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引続き迅速な選定を行う。

### 【年度計画】

#### (4) 専門家・コンサルタントの選定

(専門家)

- ア. 公示・公募による人選を拡大する。
- イ. 専門家人選への反映を容易にするため、既存評価情報を蓄積するデータベースを改善する。

(コンサルタント)

- ウ. コンサルタント選定における選定方法を見直す。
- エ. 特に緊急な選定が必要と認められる案件については、迅速な選定を着実に行う。

### 【当年度における取組】

専門家については、民間人材を含めた幅広い人材の積極的活用を行う観点から、引続き公示・公募による人材の確保を推進するとともに、コンサルタント選定における新たな評価方法の試行など、質の高い専門家・コンサルタントの適正かつ速やかな選定に努めた。

## 1. 民間人材の積極的な活用

前期に引続き、透明かつ適正な手続きを通じた民間人材を含めた幅広い人材の確保に努め、19年度は、公示・公募により選定された専門家は2,909人となり、全専門家の70%を占めた(平成18年度実績66%)。人選のための委員会については、関係省庁と機構との間の事前協議において調整を了したため、19年度は開催されなかった。

また、公示・公募制度のさらなる理解の促進と制度の定着を図るために、国際協力人材センターの専用ホームページ「PARTNER」上に公示・公募の対象となる人材の業務内容と手続きをわかりやすく説明したページを設けたほか、東京及び地方で計3回実施した国際協力キャリアセミナーにおいて、機構の事業への参加を希望する人に対して、直接応募手続き等を説明した。(詳細については、小項目No. 21「人材養成確保」を参照。)

人選を公正かつ効果的に行うために、既存のガイドライン（「専門家人選のあり方」「専門家人選にかかる関係各省庁への協力依頼」及び「公募の手続きについて」）に基づいた人選手続きを進めるとともに、案件担当部による推薦を行う場合の基準について整理した。また、今後の人選手続きのさらなる改善のために、他の国際機関や民間企業の人材の募集、選考、評価の一連のプロセス・手続きに関する比較調査を開始した。

さらに、中長期的に適格な人材を確保する観点から、人材確保・養成を強化すべき分野の検討や案件形成に際して活用できるよう、専門家人材の分野別の需要供給状況について分析を行い、基礎資料としてとりまとめた。

## **2. 人材の業績評価の着実な実施と反映**

専門家の活動評価に関し、試行実施を踏まえて、20年度に本格導入することを決定し、これまでの実施の結果等も再確認しつつ、準備を進めた。

また、専門家の再活用にかかる仕組みの検討を進め、専門家候補者がJICA事業の経験者である場合に、過去の活動の評価を選考に反映できるよう、従来別個に管理されてきた専門家、ボランティア、コンサルタント等の評価情報（データベース）を横断的に検索可能とするシステムを構築することとし、開発に着手した。

## **3. コンサルタント選定方法の改善**

コンサルタント選定の際の評価方法に関し、従来は、技術点が僅差の場合にのみ価格点を考慮する価格加味方式を行ってきたが、監事監査意見等も踏まえ、質の確保・維持に留意しつつ、技術点到価格点を加点することにより質と価格の両面から評価する方式の導入に向けて、対象事業や評価割合（配点）などの検討を行い、一部案件について19年度に試行した。今後は試行結果を分析し、20年10月の改正機構法施行後の調査業務等への適用についても検討を行うこととしている。

18年度に試行導入したコンサルタント等の「指名人材プール制」については、試行結果について、コンサルタント各社、業界団体及び機構内部へのヒアリングを行い、コメント等を踏まえて、19年度より本格導入した。

同制度の19年度における活用実績は、以下のとおり。

- ①ソロモン国地震・津波災害復旧・復興支援プロジェクト形成調査（復旧・復興支援）
- ②ソロモン国地震・津波災害復旧・復興支援プロジェクト形成調査（建築・設備分野）
- ③コンゴ民主共和国緊急開発調査(キンシャサ市都市復興計画調査、バ・コンゴ州カタラクト県コミュニティ開発支援調査)予備調査
- ④ペルー国太平洋岸地震災害復興支援ニーズアセスメント調査（復旧復興支援）
- ⑤ペルー国太平洋岸地震災害復興支援ニーズアセスメント調査（上下水道設備）
- ⑥ペルー国太平洋岸地震災害復興支援ニーズアセスメント調査（建築設備計画）

また、従来は、コンサルタント等の登録に有効期間を設け、5年に一度、登録の更新を行っていたが、コンサルタント及び機構双方の事務の負担軽減及びより円滑な応募を促進する観点から、特に有効期間を設けずに年次報告書の提出・審査をもって登録更新とすることとした。

#### 4. 緊急案件における迅速な選定

緊急案件の業務実施契約にかかるコンサルタント選定については、通常64日を要する公示から契約までの期間を、一定の質を確保する上で必要なプロセス・手続きそのものを省かずに、できる限り所要日数を短縮して行うことを想定して「30日」を緊急案件の手続きの標準日数としている。19年度において、緊急案件と認定された5案件について、必要な手続きを適切に実施しつつ、迅速化に努めた結果、公示から契約までの期間は以下のとおりとなった。

##### 【19年度の緊急案件】

①コンゴ民主共和国 キンシャサ特別州都市復興計画調査（地形図作成）	30日間
②ペルー国大洋州地震災害復興支援（プログラム型）概略設計調査	29日間
③ペルー国耐震住宅による住宅復旧推進計画調査（第1年次）	30日間
④バングラデシュ国サイクロン「シドル」被災地域多目的サイクロンシェルター建設計画概略設計調査	32日間
<p>※18年度に新たに導入された「災害復興支援無償資金協力」の入札図書を作成するための調査。緊急なコンサルタント選定が必要と認められたものであったが、本無償資金協力の制度の詳細、特徴が契約相手方に十分理解されていなかったため、業務実施の適正性を確保する観点から時間をかけて契約交渉を行った。</p>	
⑤コンゴ民主共和国キンサシャ特別州都市復興計画調査（復興計画）	24日間

## (ロ) 無償資金協力の実施促進 (法第13条第1項第2号)

### 小項目 No. 15 無償資金協力実施促進業務

#### 【中期計画】

- (i) 無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。
- (ii) 無償資金協力の事前の調査等について、日本の知見を活かした援助実施及び費用対効果の最大化を図る観点から、契約形態及び内容を点検し、競争性の向上のための取組を検討し実施する。
- (iii) 無償資金協力事業に係るコスト削減の要請を踏まえ、品質の確保にも十分留意しつつ、協力案件の計画・設計内容及び積算に係る調査・審査機能のさらなる強化を図る。

#### 【年度計画】

- ア. 無償資金協力の実施促進業務については、企業向け説明会の開催、事前資格審査制度の改善・実施、入札公告の邦文化をさらに進める。
- イ. 無償資金協力の事前の調査等について、日本の知見を活かした援助実施及び費用対効果の最大化を図る観点から、契約形態及び内容を点検し、競争性の向上のための取組を検討し実施する。
- ウ. コミュニティ開発支援無償等の概略設計及び実施促進業務について、協力案件の計画・設計内容及び積算に係る調査・審査機能のさらなる強化を図る。

#### 【当年度における取組】

無償資金協力の実施が公正かつ円滑に行われることを支援する実施促進業務については、実施を担当する事業関係者（コンサルタント、建設会社等）の入札資格要件の弾力的な運用等により競争性の向上を図った。

また、無償資金協力事業（本体）にかかるコスト縮減に関し、平成18年度に導入されたコミュニティ開発支援無償資金協力における概算事業費の積算ガイドラインを策定したほか、調査・審査機能の強化に取り組んだ。

### 1. 適正かつ効率的な無償資金協力事業の実施促進

#### (1) 競争性及び透明性の向上にかかる取組

被援助国が主体となつて行う無償資金協力事業に係る入札において、前期より、競争性の向上のための種々の改善（支店条項（入札参加予定者が当該被援助国内もしくは周辺国に支店等を有することを入札の要件とした条項）の撤廃、機材調達案件の契約の細分化（ロット分け）、応札準備期間の30日から45日への延長等）を行うとともに、18年度には、入札公示の和文併記、中堅建設企業向け説明会の実施、入札の参加資格事前審査（PQ審査）の総合的見地からの判定

の奨励などを行ってきた。

19年度は、さらに参加企業を増やして競争性の向上に繋げるため、PQ審査において、従来、入札の参加資格要件として一定のレベルを明示してきた類似工事の実績額、海外工事实績及び技術者数について、原則として申告制にするとともに、全ての建設案件について建設業者間の共同事業体の結成を原則可能とすることなどを新たに奨励した。また、新規参入の促進に向けた中堅建設企業向け説明会も18年度に引続き実施（2回）した。

また、20年10月の改正機構法の施行により、実施促進業務に加えて無償資金協力事業（ノン・プロジェクト無償等一部を除く）を機構が行うこととなるため、その準備の一環として、事業者にとってのリスクを軽減する方策を通じたさらなる競争性の向上に向けて、①工期の柔軟化、②天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化、③事前の調査内容の充実、④設計変更手続きにかかる承認の迅速化といった方策の検討を開始した。そのうち前倒しで実施可能な事項については随時実施に移す方向で、関係機関と検討を行った。

さらに、財務省予算執行調査、会計検査院の指摘を踏まえ、競争性及び透明性の向上の観点から、不落随意契約（複数回数の競争入札において、最低の入札価格が予定価格を上回り、落札者が決定しないため、随意契約により契約する行為）の数を減少させるために必要な施策、応札者の増加に繋がるような方策について外務省と検討中である。

## **（2）技術的監査の実施**

19年度は、3カ国（ネパール、ボリビア、ヨルダン）の3案件について、技術的監査を実施した。対象案件は地域及び分野に偏りがないう選定し、当該案件の施工および施工監理が適正に実施されているかなどをチェックした。この監査は、直前までコンサルタントや業者だけでなく、相手国政府、在外公館、機構の在外事務所等の関係者に実施することを伝えない「第三者による抜き打ち監査」であり、他のコンサルタントや施工業者に対しても抜き打ちの監査が実施される場合があることを周知し、適正な実施の促進に努めた。

## **2. 事前の調査における競争性向上の取組**

無償資金協力の事前調査に関する競争性向上の取組として、従来から行っている技術点が僅差の場合にのみ価格点を考慮する価格加味方式から、技術点に価格点を加点することにより質と価格の両面から評価する方式の導入に向けて、対象事業や評価割合（配点）などの検討を行い、19年度は、試行的にアフリカ地域の医療機材案件において試行した。今後は、試行結果の分析等を踏まえ、必要な改善を図る。

## **3. 計画・設計内容および積算にかかる調査・審査機能の強化**

18年度に新たに導入された「コミュニティ開発支援無償資金協力」では、貧困、飢餓、疫病等、人命や安全な生活への脅威に直面するコミュニティの総合的な能力開発を支援するとともに、その実施において、現地仕様による設計や、施工段階における現地業者を積極的に活用することとしており、18年度から22年度までの5年間で、同制度を活用したアフリカにおける学校建

設案件において、30%以上のコスト削減が目標として掲げられている。このため、機構は、コミュニティ開発支援無償資金協力にかかる「概略事業費積算ガイドライン」を作成するとともに、同ガイドラインの調査・審査への活用及び技術審査員の拡充等、調査・審査機能の強化を図った。

〈参考〉

19年度に事前調査を実施したベナン「第四次小学校教室建設計画」では、概算事業費における平米あたりの積算単価を、平成13年から16年度にかけて実施した同国「第三次小学校教室建設計画」と比較して、約3割低下させることができた。(60.7千円/m<sup>2</sup>→44.4千円/m<sup>2</sup>)

## (ハ) 国民等の協力活動（法第13条第1項第3号）

### 小項目 No. 16 ボランティア事業

#### 【中期計画】

(i) 本号に基づくボランティア関連業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため、引続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。そのために、

- プログラム化の中での他事業との連携促進及び他機関との協調等に対応する。
- ボランティア人材を取り巻く参加環境や社会環境の変化にも対応しつつ、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につながる、募集・選考や訓練・研修方法の改善を通じた適格なボランティア人材の確保、特に社会還元にもつながる現職参加制度の拡充、現地活動の支援強化等に取り組む。
- 帰国ボランティアについては、社会還元のための環境整備を促進すべく、進路対策支援を始め、ボランティアの経験を活かす場の拡充に努める。

#### 【年度計画】

##### (1) ボランティア事業

ア. 事業のプログラム化の中で、ボランティア関連事業とその他の J I C A 事業との連携を促進する。また、ボランティア関連事業に関し、他の援助機関との連携のあり方を検討する。

イ. 適格な人材の確保につながる募集・選考や研修・訓練方法の改善に取り組む。

ウ. 教員を中心とした地方公共団体からの参加を推進するとともに、現職参加推進のために企業訪問等の取組を行う。また、参加促進のためにインターネットなどを活用した広報を行う。

エ. 帰国ボランティアに対する進路対策支援を行い、特に、社会還元の効果が高いと考えられる教職志望者・志願者に対して、専任カウンセラーの配置等支援を拡充する。

オ. 団塊の世代等シニア世代がこれまでに培った能力や技術を活かせる国際協力の場としてのシニア海外ボランティアへの参加を促進するための取組を行う。

#### 【当年度における取組】

現中期計画においては、ボランティアによる協力の質的向上に取り組むこととし、そのため、プログラム化を通じた他の J I C A 事業との連携や他機関との協調を推進した。また、ボランティア活動を志望する国民の発意に応えるとともに、適格な人材を確保するため、募集や訓練の見直し等、参加しやすい環境整備に取り組んだ。また、文部科学省等と連携して教員の現職参加を推進したほか、地方自治体や民間企業への働きかけも積極的に行った。

帰国ボランティアへの支援として、シニア海外ボランティアに対する帰国時のオリエンテーションを導入して社会還元の取組への働きかけを行ったほか、進路対策に関するセミナー等の充実、地方自治体との協力等により、進路対策支援を着実に実施した。

## 1. ボランティア派遣実績

19年度は、機構のボランティア事業として、青年海外協力隊1,482人、シニア海外ボランティア343人、計1,825人を開発途上国に派遣した（暫定値）。19年度は、現中期計画の初年度として、事業の質的向上を中心に取り組む中で、前年度と同程度の派遣数を確保することとし、青年海外協力隊1,459人、シニア海外ボランティア476人、計1,935人の派遣を計画したが、応募数が前年を下回ったことから、実績値は若干計画値を下回る結果となった。

一方、19年7月に、1965年の青年海外協力隊派遣開始からの累計派遣人数が3万人を超えた。これを記念して、9月24日に「青年海外協力隊3万人突破記念シンポジウム『国際協力を日本の文化に』」を開催した。本シンポジウムを通じて、また、併せて広報活動を積極的に行い、応募促進に努めた。

## 2. 他のJICA事業との連携及び他機関との協調

### (1) プログラム化の中での他事業との連携

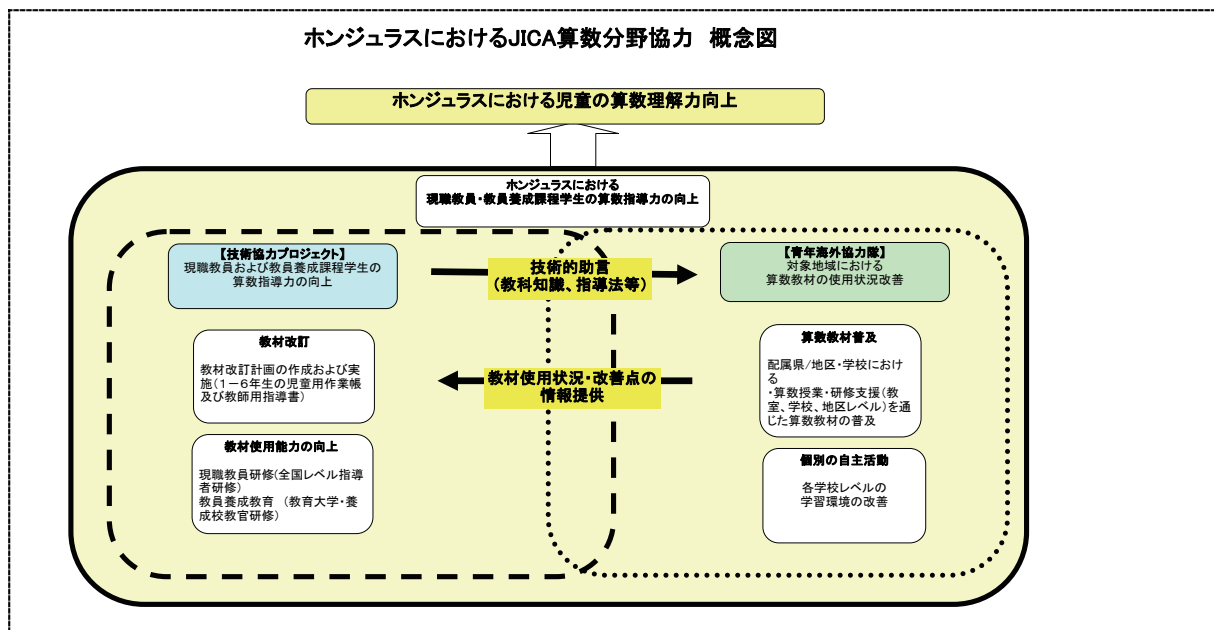
機構は、ボランティア事業は国民の発意に基づく活動であり、参加者の自主性を尊重することを基本としつつ、政府開発援助における事業として、開発途上地域の発展に寄与するという側面も重視している。機構の事業実施においては、国別の事業実施方針の下、事業を有機的に組み合わせ、戦略性及び効果向上を図るためのプログラム化を推進しており、ボランティア事業についても、プログラム化の中での他のJICA事業との連携を図りつつある。（プログラム・アプローチについては、No. 5「効果的な事業の実施」3.（2）参照。）

具体的には、プログラム化に際して、ボランティア活動の強みである知識や技術の現場レベルでの普及や、日常的な協働を通じた生活や職務に対する意識、姿勢の変化・定着が求められる活動などにボランティア活動を組み入れることで、協力全体の質の向上を目指している。そのため、機構内でタスクフォースを設置し、組織的、多角的な検討を行い、19年10月にボランティア事業に関する「プログラム・アプローチガイドライン（第一稿）」をとりまとめ、他のJICA事業との連携のあり方を整理したほか、国別のボランティア事業実施計画を策定し、具体的な連携の方向性を示すこととした。

### 【技術協力とボランティア活動の連携事例：ホンジュラスの算数教育】

ホンジュラスの算数教育にかかる協力として、技術協力プロジェクトによる教材（児童用作業帳及び教師用指導書）改訂、教材使用能力の向上にかかる全国レベルの指導者研修及び教員養成課程の教官の研修の実施と、青年海外協力隊員による、地域における算数教材の改善と活用を促進するための教員向け講習会等の開催と、教材使用状況のモニタリングを組み合わせ、実施した。隊員の活動により抽出された教材等の改善点をプロジェクトにフィードバックし、ホンジュラスの現職教員の算数指導力の向上を目指した取組を効果的に実施した。





## (2) 他機関との協調

機構は、他の援助機関・国際機関が実施するボランティア活動を含む事業とJICAボランティア活動を連携させ、スキルやノウハウを相互に共有することで活動の質を高め、ひいては援助効果を高めることを目的として、他機関との連携を推進している。このため、援助機関との連携協議や現場レベルでの意見交換により有効性が確認できた場合に、各機関との具体的な連携案件を形成することとしており、19年度は、協調にかかる覚書を交換している機関を中心に協議を行い、JICAボランティアと他機関のボランティアとの効果的な連携協力について共通認識を得るとともに、具体的な案件の形成を行った。

### 【19年度の例】

- ・ 国連食糧農業機関 (FAO) : 19年2月に締結したFAO-JOCV連携にかかる覚書に関し、5月にFAO本部技術協力担当官等が来日し、フォローアップ協議を行うとともに、青年海外協力隊派遣にかかる要請が提出された。現場レベルでは、ニジェール、スリランカで、FAOが支援するプロジェクトで隊員が活動している。
- ・ 国連食料計画 (WFP) : 19年7月にWFP本部HIV/AIDS課長等が来日し、現場レベルでの連携を促進するため、連携案件を形成した。また、カンボジア、ザンビア、マラウイでは、隊員が各WFP事務所と連携し隊員が活動している。
- ・ 国連ボランティア計画 (UNV) : UNV本部事務局長が来日し、機構が選考を行う国連ボランティアの特別枠に関し、今後の戦略的な派遣について意見交換を行ったほか、事務レベル協議も含め、計5回の協議を行った。
- ・ 今後、ボランティア事業の実施を予定しているポーランド、アフリカ連合 (AU) に対して、JICAボランティア事業の説明を行い、将来の連携にかかる意見交換を行った。

また、19年9月にカナダで開催された国際ボランティア会議に出席し、「効果的なボランティア派遣におけるドナーの役割」及び「JICAボランティアのプロセス評価」について発表するとともに、各国のボランティア団体（米国平和部隊(Peace Corp)、韓国国際協力団(KOICA)ほか16カ国29団体)と意見交換を行った。

### **3. 適格な人材確保のための取組**

#### **(1) 募集・選考方法及び訓練・研修方法の改善**

##### ア. 応募環境の整備

より応募しやすい環境整備に向けて、19年度春募集以降、ホームページ上にプレエントリーサイトを設置し、登録者に対して、募集期間及び選考期間中に機構から定期的に情報提供を行うとともに、問合せ機能を通じ個別の質問に回答するなど、ボランティアへの参加に関心のある層へのきめ細かい対応を行った。

##### イ. シニア海外ボランティアの参加促進のための取組

シニア海外ボランティアの参加促進の観点から各種広報活動に取り組んだ。日本商工会議所及び各地の商工会議所においてエンジニアや経営管理系人材向けの広報を行ったほか、日本能率協会よりウェブページ上でのISO関連案件の情報の掲載にかかる協力を得た。

また、中小企業分野の専門性を有するアドバイザーを委嘱し、企業訪問を通じて、社員及び退職者のボランティア参加という企業の新たな社会貢献について説明するとともに、シニア海外ボランティアへの応募を勧奨した。この結果、キャノン、日野自動車、ソニー、ホンダなどから元現地法人社長や生産部長など、豊かな現場経験を有する人材の参加が得られ、これらボランティアをグループでザンビア及びヨルダンに短期派遣して「中小企業分野セミナー」を実施したところ、現地で非常に好評であった。

##### ウ. シニア海外ボランティアの派遣前訓練の改善

シニア海外ボランティアについては、これまで技術力はあっても語学に自信がない、あるいは、海外経験のない人は応募を控える傾向が見られたことを踏まえ、18年度から参加意欲のあるシニア層に道を開くべく、青年海外協力隊と同様に活動言語を習得できる機会を提供するため、訓練・研修方法の見直しを行った。併せて、青年海外協力隊、シニア海外ボランティアは、共に開発途上地域でボランティア活動を行う者同士であり、派遣前から寝食を共にしつつ、国際協力の現状理解、任国事情・異文化適応の手法などの講座や語学等の学習を通じて、相互に刺激を得て切磋琢磨することは、訓練・研修の重要な成果であり、任国地での協働作業の円滑化を図ることに繋がるとの認識に基づき、19年度後半から青年海外協力隊とシニア海外ボランティアの合同訓練を本格的に導入した。

合同訓練に参加したシニア層からは、「訓練を通して青年たちとともに学べたことが刺激となり、現地へ向かう活力となった」と、合同研修を積極的に評価する声が聞かれた。また、訓練中は、両ボランティアが、同じ教室で学ぶ中で語学や実務経験によるノウハウなど、お互いに足り

ない部分を補って助け合う光景が見られた。

合同訓練の導入により、シニア海外ボランティアに対する語学講習の機会が格段に充実し、合格後の語学力強化が可能となったことから、応募・選考時の語学審査基準を緩和した。



「ボランティアスピリット意見交換会」という講座の一コマ。「JICA ボランティアにとって必要なこと」についての青年海外協力隊員訓練生とシニア海外ボランティア訓練生との意見交換の様子。

## （２）現職参加促進の取組

### ア．現職教員向けの取組

青年海外協力隊等のボランティア事業への参加により得られる異文化体験は、現職の教員にとっては、帰国後の生徒に対する影響やインパクトの点で大きな意味を持つものであり、機構は、各都道府県及び政令指定都市の教育委員会に働きかけ、現職教育の参加促進に取り組んできた。

19年度は、現地取材に基づくホンジュラスの現職教員の活動状況や、帰国後活躍する教員OBの様子等をわかりやすく伝えることを目的とした特別現職教員参加制度の紹介ビデオを作成し、機構のホームページ上で閲覧できるようにしたほか、DVDを作成し、国内機関や各地の国際協力推進員などが教育委員会を訪問する際に活用した。

また、文部科学省と連携して、18年度に引き続き、現職教員の帰国報告会（東京、年1回）を実施するとともに、地方（四国、東北、大阪、北海道で各1回）でも、各地の大学や協力隊OB会と連携する形で開催した。また、18年度に構築された、派遣中の現職教員に対して大学等による情報提供や教材開発等の支援を行うシステムについても、引き続き文部科学省との連携の下で実施した。

さらに、19年度は特別現職教員参加制度の導入後5年目にあたることから、この制度を活用し参加した教員に対してアンケート調査を行った。その結果、回答者の93%が「協力隊に参加してよかった」とし、また、70%が「学校現場でその経験を活かしている」との回答であった。本結果については、報告書にとりまとめ、現職教員の参加促進に向けての資料として国内機関に配布した。

### イ．地方自治体職員及び国家公務員向けの取組

地方自治体職員の自己啓発等休業などの新制度への対応や、具体的な事例を盛り込んだ公務員向け現職参加パンフレットの改訂版を作成し、各国内機関等に配布した。

#### ウ. 一般企業向けの取組

企業や業界団体への訪問に加え、現職参加促進の協力を得ているNTT関連企業との連携によるセミナーを実施し、JICAボランティアの業務にかかる理解促進と応募勧奨を行った。また、前述のとおり、中小企業分野を専門とするアドバイザーによる企業訪問において、シニア海外ボランティア事業への現職参加について紹介し、応募勧奨を行うなど、CSRに関心を有する企業等への働きかけを強化した。

## 4. 帰国ボランティアに対する支援

### (1) ボランティア経験者による社会還元のための取組

19年7月よりシニア海外ボランティアに対する帰国時オリエンテーションを開始し、その中で、出前講座や各地の国際協力推進員の紹介などを含む社会還元に係るプログラムを盛り込むなど、シニア海外ボランティアが講師となる出前講座を実施するための環境を整備した。

### (2) 帰国ボランティアの進路開拓支援

#### ア. 進路相談カウンセラーの配置

特に社会還元の効果が高いと考えられる教職志望者・志願者に対する進路対策支援を拡充するため、教育分野を専門とする進路相談カウンセラーを19年7月に広尾、9月に兵庫に配置した。  
(進路相談カウンセラーは全国に計25名配置。)

#### イ. 帰国ボランティア向けホームページの見直し

帰国ボランティア向けの情報発信の充実及び帰国後の情報の収集の観点から、帰国ボランティア向けウェブページの見直しを行った。

#### ウ. 進路開拓支援セミナー及び各種説明会の実施

19年度は、帰国ボランティア向けの進路開拓支援セミナーを、テーマ別に12回実施し、計306名が受講した。企業や教育委員会等の採用担当者からの採用情報、自己分析、職務経歴書の書き方、面接対応等の演習等のほか、隊員OB、OG等の体験談を組み込むなど実践的なセミナーを目指した結果、参加者の満足度は非常に高かった(受講者アンケートにおいて回答者の97.4%が「とても参考になった」「参考になった」と回答)。

また、18年度に引続き、テレビ会議システムを使って同セミナーを配信し、首都圏以外の希望者も受講できるようにしたほか、東京以外の講師による講義(大阪府教育委員会、京都市教育委員会)も実施した。

さらに、教員志望の帰国ボランティアへの支援として、進路開拓支援セミナーにおいて、杉並区の教員養成を担う杉並師範館について紹介した結果、第3期生20名の枠に3名が合格した。

(注) 杉並師範館：平成17年設立。杉並区教育委員会が独自の教員を一年間のプログラムで養成し、卒塾後選考を経て杉並区立小学校の正規教員として採用。

また、ボランティアの帰国が集中する時期（4月、7月、12月）に合わせ帰国時研修の中にキャリアパス研修（選択・任意性）を設けるとともに、18年度に引続き、「国際協力」、「教育」、「NGO活動」等のテーマに沿ったキャリアパス特別プログラムを実施したほか、警視庁と連携して警察官採用説明会を7回実施した。

また、国際協力に関する業務に従事することを目指す帰国ボランティア向けに、国連機関への就職や国際協力を目指した進学等の情報交換のためのキャリアパス勉強会を3回実施した。

#### エ. ボランティア経験者の特別採用

地方自治体への継続的な働きかけ等により、教員採用試験に関し、19年度には、茨城県、神奈川県、愛知県、福井県、兵庫県、横浜市、神戸市の5県2市で選考試験の一次試験を免除するなどの特別採用制度が導入された。（これまでに、長野県、富山県、愛媛県、京都市を合わせて8県3市が特別枠や優遇措置を設定。）

また、地方自治体職員に関しては、平成18年度に社会人採用において特別採用枠を設置した横浜市に続き、19年度は秋田県、愛知県、広島市、能代市の2県3市が職務等経験者を対象にした採用等において、試験免除措置の設置、受験資格としてボランティア経験を明記するなどの措置が講じられた。

また、協力隊事務局の働きかけもあり、帰国ボランティアを対象として外務省が任期付き職員の募集を行い、2名が採用された。

## 小項目 No. 17 NGO等との連携、国民参加支援

### 【中期計画】

(ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力をを行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。具体的には、

- 幅広い国民の参加が得られるよう、草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、そのためにNGO人材育成プログラムを推進する。
- 草の根技術協力事業については、幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努めるとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、事務合理化を行う。
- 草の根技術協力事業については、国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。
- 地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外のきめ細やかな支援を行うとともに、市民参加協力支援事業を実施する。
- 国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国际協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。その際、市民参加協力の全国拠点として広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に国際協力に関わる市民団体の情報発信等の活動を支援する。

### 【年度計画】

#### (2) NGO等との連携・草の根技術協力等

- ア. 草の根技術協力事業の実施等により、NGO等の連携を推進するとともに、そのためのNGO人材育成プログラムを拡充する。
- イ. 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、説明会等を実施するとともに、ホームページの内容を充実する。
- ウ. 草の根技術協力事業については、案件の審査基準の統一化を図り、手続きの簡素化・迅速化を進める。
- エ. NGO等の活動に役立つ開発途上国の情報を引き続き整備し、ホームページ上で公開するとともに、実施中又は終了時の草の根技術協力案件の活動報告会等を積極的に開催する。
- オ. 地域奉仕団体等、様々な団体・個人の国際協力の試みに対する支援を行うため、地域において主体的に国際協力活動を行う団体等との連携を着実に進める。また、NGO-JICAジャパンデスクのNGO等との連携状況をモニタリングし、NGOが期待する支

援内容について調査を行う。

カ. 市民参加協力の全国拠点である広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に他の国内機関とも連携しつつ市民団体の情報発信の機会を提供する。

キ. 地域に密着した活動を推進するため、国内機関と自治体、国際交流協会、NGO等とで共催する事業については、質の向上に努める。

### 【当年度における取組】

草の根技術協力事業の実施件数、NGO人材育成研修等の参加人数等が着実に増加した。NGOとの連携については、引続きNGO-JICA協議会等を通じて推進を図るとともに、日本のNGOと海外のNGOとの関係構築に向けた取組を実施した。また、各国内機関において、より効果的な事業実施に向け、地方自治体との連携を戦略的に推進した。地球ひろばでは、民間企業のCSR支援等外部団体による地球ひろばの活用促進に向けた新たな取組を実施し、その結果、利用者数（宿泊者数を除く）は18年度実績（6万6千人）を大幅に上回る8万8千人に達した。

## 1. NGO等との連携の推進

### （1）草の根技術協力事業の実施

草の根技術協力事業には、NGOとの連携により実施する「草の根協力支援型」及び「草の根パートナー型」と、地方自治体との連携により実施する「地域提案型」がある。19年度に実施した案件は、新規案件の増加（19年度終了案件52件に対し、62件を新たに実施）により、165件（18年度実績144件）となり、前年度比15%増となった。

- ・草の根協力支援型（開発途上国支援の実績の比較的少ない団体等を対象）：31件
- ・草の根パートナー型（開発途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象）：66件
- ・地域提案型（地方自治体を対象）：68件

（草の根技術協力事業）	18年度	19年度
実施件数	144件	165件 (15%増)

\*カッコ内は18年度実績に対する増減率を示す。

### （2）NGO等との連携推進

NGO等との連携として、効果的な国際協力や、国際協力に対する市民の理解や参加を促進することを目的に、NGO-JICA協議会（4回）、とその小委員会であるNGO-JICA連携事業検討会（8回）、開発教育小委員会（5回）、評価小委員会（8回）を開催した。これら会合において、NGOとJICAとの連携における課題やより有効な連携のあり方について継続的に議論を行うとともに、19年度は以下の具体的な取組を行った。

- ・草の根技術協力事業の制度面の改善  
小委員会の一つであるNGO-JICA連携事業検討会において、NGO側から提示され

ていた77提言について各々の内容を検討し、制度上の課題を把握した。そのうち、19年度は「年度を越える契約（年度跨ぎ契約）」、「草の根技術協力事業マニュアルの英文化」を実現化した。なお、現行の制度については、これまでも見直しを図っているところであるが、現状の予算の制約上、実施が困難なものや、さらに検討に時間を要するものがあり、これらについては引続きNGO側からの意見を踏まえて検討を行っていく。

- ・プロジェクト評価手法についての協働作業

評価小委員会では、機構職員とNGO代表委員が協働して、「住民参加」評価手法について、JICAプロジェクトとNGOプロジェクトの事例分析も含め、現地調査を行って報告書を作成した。また、20年3月に報告会を開催した（参加者はNGO、民間、大学及び機構関係者約50人）。

また、以下の活動も行い、連携を推進した。

- ・アフリカとアジアのNGOのネットワーク促進

第4回アフリカ開発会議（TICADIV）開催に向け、アフリカと日本を含むアジアのNGO及び機構の間のネットワーク構築を目的として、「アフリカ-アジアNGOネットワーク・ワークショップ」を機構主催で開催した（ケニアと横浜の2カ所で各1回開催し、アフリカのNGO13団体、アジアのNGO2団体、日本のNGO関係者50人、外務省及び機構関係者が参加）。各ワークショップでは、アフリカ開発の現状と課題について議論し、それらを踏まえて、アフリカと日本を含むアジアのNGOが共同で、アフリカの市民社会における開発に対する要望や期待を、国際社会への提言（「アフリカ及び日本の市民社会の声」）としてとりまとめた。

- ・ベトナム国におけるNGO活動に関するセミナーの実施

19年12月にベトナム国内での海外NGO活動を所掌するベトナム国際NGO委員会（COMINGO）及び人民援助調整委員会（PACCOM）関係者が来日した。その機会を捉え、NGOを中心とする国際協力関係者向けのセミナーを機構本部で開催した（参加者約40人）。テレビ会議システムを利用して、ベトナムで活動中の本邦NGO関係者や大阪、九州及び沖縄地域のNGO関係者も参加し、ベトナム側関係者より開発ニーズ等の説明を行うとともに、対ベトナム協力におけるNGOと機構の連携のあり方について意見交換を行った。

### （3）NGO人材育成研修等の実施

19年度は、NGOの組織強化、プロジェクト運営強化、NGO間の関係強化、の3点を軸とする研修プログラムへの見直しを行い、NGO関係者からの要望を聴取した上で、研修コースの改廃を行った。

具体的には、18年度までは、NGO-JICA相互研修やPCM（プロジェクト・サイクル・マネジメント：国際協力プロジェクトの計画立案・実施・評価の手法）研修等、主にJICA事



業との連携に資することを目的とした研修を中心としていた。19年度は外務省が策定した「NGOとの戦略的連携に向けた5ヶ年計画」を踏まえ、予算の政策増が認められたこともあり、より幅広い層の市民の国際協力への参加推進並びに援助リソースの多様化及び裾野拡大の観点から、全国のネットワーク型NGO（各NGOが情報交換等を目的として地域・課題毎に自主的にネットワークを組織したもの）を中心に要望を聴取し、下表のとおり研修プログラム全体の見直しを行った。

【研修プログラムの見直しの概要】

旧研修コース	新研修コース	見直しのポイント
NGOスタッフのための国内長期研修	廃止	・人材養成確保事業として実施している「国内長期研修」への参加が可能であるため
NGOスタッフ研修	廃止	・NGO-JICA相互研修等との内容の重複があったため
NGOスタッフのためのPCM研修 草の根技術協力(草の根協力支援型)のためのPCM研修	NGO・地方自治体・大学等における国際協力担当者のためのPCM研修	・開催回数を増加(2回→5回) ・地方開催を充実(札幌、名古屋、金沢) ・初級/中級の2コースを開設 ・海外研修の実施(インド)
NGO技術者派遣	同左	・人数を増加(4人→16人) ・支援対象事業の拡大(プロジェクト立上げ準備支援、第三者評価支援等)
—	NGO人材育成研修 「組織力アップ! NGO人材育成研修—地域をつくる、組織をつくる、参加者がつくる—」	・組織マネジメントコース、プロジェクトマネジメントコースの2コースを設置 ・ステップアップ方式(国内研修→個別アクションプランの実践(国内・海外)→成果の共有→成果の報告)により、NGOの組織自体の強化に資する ・ネットワーク型NGOから検討委員を選出
—	国内アドバイザー派遣 「NGO組織強化のためのアドバイザー派遣制度」	・海外で活動するNGOの日本国内における活動/組織強化の支援が目的 ・経理、会計、IT、広報、資金調達、組織管理、プロジェクト評価等の各分野においてアドバイザー(専門家)を派遣

19年度に新設したNGO人材育成研修(「組織力アップ! NGO人材育成研修—地域をつくる、組織をつくる、参加者がつくる—」)及び国内アドバイザー派遣(「NGO組織強化のためのアドバイザー派遣制度」)については、受講者及びその所属先を対象にアンケートを実施したところ、組織力の向上に資するとの声が多く寄せられた。

これらの見直しの結果、19年度の研修参加人数は、192人(18年度実績134人)となり、前年度比43%増となった。

(NGO人材育成研修等)	18年度	19年度
参加人数	134人	192人 (43%増)

\*カッコ内は18年度実績に対する増減率を示す。

## 2. 草の根技術協力事業への理解を得るための取組

草の根技術協力事業に係るウェブページ等について、わかりやすい説明や情報提供の観点から、19年度は以下の取組を行なった。

- ・草の根技術協力事業を視覚的にわかりやすく紹介するための事業紹介ビデオ／DVD（日本語・英語）を国内機関、在外事務所等に備えつけ、活用した。
- ・ウェブページに38件の事例（案件概要）を追加（計166件）するとともに、フォトギャラリーに5件、48枚の写真（計43件、608枚）を追加して具体的事例を紹介した。また、実施団体のホームページへのリンクを18団体追加した（計84団体）。
- ・草の根技術協力事業に係る理解促進の観点から、募集要項、様式集及び実施の手引きを改定した。併せてウェブページ版も更新した。
- ・本事業の採択状況の最新情報をウェブページに掲載した。（19年度は採択内定案件92件（計495件）、実施中案件32件（計149件）、事業終了案件68件（計363件））
- ・草の根技術協力事業の現場をわかりやすく紹介する「見てみて！草の根（ちょっといい話）」（6件）及び「プロジェクトマネジャーの一日」（36件）を追加掲載した。第4回アフリカ開発会議（TICADIV）の開催を意識し、アフリカ特集を組んだ。

以上の取組の結果、19年度の草の根技術協力事業及びNGOとの連携事業を掲載した「市民参加」のページのアクセス総数は、54万件（18年度実績51万件）となり、前年度を上回った。

また、NGO－JICA連携事業検討会において、相互のより良い連携関係を構築する上で、以下の事項について検討を行い、事務手続きの改善、合理化を図った。

### ・年度を跨ぐ契約の導入

NGO側からの要望に応え、年度を跨ぐ契約方法（最長1年）を導入した。これにより、年度末に精算業務を行うためにプロジェクト活動が停滞する懸念が軽減される。

### ・モニタリング・評価方法の見直し

草の根技術協力事業のモニタリング及び評価方法について、モニタリングシートの簡略化や、計画からモニタリング、そして評価に至る一連の流れを整理し、NGO側の意見を踏まえて評価様式の変更等、見直しを行った。見直し内容については、19年度第4四半期に一部案件を対象に試行し、その結果を踏まえて20年4月から全案件を対象に実施。

さらに、草の根技術協力事業のうち、草の根協力支援型及び地域提案型案件の採択に係る決裁権限を、本部（国内事業部）から国内機関に移譲すべく制度見直しを行った（20年度から実施）。これにより、国内機関におけるきめ細かく一貫したコンサルテーションの実施と、NGOによる案件の提案・相談から採択までのプロセス短縮が期待される（草の根協力支援型のモデルケースでは、事業提案書提出から事業開始までに相手国政府の了承取付等の外部要因がない場合、6カ月間を想定）。

### 3. 草の根技術協力事業の対象協力地域に関する情報提供

協力相手国における了承取付け方法、NGO登録等の要否、これらの手続きに要する期間等、草の根技術協力を実施する上で必要な最新情報について、これまでに案件を実施した過程での経験を含めて取りまとめ、順次、ウェブページに掲載した（既に掲載済みの国についても必要に応じて更新した）。19年度は、マラウイ、パラグアイ及びバヌアツの3カ国を新たに追加掲載し、計34カ国となった。

	18年度	19年度
HP上に情報を掲載している国数	31カ国	34カ国 (3カ国増)

\*カッコ内は18年度実績に対する増減数を示す。

### 4. 国際協力の試みに対する支援の実施

#### (1) 国内における支援の実施

機構は、市民が直接国際協力に携わる新たな機会を提供するため、地域の団体等の発意を活かしながら、国内各地において国際協力に関するセミナー、ワークショップ等の市民参加協力支援事業を実施している。19年度は、地方自治体等と連携しつつ323件（18年度実績299件）を実施した。また、「横浜国際フェスタ2007」（19年10月横浜市で開催、来訪者7万人）、「ワールドコラボフェスタ2007」（19年10月名古屋市で開催、来訪者6万人）等、大規模な市民参加イベントにおいてJICAブースを設置し、機構による市民参加協力支援の紹介等を行った。

国内各地で地方自治体、国際交流協会、NGO等の各種団体が、国際協力に関する市民講座や研修などの各種事業を実施する際に、国内機関が共催・後援しており、19年度は623件実施した。特に19年度は、各国内機関において策定した県別の市民参加協力支援事業実施方針に基づき、県内で連携効果が期待される団体を絞り、戦略的・集中的な事業を推進した。例えば、JICA札幌では、複数の地方自治体（滝川市、旭川市及び函館市）との連携事業をモデルとして北海道内の国際交流実務者会議において自治体側から発表してもらうことで、さらに自治体との連携を推進している。

#### 【共催事業の事例】

〈ふくしまグローバルセミナーの企画・開催〉

19年12月に福島県、福島県教育委員会、福島県国際交流協会、ふくしま青年海外協力隊OV（帰国隊員）会及びJICA二本松が合同で「ふくしまグローバルセミナー2007ー地域、そして世界に生きる。未来の次世代のためにー」（国際協力、国際理解、多文化共生等についての参加型セミナー）を開催した。本セミナーは、JICA二本松で1泊2日にわたり開催し、高校生から60歳代までの幅広い年齢層の市民150人が参加した。

本セミナーでは、福島県内のNGO、大学教員、青年海外協力隊OV、教師海外研修参加教員等が講師となり、国際協力や開発教育に関する約30の講座を実施した。各主催団体が連携して講師人材を提供することで、市民の多様な関心に沿った講座を数多く実施できたことに加え、世代を超えた議論がなされた。

なお、本セミナーは9年度から開催されている「東日本国際協力セミナー」を前身として毎年実施しており、これまでに次のような事例が報告されている。

- 福島県が実施している国際貢献リーダー養成講座参加者がラオスに絵本へ贈る活動を立ち上げ、その活動を19年度のグローバルセミナーで発表したところ、参加していた大学生が同様の活動を実践するなど広がりを見せている。
- 19年度のグローバルセミナー講師（福島大学准教授）が参加者（短期大学生）から「国際協力に関心があるが、何をしたいのか分からない」との相談を受け、大学の枠を超えて学生達と「国際協力について考える勉強会」を立ち上げた。

その他、本セミナーに毎年参加している参加者がセミナーに深く関わるようになった結果、講師を務めるようになった事例（8人）などもある。

【ふくしまグローバルセミナーの様様】



## （2）海外における支援の実施

NGO-JICAジャパンデスクは、本邦NGOの現地活動支援とNGO-JICA連携事業の強化を図る目的で設置され、現地の法律・制度や社会情勢、援助の状況等の情報収集及び提供、ニュースレターの発刊やパンフレット、ウェブページの作成、人材リソース情報の整備やセミナー等を通じた交流等を行っている。

各国において、JICA事業との連携に関する意見交換や開発課題に関する勉強会などを、NGOと連携して継続的に実施している。一例として、カンボジアでは、教育、保健、人権等の分野におけるNGOとの意見交換、現地のNGOフォーラムとの協議など活発な活動を行っている。また、ラオスでは毎月「ラオス研究会」を開催し、NGOとの意見交換の場を設けている。

19年12月のNGO-JICA連携事業検討会においてNGO-JICAジャパンデスクの現状を報告したところ、NGO側委員から、「ラオスでNGO関係者の定期協議に参加させていたが、これまではこのような情報交換や人材募集の場がなかったので、他団体の活動の情報交換にも役立つと思う。」といったコメントも出され、一定の評価を受けている。

NGO-JICAジャパンデスク設置国数は、25カ国（うちスリランカ及び東ティモールの2カ国は治安上の理由により休止中）を維持している。また、20年3月に各国のジャパンデスクの活動状況を取りまとめて、各国における活動の参考とすべくその結果を関係者間で共有した。

### （3）地球ひろばによる活動支援

18年4月に開所したJICA地球ひろば（広尾センター）は、機構が実施する市民参加協力事業の拠点としての機能に加え、市民が交流する場としての「ひろば」機能も担っている。19年度の主な利用実績は以下のとおり。（なお、「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、地球ひろば（広尾センター）の機能、利用状況、費用対効果等に関する第三者調査に着手しており、今後その結果も参考にして、自己目標値を設定する。）

- ・19年度の利用者数（宿泊者を除く。）は、18年度実績（6万6千人）を大きく上回る8万8千人（18年度実績6万6千人）となった。
- ・地球ひろば利用登録団体数は、287団体（18年度179団体）に増え、地球ひろばで開催登録団体主催のセミナー、展示、報告会等の数も延べ422件（18年度351件）に増加した。
- ・利用登録団体への会議室等の貸出実績は593件（18年度471件）、利用料収入は1,349千円であった。

地球ひろばでは、草の根技術協力事業の報告会をはじめとするNGOの活動報告の場を提供するだけでなく、民間企業のCSR支援やフェアトレードに関する情報提供、世界銀行等国際機関との連携セミナーの実施等を積極的に進めたことにより利用実績が大幅に向上した。また、19年度は地球ひろばにおけるイベント紹介等の記事が新聞・雑誌に308件掲載されたほか、朝日小学生新聞において、国際協力に関する連載（51回）が掲載された。

#### 【地球ひろばの活用促進に向けた新たな取組の事例】

〈民間企業のCSR支援を通じ、NGOや市民との連携の場を提供〉

地雷除去機材開発企業として山梨日立建機と連携し、CSR活動に関するセミナーを20年2月に2回開催し、高校生をはじめとする幅広い年齢層から204人が参加した。

本セミナーでは、雨宮清社長から、地雷の脅威や地雷除去活動を始めたきっかけ、現在の活動状況として、世界6カ国で56台の地雷除去機が稼動し、雨宮社長自身も頻繁に現地に出向き、現地の技術者育成や慰問活動などを行っていることなどについてお話しいただいた。講演後、雨宮社長と直接話をしようとしたが長蛇の列ができ、「感動しました」と涙を流す高校生の姿もみられた。セミナー終了後、参加者間のネットワーク作りに配慮し、学生、NGO、民間企業等が話をする場を設けた。

このほか、地球ひろばのトークサロンにおいて、民間企業（CSR室）とNGOとの連携事例を紹介するセミナー（19年5月：「NGOと企業のプラス関係」、19年9月「ブラッド・ダイヤモンドから見えてきた給料3か月分の重み」）を開催するなど、市民が交流する場としての「ひろば」機能の一環として、CSR活動の発信の場や、CSR活動と市民団体との結びつきの機会を提供した。

地球ひろばによる国内機関への活動支援に関しては、中期的な事業の方向性に基づく各年度の県別の市民参加協力支援事業実施方針の策定に際してテレビ会議システムを用いて協議、助言を行った。

また、国際協力や開発途上国の現状や課題を市民に知ってもらうための展示物を制作するとともに、展示物の写真や活用方法などを一覧できるコンテンツをグループウェアに掲載するなどの取組を行った。この結果、展示物の各国内機関への貸出件数は延べ94件（18年度実績56件）と増加し、各機関において国際協力理解に活用された。

## 小項目 No. 18 開発教育支援

### 【中期計画】

(iii) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。

具体的には、

- 講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組みなど教育現場との連携を実施する。
- 開発教育において重要な役割を担う教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを実施するとともに、そのフォローアップに努める。

### 【年度計画】

- ア. 出前講座については、講義手法の標準化の検討を進めるとともに、JICAボランティアの社会還元の側面を踏まえ、講師を務める機会が多い協力隊員等を対象とした研修の実施などを通じ、質の向上を図る。
- イ. 国内機関の訪問を希望する学校に対し、訪問前及び訪問後の校内学習との一体的実施を促しつつ、受入に着実に対応する。
- ウ. 開発課題等への理解を促進するため、機構が実施する教師海外研修、開発教育指導者研修への参加者の活動をフォローアップし、研修内容の改善を図るとともに、学校単位での開発教育の取組を支援する。また、教師海外研修及び開発教育指導者研修の参加者の研修後の授業実践事例を積極的に収集・提供するとともに、開発課題に関するホームページ上の教材を利用しやすい内容に改善する。

### 【当年度における取組】

出前講座を始めとする各種開発教育支援プログラムを前期に引続き積極的に実施し、その実績はいずれも平成18年度を上回った。また、教育委員会との出前講座に係る包括合意の締結や教員との協働による開発教育カリキュラムの作成など、教育現場と連携した効果的な開発教育支援を推進した。機構が実施する事業の効果については、第2期中期目標期間中にプログラム参加教員を対象とした全国アンケート調査の実施することとし、その準備を進めた。

## 1. 教育現場との連携

### (1) 国際協力経験者による体験の還元

機構職員、ボランティアや専門家の経験者、研修員等を教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生や教員などの市民に伝える「国際協力出前講座」を引続き推進し、19年度は2,400件（18年度比8%増）を実施した。

(出前講座)	18年度	19年度
実施件数	2,227件	2,400件 (8%増)

\*カッコ内は18年度実績に対する増減率を示す。

出前講座の質の向上に関する取組としては、講師となる機会の多いボランティア経験者の帰国

時オリエンテーションにおいて、出前講座を始めとした国際協力経験の社会還元の意義、実践方法等に関する講義を18年度に引続き実施した。特に現職のままボランティア事業に参加した教員は、学校での開発教育の実践者として大きな期待が寄せられていることから、開発教育の視点をより強調した帰国時オリエンテーション特別プログラムの実施を継続した。

さらに、19年度は、出前講座の事前準備、講演骨子の事例等を取りまとめた講師向けマニュアルを作成し、全国内機関に配布して、関係者が活用できるようにした。また、派遣中のボランティアを対象に、帰国後に出前講座等の講師として講義を行う際に自らの活動経験を効果的に伝えるための教材作成方法、プレゼンテーション方法等を紹介するマルチメディア教材「伝えよう、あなたの想いを～開発教育のすすめ」を作成した。

このような社会還元の取組を制度的に確立し、継続的、計画的に実施するため、各国内機関において開発教育支援に関する連携を地域の教育委員会との間で進めている。19年度は、荒川区教育委員会（地球ひろば）、神戸市教育委員会（JICA兵庫）及び沖縄県教育委員会（JICA沖縄）と出前講座の実施に係る包括合意を締結した。この中で、教育委員会と機構国内機関との間で定期的な協議を実施し、当該年度の開発教育・国際理解教育推進のための事業の実施計画を策定することなどを定めている。

## （２）国内機関での学生・生徒への対応

開発教育支援や国際協力に関する理解増進の観点から、学生・生徒の国内機関への訪問を積極的に受け入れている。訪問に際して、職員やボランティア等経験者、開発途上国からの研修員が国際協力の意義、途上国の現状等を説明し、交流を図っている。19年度は1,095校（18年度実績1,081校）の訪問があり、前年度比1%増となった。

（国内機関訪問）	18年度	19年度
学校数	1,081校	1,095校 (1%増)

\*カッコ内は18年度実績に対する増減率を示す。

特に18年4月に市民参加協力事業の全国拠点として開所したJICA地球ひろば（広尾センター）は、全国から修学旅行等の視察先として活用されており、「体験ゾーン」（展示スペース）への訪問学校数は、修学旅行によるものも含めて421校（18年度実績352校）となり、前年度比20%増となった。

また、各国内機関で地元の学校との連携を積極的に進めている。一例として、JICA横浜では、神奈川県内のクラーク記念国際高等学校の「国際人になろう」ゼミが19年度に22回開催されたが、JICA横浜はゼミの企画段階から参画し、ボランティア経験者の体験談発表や途上国の研修員との交流授業のほか、JICA横浜に併設する海外移住資料館を活用した授業など、多様なカリキュラムを担当教員と協働して作成した。事前に学習したことをまとめ、ゼミの最後のワークショップで生徒一人一人からの発表を行うなど、事前・事後の学習の組み合わせにも留意し、単発の交流で終わらせない効果的な開発教育を実施した。



【「国際人になろう」ゼミの様様】



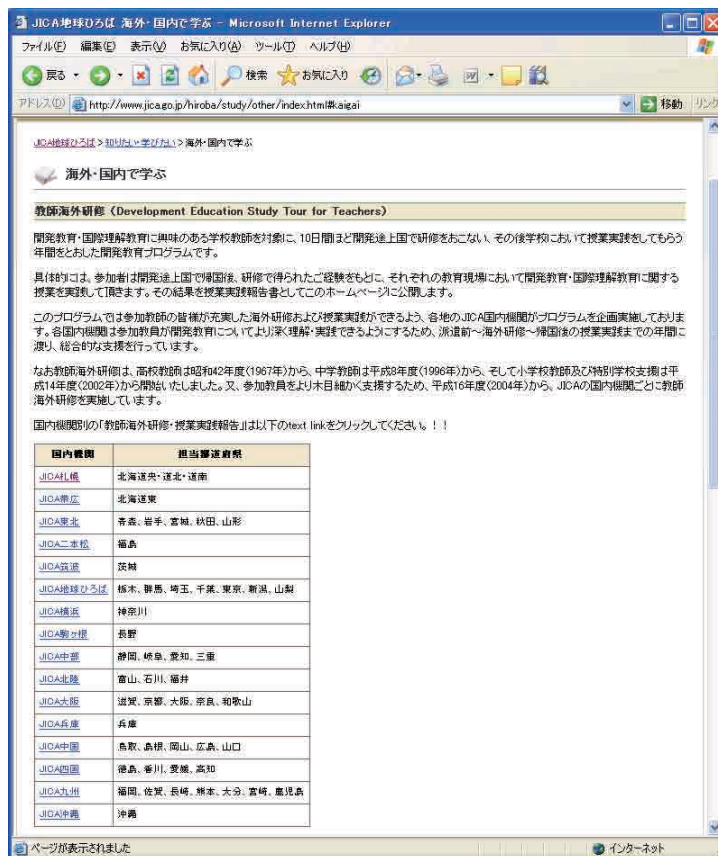
**(3) 開発教育に関する情報提供の充実**

19年度の開発教育支援関連のウェブページアクセス数は、137,681件（18年度実績103,789件）と前年度比33%増加した。

(開発教育に関する JICA ホームページ)	18 年度	19 年度
アクセス数	103,789 件	137,681 件 (33%増)

\*カッコ内は18年度実績に対する増減率を示す。

20年3月には、JICAトップページの「みんなで学ぼう」及び地球ひろばの開発教育支援関連のウェブページについて、見出しや構成などを開発教育・国際理解教育に関心のある人がよりアクセスしやすいよう整理した。さらに、地球ひろばのウェブページに全国内機関の開発教育に関する情報をリンクさせ、教師海外研修の募集や授業実践報告を閲覧しやすいよう整備した。



また、「ぼくら地球調査隊」(環境、貧困等のグローバルな課題について学び、自分たちに何ができるかを考える教材コンテンツ)の最新コンテンツとして、20年7月に北海道洞爺湖で開催予定のG8サミットにおいて主要テーマの一つとなる「気候変動・温暖化」に関するコンテンツ(「地球温暖化」)を開発し、20年3月にウェブページで公開した。これにより開発教育関連のコンテンツは6テーマ(児童労働、児童兵士、環境、保健医療、安全な水及びジェンダー)8コンテンツとなった。

## 2. 開発課題等への理解の促進

### (1) 教員の国際協力現場の理解促進

機構は、教員が国際協力の現場を実際に訪れて、開発途上国の抱える問題への理解を深めることを目的として、小学校、中学校及び高等学校の教員を対象とした教師海外研修を実施している(日当、宿泊費等派遣費用の一部は本人負担)。

19年度の国際協力現場への教員派遣数は、170人(17カ国計18チーム)となり、18年度実績154人(計18チーム)を上回った。

(国際協力現場への派遣)	18年度	19年度
教員数	154人	170人 (10%増)

\*カッコ内は18年度実績に対する増減率を示す。

19年度は、18年度に引続き文部科学省から各都道府県の教育委員会に対して本研修の周知・推奨が行われ、その中で、地方公共団体等に配置されている国際協力推進員が参加教員間のネットワーク作りを支援した。さらに、組織的な応募勸奨に向けた新たな取組として全国の私学協会と協力しつつ、私立の中高教員にも参加しやすい環境を整備した。

また、教師海外研修のプログラム作成に当たっては、参加教員による授業実践報告会と開発教育指導者研修を併せて実施することで、過去に教師海外研修に参加した教員との情報交換の場を設けた。さらに、教員による体験ワークショップの実施に際しては、過去の参加教員が作成した授業実践教材集等を活用するなど、研修直後から実践に移しやすくするような工夫を行った。

#### 【教師海外研修参加者の活動事例（生徒の行動変化に繋がった事例）】

（新潟県の中学教員（教師海外研修参加者）が博報賞を受賞）

新潟県長岡市立青葉台中学校の末武久人教諭は、平成15年度の教師海外研修に参加した後、18年度に環境、人権、食料問題等をテーマに機構と協力して開発教育に取り組み、19年度の博報賞（注1）の文化教養育成部門で文部科学大臣奨励賞を受賞した。（活動タイトル「海外の生徒とe-mailやTV会議で、環境、食文化など今日的な話題を話し合う、未来の国際人育成への貢献」）

末武教諭のクラスでは、半年以上をかけて、タイの同年代の生徒との電子メールや機構の出前講座を通じて、同国が直面する課題に対する理解を深めていき、その総まとめとして機構のテレビ会議システムを活用し、タイの中学校とリアルタイムの交流授業を行った。

これをきっかけとして、開発途上国に関心を持った生徒が機構主催のエッセイコンテストに応募したり、自分達にもできることとして「世界の笑顔のために」プログラム（注2）を通じて、スポーツ用品等を提供するなど、国際協力に関連する具体的な行動に結びついた。また、これらの活動に触発された校内の他の教員が次年度以降の教師海外研修に参加するなど、教員間での波及効果もみられた。

（注1）博報賞：小・中学生の教育に献身、努力している学校、教員等の優れた業績や教育に対する貢献を顕彰し、教育活動を助成することを目的とし、博報児童教育振興会（文部科学省の認可法人）が1970年に開設した賞。

（注2）「世界の笑顔のために」プログラム：開発途上国で必要とされている教育、福祉、スポーツ、文化などの関連物品を日本国内で募集し、派遣中ボランティアを通じて、世界各地へ届けるプログラム。

## （2）開発教育指導者への研修の実施

機構の国内機関では、開発教育で重要な役割を担う学校教員や、開発教育の裾野拡大の観点か

ら市民を対象として、開発教育を実践するための各種研修やワークショップ等を実施している。

19年度も各国内機関が地域の特性に応じて、地元NGOとの共催により教員及び一般の参加者を対象としたセミナーやワークショップを開催し、研修参加者数は計7,381人となった。

(開発教育指導者への研修)	18年度	19年度
参加人数	5,146人	7,381人 (43%増)

\*カッコ内は18年度実績に対する増減率を示す。

そのうち、各都道府県教育委員会が実施する各種教員研修において、開発教育の意義や重要性を理解するプログラム枠の設定を教育委員会に依頼し、機構から講師を派遣するなど、開発教育の担い手の底上げを目的とした研修を実施し、3,878人が参加した。

内容面では、18年度に引き続き、教師海外研修を同研修プログラムの一部として双方の内容を関連させた構成にして、教師海外研修で作成した教材を紹介したほか、研修をシリーズ化して複数回実施することで、理解促進を図った。

### (3) プログラムに参加した教員に対するフォローアップ

19年度は、第2期中期目標期間中に取り組むべきフォローアップの目的及び内容について、国内機関の先行事例も踏まえて検討した。具体的には、全国内機関を対象とした開発教育支援担当チーム長会議を20年1月に開催し、教員に対するフォローアップの目的を①開発教育の実践に必要な各種情報の教員への提供、及び②開発教育の実践能力の研鑽の機会の提供、の2点に整理した。また、機構が実施する開発教育支援プログラムへの参加教員に対するアンケートを実施することとし、教員のプログラム参加後の意識変化・行動変容も含めた動向を調査・分析した上で、教員が継続的に開発教育を実践できる環境を整備するための各種支援や新たなフォローアップメニューの必要性について検討することとした。

これらを踏まえ、19年度は、参加後3～5年経過した教員を対象とするアンケート項目の検討を行った。20年度には、同アンケート項目による予備的な調査（地球ひろばの所掌地域を対象として、研修経験者の開発教育実践状況、ネットワークの形成状況を確認するもの）を実施する予定。さらに、同調査結果も参考にして、全国レベルでのアンケート調査を実施する予定である。

## (二) 海外移住（法第13条第1項第4号）

### 小項目 No. 19 海外移住

#### 【中期計画】

本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。

その中で、国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、機構で実施する必要性に関する検証結果を踏まえて抜本的に見直す。また、移住者への影響にも十分配慮しつつ、調査統計事業及び営農普及事業について、中期目標期間中に段階的に廃止する。

#### 【年度計画】

ア．移住者の定着・安定化を見つつ、引き続き高齢者福祉や人材育成を重点として、効果的・効率的に事業を実施する。

イ．国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修については他機関による同種の事業の実施状況等も含め機構が実施する必要性・意義を整理・分析する。

ウ．調査統計事業及び営農普及事業については、移住者への影響に十分に配慮しつつ事業規模を縮小の上実施する。

#### 【当年度における取組】

前中期目標期間に引続き高齢者福祉及び人材育成分野への重点化を図るとともに、一般の経済・技術協力の枠組の中で日系社会の支援を併せて行った。特に、新たな日系社会支援策として、現職教員を日系社会青年ボランティアとして現地日系社会に派遣する制度の導入に向けた準備を進めた。また、調査統計事業及び営農普及事業を縮小した。

#### 1. 事業の重点的な取組

平成19年度海外移住関係費の総額は490百万円であり、18年度予算（502百万円）比2.4%減と減少傾向が続く中、事業の重点化を図っている。具体的には、高齢化が一層進む一世や日系社会を担う二世、三世への支援として、政策及び日系社会の強い要望を踏まえ、高齢者福祉分野及び日本語教育を含む人材育成分野に重点を置き、援助指導事業（主として日系団体への助成）や日系リーダー育成事業などを実施している。

ア．援助指導事業における重点化

機構は、移住事業において核となる援助指導事業（営農普及、医療衛生、教育文化及び施設等整備の4事業）を、主として日系団体への助成を通じて実施している。19年度は、高齢者福祉対策を中心とする医療衛生事業及び施設整備事業による医療機材への助成、日本語教育を中心とする教育文化事業等の割合が、ドミニカ共和国移住者に対する特別支援策を含め、援助指導事業全体の87.0%（事業費実績のうち127.3百万円）となった。

具体的な事業内容としては、ブラジルにおける高齢移住者及び日系人向けの巡回診療サービスへの支援を引続き行うとともに、アルゼンチンでの高齢移住者にかかる生活困窮者訪問調査事業を行う日系福祉団体への支援、ボリビアにおける日系団体が運営する診療所の医療機材の更新の支援等を実施した。また、日本語教育では、パラグアイ及びブラジルにおいて、日本語教育の持続的な発展のために、現地日本語教師の養成研修にかかる教師謝金等経費の助成を継続したほか、日本語教師認定制度の運営のための諸経費を助成した。

#### イ. 人材育成事業における重点化

日系社会リーダー育成については、我が国での修士号取得を目指す日系人留学生を対象とした支援を行っており、本年度は新規に10人を受け入れた。

また、18年度に引続き、ドミニカ共和国特別支援策として若手リーダー短期本邦研修を実施した。本研修では、現地からの要望に応じて、非営利団体の組織運営・管理及びサービス内容の改善に関する知識・ノウハウの習得を目的に、3人の若手リーダーを受け入れた。

さらに、日系人中学生を本邦に招聘し、中学校の体験入学、ホームステイ等のプログラムを組み入れた日本語学校生徒研修は、日系子女のアイデンティティ形成の観点から日系人社会の評価も高く、19年度は48人を受け入れた。

## 2. 経済・技術協力との連携

経済・技術協力の枠組の中で、日系社会の支援を併せて行っていくことを目的として、以下の協力を行っている。

- ・ボリビア、パラグアイ、ドミニカ共和国において、日系社会も裨益する農業、保健医療等分野の事業を9件実施。
- ・中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域に貢献することを目的とし、日系研修員126人に対して本邦で技術研修を実施。
- ・中南米の日系社会を対象に、高い技術と豊かな経験を持つ日本の中高年層（40～69歳）を日系社会シニアボランティアとして26人、優秀な技術とボランティア精神を持つ日本の青年（20～39歳）を日系社会青年ボランティアとして32人派遣。

また、新たな日系人支援策として、20年度に現職教員を日系社会青年ボランティアとして現地日系社会に派遣する制度（「現職教員特別参加制度（日系）」）を導入することを決定し、19年度は現地日系社会への説明等準備を行った。本制度では、国内の日系ブラジル人が多く居住する地方自治体から推薦された現職の日本人教員をブラジルに派遣し、現地で日系人子女に対する日

本語及び情操教育等の指導を行うとともに、この間の活動を通してブラジル及び日系社会の文化や習慣、ポルトガル語の習得を目指す。帰国後は、日本国内での日系人子女教育への対応、さらには南米日系社会や移住の歴史を理解し、日本の子ども達に伝えていく等の教育効果が期待されている。

### **3. 日本語研修の見直し**

現地日系社会に対する日本語研修の現状や課題の洗い出しを行い、外務省（日本語教育関係部局）による日本語研修のあり方の検討に資するよう情報提供等を行った。

### **4. 調査統計事業および営農普及事業の段階的廃止**

調査統計事業においては、日系社会リーダー育成事業に関する評価調査を、ブラジルを中心に実施した一方、本邦から派遣する調査を見直し、事業規模を縮小した。

営農普及事業においては、19年度は、18年度に比べ事業規模を縮小し、5団体6事業に対し、2.1百万円の助成を実施した（18年度実績は7団体8事業に対し、3.7百万円）。また、研修（農協職員向け研修等）についても18年度より事業規模を縮小した。

### **5. 海外移住資料館の活用**

JICA横浜に併設する海外移住資料館において、常設展示に加え、企画展（「青い目の人形展」ほか）や公開講座（「南米の日本人移民—沖縄県出身移民を中心に」ほか）などを実施して、海外移住の歴史や日系社会の現状等に関する国民の理解促進を図った。特に、教育機関に対して、引続き青少年層に対する開発教育の一環としての同資料館の活用を働きかけた。

19年度の海外移住資料館の入館者は30,033人となり、18年度（30,039人）とほぼ同数となった。また、資料館ホームページのアクセス数は、19年度113、182件となった。

## (木) 災害援助等協力事業（法第13条第1項第5号及び第2項）

### 小項目 No. 20 災害援助等協力事業

#### 【中期計画】

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

(i) 国際緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。

(ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被災国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。

また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。

#### 【年度計画】

##### (1) 緊急援助隊派遣

ア. 国際緊急援助隊の派遣については、外務省の指示を受けてから日本を出発するまでに要する時間が、救助チームに関しては24時間以内、医療チームに関しては48時間以内の派遣とする。その際には、調査チームの活用やチャーター便の利用も検討し、より迅速な派遣を目指す。

イ. 緊急援助活動の強化等に資するため、研修・訓練内容を充実させる。

##### (2) 緊急援助物資供与

ア. 物資供与のモニタリングのモデル（調査項目、方法等）を被災頻度の高い国について試行的に導入する。

イ. 18年度に引き続きNGOと情報共有し、かつJICA事務所を活用し、連携による効率的な物資供与支援について検討する。

#### 【当年度における取組】

平成19年度は国際緊急援助隊（救助チーム及び医療チーム）の派遣実績はなかったが、18年度に立ち上げたチャーター機の利用体制の改善や、隊員の訓練・研修等迅速な派遣を行うための準備を着実に実施した。緊急援助物資の供与については、備蓄倉庫の所管事務所及び被災国の事務所との緊密な連携により、迅速に対応したほか、物資供与後のモニタリングの改善、NGO等との連携に向け継続的な取組等を行った。

### 1. 国際緊急援助隊の派遣

#### (1) 緊急援助隊の迅速な派遣

19年度における国際緊急援助隊（救助チーム及び医療チーム）の派遣実績はなかった。



他方、19年度は、現地ニーズによりの確に対応した派遣を行うため、被災国政府からの支援要請前に調査チームを派遣する制度を設けた。この制度を活用し、19年9月のスマトラ島地震（マグニチュード8.4）の発生に際し、被災状況の把握及び緊急援助の必要の有無を確認する目的で、機構のインドネシア事務所と国際緊急援助隊事務局の間で調整の上、地震発生翌日に事務所員を被災地に派遣した。調査結果を踏まえ、我が国政府として、救助チーム及び医療チームの派遣の必要はないと判断するに至ったが、その過程で現場の情報を迅速に収集し、外務省やNGO（ジャパン・プラットフォーム）に提供することができた。

そのほか、迅速なチーム派遣の方策のひとつとして18年度に整備した、チャーター便の利用体制が円滑に機能するかを確認するため、関係者を招集し、実際のチーム派遣を想定してのシミュレーションを実施し、18年度に行ったシミュレーション時に抽出された課題が解決できているか等を相互に確認した。また、チャーター便の就航時に必要となる被災国政府や領空通過国政府の了解について、政府ベースの側面支援が必要である等、新たな課題が抽出され、その解決の方向性について検討した。

## （2）研修・訓練の実績

19年度の研修・訓練の実績は以下のとおり。

- ・ 救助関係者対象：総合訓練（1回・138名）
- ・ 医療関係者対象：医療チーム向け導入研修（2回・88名）
  - 医療チーム向け中級研修（3回・370名）
  - 医療班（救助チームに帯同）研修基礎コース（1回・12名）
  - 医療班（救助チームに帯同）実践コース（総合訓練と合同実施）  
（1回・12名）
- ・ 業務調整員研修（2回・23名）

救助関係者を対象とする総合訓練を、JICA駒ヶ根で4泊5日の日程で実施した。座学に加え、救助資機材を使った想定訓練、発災から派遣、活動、撤収までのオペレーションのシミュレーション等、実践的な研修を行った。同訓練には、オーストラリアの救助チーム関係者も参加した。

医療チーム向け導入研修としては、仮登録者を対象に、緊急援助隊の概要等の座学に加えて、災害時のオペレーションをシミュレーション方式で行う、具体的かつ実践的な研修を実施した。また、中級研修は、登録者を対象に、具体的なテーマ毎の分科会を2年で1サイクルとなるように設計したカリキュラムに基づいて実施した。例えば、第3回中級研修では洪水災害への対応をテーマに掲げ、発災から派遣、活動、撤退までのシミュレーションを行い、チームの構成や活動内容等に関する課題の抽出と対応策を参加者間で検討した。これらのほか、救助チームに帯同する医療班研修基礎コースを実施し、救助チーム隊員の病気や怪我の手当てに加え、ガレキ回りでの医療活動を想定した座学及び実習を行った。

また、外部訓練として、19年7月30日から8月3日に、外務省、機構、3庁（警察庁、消

防庁、海上保安庁) 合同で、モンゴルにおいてINSARAG※(国際捜索・救助諮問グループ) 主催によるアジア大洋州地域・国を対象とした地震対応訓練に参加した。同訓練においては、地震発生から救助チームの派遣、活動、撤退までについてシミュレーション形式で実践的な訓練を行うとともに、海外のチームや被災国チーム等との連携のあり方について、意見交換等を通じて理解を深めた。

※国際捜索・救助チームが、被災国政府を支援し、他国の捜索・救助チームと協調・連携を図ることによって、効果的な活動が可能となるような体制作りを行うことを目的として組織された非公式な協議機関

## **2. 緊急援助物資供与**

### **(1) 適切な物資供与の実施と業務改善の状況**

緊急援助物資供与については、備蓄倉庫の所管事務所及び被災国の事務所との緊密な連携により、22カ国22件において迅速に実施し、被災国政府から高い評価を得た。

特に、20年1月末から2月末の1ヶ月間に、ボリビア(洪水)、中国(豪雪)、アフガニスタン及びタジキスタン(寒波)、エクアドル(洪水)、マダガスカル(サイクロン)と集中的に発生した6件の災害に際し、各被災国からの援助要請の翌日には緊急物資の供与の決定を行うことができた。

また、在外事務所による供与物資のモニタリング時の報告内容についてレビューを行い、優良事例を抽出するとともに、報告様式の統一、モニタリング内容(視点)の明確化及び今後の物資供与事業の改善に直接的に資する項目(品目、配布システム、使用方法等)に関して記載事項を明確にする等の見直しを行い、「モニタリング要領」として取りまとめた。これを、「新モニタリングモデル」として位置づけ、19年度より試行的に、被災国事務所向けの緊急援助物資供与の実施指示に併せて送付し、効果的なモニタリング実施に努めた。

### **(2) NGOとの連携の実施状況**

19年度は、NGOのジャパン・プラットフォームとの定期会合を4回実施し、緊急援助物資供与の際の物資の配布、医療活動、発災直後の情報収集・共有にかかる連携について継続して検討した。

特に、緊急援助物資供与の際の物資の配布については、被災国政府からの物資要請及び我が国主導による配布についての合意が必要であるとともに、NGO側が物資配布について発意を有する場合に行われるが、このようなケースにおいては積極的に連携を行うべく、発災後の機構とジャパン・プラットフォーム双方の手続き、供与の流れと連携のタイミングを、具体的に把握し共有するためのワークショップを19年4月に開催し、相互に理解を深めた。

また、19年5月に開催した在外事務所長会議の機会を捉えて、アジア地域の災害多発国の在外事務所長に対して、ジャパン・プラットフォームとの連携に関する現状の取組を説明し、状況に応じた発災時の連携の促進を図った。

このほか、16年のスマトラ沖地震・津波災害以降、大規模災害発生時の自衛隊との連携事例を踏まえて、オールジャパンとしての取組の強化を目的に、防衛省(自衛隊)との実務レベルの会合を19年度も引続き開催するとともに、防衛省が実施するセミナー、ワークショップ等に積極

的に本部国際緊急援助隊事務局のスタッフを参加させ、国際緊急援助隊の活動概要についての説明を行うとともに、関係者間で意見交換を行い、相互理解を図った。

### 3. 緊急援助隊法施行20周年の機会を捉えた理解促進

19年度は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の施行20周年にあたり、国際緊急援助隊の活動を幅広く理解してもらうべく、マスコミへの働きかけ、イベント・展示会の開催（9回）、広報誌への掲載（monthly Jica）、機構のホームページにおける国際緊急援助隊のサイトの開設等を通じて、積極的な広報活動を行った。

#### ●国際緊急援助隊20周年記念イベント「緊急援助隊20年のあゆみ」

19年9月22日、JICA地球ひろばにおいて国際緊急援助隊20周年記念イベントを開催した。このイベントでは、救助チームの一員として活躍する救助犬のデモンストレーション、緊急援助隊派遣経験者の体験談、被災地で使用されるテントや医療器具・通信機器の展示等を通して、緊急援助隊の活動をわかりやすい形で伝えるとともに、緊急援助隊の理念を広く市民と共有した（参加者100人超）。参加者からは「日本の援助が届いていることに誇りを感じた」といった声が聞かれた。

#### ●国際緊急援助隊オフィシャルサイトの開設

平成19年9月、緊急援助隊オフィシャルサイトを開設した。これにより従来の個別の災害対応にかかる随時の情報提供に加え、幅広いコンテンツ（緊急援助隊活動の概要、派遣事例、派遣体験者の声等）を提供できるようになり、積極的に情報発信する場を整えた。



## (へ) 人材養成確保 (法第13条第1項第6号)

### 小項目 No. 21 人材養成確保

#### 【中期計画】

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成・確保に努める。

そのため、

- 国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- 援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。
- 人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

#### 【年度計画】

ア. 国際協力関連機関・団体と連携しつつ、引き続き「PARTNER」利用者、利用団体並びに情報提供件数の拡充、人材登録の勧奨に努め、そのためにシステムならびにホームページのコンテンツ等の見直しを行う。

イ. これまでの成果を活かしながら、能力強化研修等の適切な実施・改善に取り組む。また、受講者の進路調査を行い、研修内容の改善を図る仕組みを導入する。

ウ. 人材育成をさらに幅広く行うため、国際開発問題を専攻する大学院生などの人材を対象としたインターンの受入を引き続き行うとともに、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

#### 【当年度における取組】

国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、国際協力人材センターの専用ホームページ「PARTNER」の情報提供機能を充実させて利用者増に繋げるとともに、キャリア相談機能を強化した。また、平成18年度に抜本的な見直しを行った専門家派遣前研修及び能力強化研修の着実な実施に取り組んだほか、専門家に関する研修と機構の事務所員の赴任前研修との相互連携の強化や、援助人材の養成と確保の一層の連携に向けた体制づくりの準備を進めた。さらに、インターン受入を始め、大学やNGOと連携した人材養成に取り組んだ。

### 1. 国際協力人材センターによる専門家人材の公募、登録の推進

#### (1) 国際協力人材センターの情報提供状況

国際協力人材センターでは専用ホームページ「PARTNER」による情報提供を充実させるため、各種取組を行った結果、利用者数も順調に増えた。

ア. 情報提供団体数の拡充

情報提供機能の強化の一環として、登録を行っていない団体に「PARTNER」のパンフレットを送付するとともに、機構の国内機関が開催するイベント等でもパンフレットを配布し、広く登録及び求人情報、研修・セミナー情報の掲載について勧奨した。また、19年10月のグローバルフェスタ JAPANにおいて、参加団体を個別訪問し、「PARTNER」の説明とともに団体登録の勧誘を行った。

19年度の登録機関・団体数は62団体（累計350団体）となった。

#### イ. 情報提供件数の拡充

国際協力人材センターの専用ホームページ「PARTNER」への登録を済ませ、同サイトを通じた情報提供が可能な団体に対し、求人や研修・セミナー情報等の効果的な掲載方法を紹介するメールを配信し、情報掲載の勧奨を行った。また、サイトの利用の効果についてアンケートを開始した。

19年度の情報提供件数等の実績は以下のとおり。なお、19年7月から12月上旬までの間「PARTNER」システムのセキュリティ対策のため、求人情報や研修・セミナー情報の登録団体による直接掲載が停止される期間が生じたが、機構が情報の代行入力を行ってその影響は最小限に留まった。

求人情報提供件数	1,984件
研修・セミナー情報提供件数	591件
メール配信サービス（新規登録者数）	6,975件

#### ウ. キャリア相談機能の強化

機構の事業をはじめとする国際協力への参画を目指す人へのキャリア相談機能の強化に取り組み、メールによる相談サービスに加え、18年8月に開始したキャリア相談員による登録者向け面談サービスを継続して行い、事業の現場で求められる資質や能力、実務経験等について直接助言及び指導を行った。

キャリア相談サービス利用（相談）件数	259件
--------------------	------

## （2）専門家等の登録

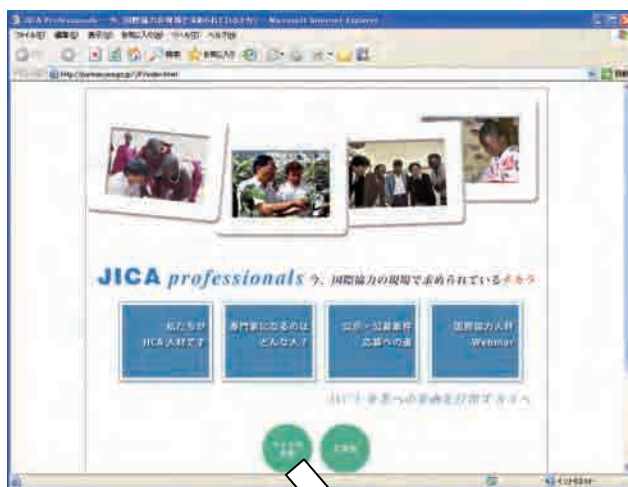
国際協力人材の発掘及び登録促進のため、19年度は以下の取組を行った。

ア. 「国際開発ジャーナル」（平成19年8月号）特集記事「JICAが考える国際協力人材」の掲載について、企画段階から協力するとともに、「国際開発ジャーナル」、「国際協力ガイド」及び「外交フォーラム」といった国際情勢、国際協力に関心を有する読者を持つ雑誌・書籍に「PARTNER」に関する広告を掲載し、「PARTNER」の利用及び人材登録の勧奨を行った。

イ。「国際協力人材セミナー」を東京、北海道及び兵庫で開催し、JICA専門家として求められる人材像やキャリア形成等について説明するとともに参加者の質問等に答える機会を設けた。

ウ。「PARTNER」内に設けた公募・公示制度の説明に関し、よりわかりやすいコンテンツに見直したほか、「JICA Professionals」のコーナーでは、JICA専門家12職種の説明を追加し、各職種に求められる資質や能力、キャリア等について、体験談の紹介等により充実させた。また、登録団体のリンクサイトを整備し、ユーザーの利便性及びサイト運営の信頼性を高めた。

これらの取組により、19年度の国際協力人材の新規登録者数は997名となった。



また、国際協力人材登録制度については5年毎に登録情報更新することとしており、19年度末に制度導入後最初の更新を迎えるため、対象となる登録者約4,300人に対し、郵送（1回）、電子メール（3回）で通知するとともに、問合せ・相談等に対応した。その結果、約1200名が登録更新手続きを行った。

20年3月末の総登録者数は9,489名となった。

## **2. 能力強化研修の適切な実施**

18年度において、従来の専門家養成研修を改編し、即戦力人材に対する能力付加型研修として設置した能力強化研修について、19年度は16コースを実施し、148名が受講した。そのうち研修員受入事業と連携して実施する研修を6コース、専門家派遣前研修との連携型研修を1コース（2回）実施した。改善に向けた取組として、カリキュラムを精査し、日程の効率化を図るとともに、海外研修を含むコースにおいて、日本国内での研修部分のみの受講も可能とし、即戦力人材にとって受講しやすいようにして研修機会の拡大を図った。また、研修旅費の自己負担（一部負担を含む）を全コースに導入した。

さらに、18年度の能力強化研修受講者に対して進路調査アンケートを実施し、回答者の82%が研修終了後国際協力活動に携わっており、JICA事業に携わった者（専門家、健康管理員等）も69%いることを確認した。（回答率68.3%）

専門家の派遣前研修は、18年度を上回る370名が受講した。18年度下半期に導入した聴講制度による聴講者数は延べ1,973名（18年度1,018名）、聴講手帳の新規配布実績は287名となった。各講義の質の向上に努めた結果、受講者アンケート（4段階評価）の平均値は、全員必修の共通研修で3.52（18年度3.36）、初赴任者向けのタイプ別研修を含む場合3.44（18年度3.39）にそれぞれ向上した。

前中期目標期間に見直しを進めてきた、専門家に関する研修と機構事務所員の赴任前研修との相互連携を強化し、より効果的に研修の実施、運営する観点から、20年度に、これら研修をJICA国際協力人材研修（赴任前研修（事務所員及び専門家等）、配偶者研修、語学研修、能力強化研修）として組み替えて一元的に実施することとした。併せて、国際協力総合研修所に置いていた人材養成グループを、20年度より、人材の確保・派遣等を担当する国際協力人材部の所管による総合研修センターとして組織改編する方向で整理し、専門家等援助人材の養成と確保の一層の連携を図る体制を整えることとした。

さらに、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合を踏まえ、多様なJICA事業の全体像や目指す方向性についての共通認識を深めて効果的な援助を行っていくことが重要との認識に立ち、研修副教材として、JICA事業の実務に関する知識・資料をとりまとめた「JICA国際協力人材・実務ハンドブック（初版）」を作成した。（20年度以降の研修で使用開始予定。）20年1月～3月に試行的に使用したところ、9割を超える利用者から役に立つとの評価を得ており、コメント・要望も踏まえ、さらなる改善を図っていく。

## **3. 幅広い人材育成のための取組**

### **（1）インターンの受入**

国際協力・開発援助に関わりの深い分野を専攻し、将来、国際協力分野において活躍することを希望する大学院生等を対象に、公募及び大学との協定等に基づく、インターンの受入を行っている。

19年度は、大学院生を対象とした公募型インターンは92名の応募があり、45名を受け入れた。(実習先の内訳：本部7名、在外事務所28名、国内機関10名)

終了後に実施したアンケートにおいて、本インターシッププログラムへの参加を希望した理由として、国際協力業務における実務経験(26%)、JICA事業の理解(22%)、今後のキャリアへの参考(22%)、研究活動へのフィードバック(17%)を期待するものが主なものであったが、これに対する達成度として9割以上の参加者が達成できた、あるいは概ね達成できたと回答した。

また、国内機関等が主に所管地域の大学と協定、覚書を取り交わし、学部生も対象として受け入れる協定型インターンは合計75名であった(実習先：国内機関等63名、7在外事務所12名)。インターンの内容としては、夏季休暇期間を中心に、実習を通じたJICA事業の理解促進を主目的とするものが多かったが、中には2ヶ月近くにわたり、海外で水資源問題に関する社会調査を行うなど、具体的な研究テーマを設定して実習に取り組んだケースもあった。

## **(2) 大学との連携講座の実施**

19年度は、大学等との連携講座を109大学で192件実施し、このうち単位認定がなされる大学は63大学となった。また、青年海外協力隊への参加を単位認定する大学が4大学(広島大学大学院、帯広畜産大学大学院、首都大学東京、天理大学)となるなど、将来の援助人材育成を見据えた連携が着実に進んだ。

また、20年10月の国際協力銀行(海外経済協力業務)との統合後の大学連携にかかる基本的な考え方や、これまでに締結された大学との協定及び覚書の新組織への承継方針等について、国際協力銀行との間で協議を開始した。



## (ト) 法第13条第1項第7号に基づく案件形成支援、調査研究業務（法第13条第1項第7号）

### 小項目 No. 22 案件形成支援、調査研究業務

#### 【中期計画】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。また、研究成果に基づく対外発信の充実に努める。

案件形成支援は、開発途上国との対話を通じた戦略的、効果的事業を発掘・形成する上で政策的に重要であり、今後も現地リソースの活用の拡大や企画調査員の配置の見直し等を通じて、一層の重点化を促進しつつ、政策上の必要性を踏まえて、機動的・効果的な実施を図る。

#### 【年度計画】

ア. 海外の研究者の招聘や、その提唱する共同研究に参加することを通じ、国際的な研究ネットワークとの関係構築を図る。また、国際場裡における主要な援助課題等に関する調査研究を実施するとともに、既往調査研究案件の成果を活用し、国内外での発信・共有機会を拡充する。

イ. 案件形成支援について、現地リソースの活用の拡大や企画調査員の配置の見直し等を通じて、一層の重点化を促進しつつ、政策上の必要性を踏まえて、機動的・効果的な実施を図る。

#### 【当年度における取組】

改正機構法の趣旨を踏まえた新研究所の設置（改編）を中心とする新JICAにおける研究のあり方について検討を進めたほか、円滑な研究活動に向けた国際的研究ネットワークの構築及び研究成果に基づく積極的な対外発信に努めた。

また、政策上の必要性・緊急性を踏まえた案件形成支援を的確に行うとともに、現地リソースの活用や企画調査員の配置の見直し等を通じて重点化を進めた。

### 1. 調査研究および対外発信強化

改正機構法において、研究活動が機構の主たる業務の一つとして新たに加えられたことを受け、国際協力総合研修所について、研究機能の強化のため、既存の調査活動及び人材養成関連機能を本部に移管した上で、国際協力銀行開発金融研究所（海外経済協力業務）と統合し、研究に特化した機関に改編することとした。

19年度は、新研究所における研究のあり方について、学識経験者の意見も参考にしつつ、国際協力銀行との間で検討を重ねるとともに、途上国の開発の進展への貢献及び我が国の国際的発信力の強化を究極の目標に、後述のとおり、海外の研究者の招聘・交流や共同研究の立ち上げ、国際会議での発信等の実績を重ねながら、国際的な研究ネットワークとの関係構築を図ってきた。

19年度末からは、中期的な研究戦略及び研究計画の策定を開始した。策定作業を通じて、研究対象の絞り込み、開発潮流にインパクトを与える研究テーマの発掘、科学的かつ実証を重視し

た研究手法の導入、研究体制の構築等を進めることとしている。20年10月の統合時までには研究戦略および計画の骨子を策定し、一定の研究体制を整備する。

#### 【19年度の取組】

##### ●紛争予防と開発協力

- ・「紛争予防と開発協力」研究プロジェクトによる「貧困削減政策への紛争予防政策の統合」セミナーを開催。(19年6月1日。米国ニュースクール大学院 福田パー教授、英国ロンドン大学キングスカレッジ客員教授ピチオット教授を招聘)
- ・「紛争予防と開発協力」をテーマとする国連開発計画(UNDP)アフリカ局との共同研究を開始。(19年5月～20年3月)
- ・「アフリカにおける紛争予防と開発協力に関する国際会議(英国ウィルトンパーク会合)」をUNDPと共同開催し、緒方理事長が基調講演。「紛争予防のための国際的な枠組」等、様々なセッションに分かれて政策対話を実施。開発及び援助における政治的側面の分析及び配慮の重要性を強調。(19年11月8日～10日)
- ・Global Development Network(GDN:1998年に世界銀行のイニシアティブにより立ち上げられた途上国と先進国の研究者・実務者間のネットワーク)ブリスベン会合にて、脆弱国支援及び紛争予防と開発に関する研究発表を実施。(20年2月)

##### ●グローバル化の中の途上国開発

- ・米国コロンビア大学スティグリッツ教授主催政策対話イニシアティブ(IPD:Initiative for Policy Dialogue)のアフリカン・タスクフォースとの関係を構築。(19年7月に英国マンチェスター大学で行われたタスクフォース会合に参加)
- ・「グローバル化の中の途上国開発と日本への期待」日本経済研究センターとのセミナー共催。(19年7月31日。米国コロンビア大学スティグリッツ教授招聘)

##### ●アジアの経済成長とアフリカ開発

- ・第4回アフリカ開発会議(TICADIV)に向け、国際協力銀行と協力し、アジアの経済成長とアフリカ開発にかかる検討会報告書を取り纏め。報告書は、TICADIVのサイドイベントとしてシンポジウムを開催し、途上国の国家元首や政策担当者に向け発表。
- ・アフリカ・アジア及び日本の研究者とのワークショップ開催。(20年2月。「アジアの成長経験とアフリカの開発」研究会の一環)
- ・アフリカ開発に関するアジア経済研究所との合同会合「アフリカ開発—過去、現在、未来」開催。(19年2月29日。英国オックスフォード大学ポール・コリア教授による基調報告)

##### ●気候変動

- ・COP13(第13回気候変動枠組条約締約国会議)インドネシア・バリ会合にて、気候変動に関する緩和策及び適応策に関する調査研究の成果(機構の協力事例)を紹介。(19年12月)

##### ●国際的な援助潮流への発信

- ・総合的な能力開発(キャパシティ・ディベロプメント)国際共同研究の一環、でタイ・バン

コクにて国際ワークショップを開催（19年10月）。機構の技術協力の有効性についてアピール。一連の研究成果は、20年9月に開催されるOECD開発援助委員会のアクラ・ハイレベル会合に活用予定。

### ●海外の研究者との交流

- ・19年11月：援助機関の取組姿勢に関するクロズド・セミナー開催。（米国ブルッキングス研究所イースタリー研究員招聘）
- ・ASEAN戦略研究所グループとの共同研究を開始。（ASEAN統合における人間の安全保障の主流化に関する政策研究。本格的な研究活動は20年度以降）

## 2. 案件形成支援

### （1）案件形成支援の実績

機構は、政府の外交方針および援助方針等政策を踏まえつつ、現地ODAタスクフォースの活動を通じて、開発途上国の重点開発課題を的確に把握するとともに、課題解決に向けて策定したプログラムに沿って具体的な案件形成にかかる支援を実施しており、19年度は90カ国298のプログラムについて、プロジェクト形成調査等の案件形成支援事業を実施した（東南アジア52プログラム、その他のアジア52プログラム、大洋州10プログラム、中南米60プログラム、アフリカ87プログラム、中東32プログラム、欧州5プログラム）。この結果、これまでに196のプログラムにおいて具体的なプロジェクト案が作成されており、21年度の新規案件として検討される見込みである。

なお、18年度に実施した案件形成支援事業（88カ国325プログラム）を基に、19年度及び20年度要望調査において217のプログラムについて具体的なプロジェクトが要請され、厳しい予算状況の下151プログラムで採択がなされた。

19年度は、後述のとおり、ASEAN首脳会議のフォローアップ、ペルー太平洋岸地震にかかる復興支援等の政策上の必要性・緊急性に応じた案件形成を行ったほか、20年10月の改正機構法の施行を踏まえ、3つの援助手法の一体的運用を念頭においた案件形成支援に取り組んだ。

〈政策上の必要性・緊急性に応じた案件形成支援の具体例〉

### ●ASEAN海上保安（日・ASEAN首脳会議のフォローアップ）

19年11月の日・ASEAN首脳会議を受け、ASEAN地域における海上保安分野のプログラム形成調査を実施し、これまでASEAN各国で個別に行われていた海上保安分野の取組について、関係各国が連携、協力するメカニズムの構築を図るとともに、具体的な連携案件の形成支援を行った。結果として、「東南アジア海上安全・保安地域協力プログラム」（仮称）を策定すると共に、20年度実施案件としてインドネシアを拠点とする「海運安全性向上プロジェクト」が採択された。

### ●ペルー太平洋岸地震災害復興支援

19年8月に起きたペルー太平洋岸地震を受け、日本政府は、1,600万円相当の緊急援

助物資（テント、毛布、スリーピングマット）の供与に加え、130万ドル（約1億5,100万円）の緊急無償資金協力（仮設校舎建設、仮設トイレ、大型水タンクの購入に充当）を実施した。一連の政府の動きを受けて、機構は、緊急対応から復興への継ぎ目のない支援を目指し、翌9月に案件形成支援事業の枠組で災害復興支援ニーズ調査を実施した。本調査の結果に基づき、19年度案件として、上水道施設と学校再建を行う無償資金協力「ペルー太平洋岸地震災害復興支援」の事前調査及び開発調査（「耐震住宅による住宅復旧推進計画調査」）を実施することが決定した。

〈3つの援助手法の一体的実施を意識した案件形成支援の具体例〉

●ベトナム都市水環境管理

環境管理分野について、セクター分析を通じた開発課題のレビューやプログラム形成調査を実施し、円借款、技術協力プロジェクト、協力隊活動等を組み合わせたプログラム案をとりまとめた。その結果、本プログラムの下で、20年度に「全国水環境管理能力向上プロジェクト」、「ホーチミン市水環境管理能力強化プロジェクト」等を実施することが決定された。本プログラムでは、技術協力を通じた行政機関の能力向上と、現在実施中の円借款「ホーチミン市水環境改善事業（第一期、第二期）」等による排水・汚水処理施設の整備を連携させることで、ベトナムの公共用水域の水質改善及び汚染負荷の軽減という中長期的なアウトカムの発現を目指している。

## （2）案件形成支援事業における現地リソースの活用

19年度に案件形成支援事業を実施した298プログラムのうち、135のプログラムで現地コンサルタント及びNGO等の現地リソースを活用した（東南アジア19、その他のアジア22、大洋州0、中南米38、アフリカ44、中東7、欧州5）。（平成18年度は、325プログラム中132プログラムで活用（東南アジア17、その他のアジア19、大洋州4、中南米39、アフリカ40、中東7、欧州6）。

### 【現地リソースの活用例】

- ベトナム国保健医療機関の機能強化支援プログラムにおけるプロジェクト形成調査において、保健セクターの基礎情報収集及び分析を目的として、現地コンサルタントを活用した。
- モザンビーク国農村開発プログラムにおいて、現地NGOを活用し、基礎情報収集及び新規案件アイデアの意見交換を実施した。

## （3）企画調査員の配置の見直し

18年度は198プログラム（東南アジア44、その他のアジア34、大洋州10、中南米3

0、アフリカ57、中東21、欧州2)において、本邦から企画調査員を派遣していたが、19年度においては180プログラム(東南アジア32、その他のアジア27、大洋州8、中南米29、アフリカ58、中東25、欧州1)となった。この中で、アジア地域では、現地リソースの活用可能性も踏まえ、企画調査員を配置するプログラムを絞り込みつつ、第4回アフリカ開発会議(TICADIV)の開催も念頭に、アフリカ地域に企画調査員を重点的に配置することを基本方針として、戦略的な配置に努めた。

### 3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

#### 小項目 No. 23 予算、収支計画、資金計画

##### 【中期計画】

##### (1) 予算（人件費の見積を含む。）別表 1

運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

##### (2) 収支計画 別表 2

保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

##### (3) 資金計画 別表 3

融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。

国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。

##### 【年度計画】

##### 1. 予算（人件費の見積を含む。） 別表 1 (略)

##### 2. 収支計画 別表 2 (略)

土地・建物の効率的な活用を促進するよう中期計画で認可された重要財産の処分について検討を進めるとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

##### 3. 資金計画 別表 3 (略)

ア. 融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、債務緩和特別措置を実施し、新たな償還計画に基づき回収を行う。

イ. 国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層からの寄附金の受け入れに努めるとともに、機構内に運営委員会を設置し、透明性の確保を図る。また、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。

##### 【当年度における取組】

##### 1. 予算、収支計画、資金計画に関する実績

決算報告書：別表 1

損益計算書：別表 2

## 2. 保有資産の売却等、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行の実績

保有資産の売却については、中期計画において処分を計画している資産のうち、平成19年度は職員住宅3戸を売却した。

自己収入のうち雑収入については、別表1（決算報告書）のとおり、1,214百万円の収入があったが、そのうち予算編成時には見積もることのできない過年度経費の戻入等を除くと収入は1,016百万円であり、18年度比420百万円の増収となった。これは、保有施設の有効活用による施設利用収入の増加、不動産売却収入及び利息収入の増加等によるものである。

固定的経費については、光熱水料、通信運搬費、パソコン損料、公用車経費等を対象とし、その節減に取り組んでいる。19年度は、業務公電データベースシステム等の導入による電子化を進めたことにより、通信運搬費を18年度実績に比べ約85百万円節減したほか、パソコン損料についても、約9百万円節減した。

予算の効率的執行については、業務調整員等の処遇見直し、研修員受入に係る経費の削減、ボランティアの募集選考及び技術補完研修に係る経費の削減、人員の養成確保に係る経費の削減に取り組んだ。運営費交付金の残高は、6,899百万円となっており、その内訳は以下のとおりである。

次年度への繰越（契約済み又は計画済みで支払が翌年度になるもの）

	3,811百万円
前渡金	2,507百万円
その他不使用額	432百万円
たな卸し資産、前払費用、仮払金	149百万円

このうち、次年度への繰越額（3,811百万円）は、アフリカ開発への支援強化、アジア、中東、アフリカ等における平和の構築・定着の促進に係る協力等を行ったが、治安、相手国側機関の都合等、現地事情により、当初の計画に変更が生じたため、年度を跨いで契約せざるを得なかったことから、3,811百万円を次年度へ繰越すことになった。

19年度は、貸倒引当金戻入、開発投融資利息収入等の利益要因（19年度計932百万円）から、円高による外貨建貸付債権の評価損等に伴う外国為替差損（827百万円）等の損失要因（19年度計893百万円）を控除した額（39百万円）を当期総利益として計上した。

機構は、運営費交付金債務の費用進行基準による収益化を行っていることもあり、当該利益については独立行政法人通則法第44条第3項による積立金（独立行政法人の経営努力により生じた利益として主務大臣の承認を受け、剰余金の使途に充てることができる積立金）として申請を行っていない。

### 3. 融資事業における債権回収等の実績

特殊法人等整理合理化計画（13年2月）に基づき、開発投融資事業は14年度をもって廃止となり、14年度以降新規の融資承諾はない（債権の返済期限（最終）は43年度）。また、移住融資事業についても、17年度末をもって廃止となり、18年度以降の新規融資はない（返済期限（最終）は34年度）。

#### （1）開発投融資

貸付金元本及び利息の回収を実施した。

19年度は繰上げ償還等があったため、年度当初の計画額（1,485百万円）に比べ、58百万円増の1,543百万円の回収実績があった。

（単位：百万円）

	計画額	実績額	差額
元金	1,341	1,399	58
利息	144	144	0
合計	1,485	1,543	58

（注）端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

#### （2）移住関係

移住融資債権及び入植地割賦債権の元本及び利息等の回収を実施した。

19年度は繰上げ償還があったため、年度当初の計画額（547百万円）に比べ、57百万円増の603百万円の回収実績があった。

また、政府方針に基づき、19年度についてもドミニカ共和国分の融資債権の債務緩和特別措置（ドル建てからペソ建てへの変更等）に係る債務者との協議を継続し、34件の債務緩和を実施した。

アルゼンチン、パラグアイ及びボリビア共和国の債務者に対しては説明会の実施や債務者への個別訪問などにより、償還計画の見直しについて協議した。

（単位：百万円）

	計画額	実績額	差額
元金	458	487	29
うち融資	451	474	22
入植地	7	14	7
利息	89	116	28
うち融資	88	105	17
入植地	1	11	10
合計	547	604	57

（注）端数処理の関係で合計と一致しない場合がある



## **4. 寄附金の受入・管理・運用の実績**

### **(1) 世界の人びとのための J I C A 基金**

「世界の人びとのための J I C A 基金」は、国民に対して国際協力に参画する場を提供することにより、開発援助及び機構事業に対する理解と支持を得ることなどを目的として、19年4月からウェブサイトを通じた受入れを開始した。寄附金は、開発途上国における貧困削減や人々の生活改善に貢献する現地活動に充てることとして広く募集を行い、寄附者の関心（地域・分野）も踏まえつつ、有識者を交えて決定することとしている。

19年度には、8,612,826 円の寄附を受け入れ、20年度第1四半期において、当該寄附金配分を希望する活動の募集を予定している。

### **(2) 野口英世アフリカ賞基金**

「野口英世アフリカ賞基金」は、「野口英世アフリカ賞」（注）の副賞の原資に充てるため、本賞の趣旨に賛同する国民からの寄附金の募集することとなり、その管理・運営について内閣府からの委託を受けて機構が行い、19年度においては127,480,100 円の寄附を受け入れた。（本寄附は、20年5月に開催された第4回アフリカ開発会議（T I C A D I V）に際して、政府からの原資と併せ、受賞者に授与された。）

（注）「野口英世アフリカ賞」：感染症等の疾病対策の向上を目的として、アフリカにおける医学研究・医療活動分野の功績者を日本国政府が顕彰する目的で18年7月28日に創設が閣議決定されたもの。

## 別表 1

平成19年度 決算報告書  
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：百万円)

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	155,626	155,626	0	
受託収入	2,990	2,766	△224	注1
開発投融资貸付利息収入	149	144	△4	
入植地割賦利息収入	1	11	10	
移住投融资貸付金利息収入	88	105	17	
その他収入	420	1,214	794	注2
寄附金収入	20	1	△20	
雑収入	400	1,214	814	
施設整備資金より受入	1,616	1,041	△575	
計	160,889	160,907	19	
支出	0	0	0	
一般管理費	11,981	12,289	△307	
うち人件費	3,645	3,757	△112	注3
物件費	8,108	7,980	128	
統合準備経費	228	552	△323	注4
業務経費	144,282	143,590	692	注5
うち国・課題別事業計画関係費	4,906	4,819	87	
技術協力プロジェクト関係費	79,752	80,707	△955	
フォローアップ関係費	1,608	1,436	173	
無償資金協力関係費	4,518	3,864	653	
国民参加型協力関係費	26,117	25,694	423	
海外移住関係費	490	476	13	
災害援助等協力関係費	800	489	311	
人材養成確保関係費	3,283	3,161	121	
事業評価関係費	811	608	203	
事業附帯関係費	7,976	8,405	△429	
事業支援関係費	14,021	13,930	90	
施設整備費	1,616	1,041	575	注6
受託経費	2,990	2,560	429	注7
寄付金事業費	20	1	20	注8
計	160,889	159,480	1,409	

## 予算額と決算額の差異説明

注1 相手国政府との協議および治安悪化による案件実施の遅延等があったため。

注2 予算段階では見積もることのできない過年度経費の戻し入れ等があったため。

注3 早期退職者数が予算段階における見込み数を上回ったため。

注4 前中期目標期間の最終事業年度における積立金の一部を組織および業務の統合に関連した経費の財源に充当することを主務大臣により承認されたこと等による。

注5 相手国政府との協議および治安悪化による案件実施の遅延等があったため。  
なお、内訳の差額については、当初予定していた執行配分の見直しを行ったため。

注6 中部センター建替工事にかかる施工業者への支払いの一部が20年度にずれ込んだこと等による。

注7 相手国政府との協議および治安悪化による案件実施の遅延等があったため。

注8 寄附金による支援を行う対象事業の選定に時間を要するため。

## 別表 2

## 損 益 計 算 書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：百万円)

経常費用			
業務費			
国・課題別事業計画関係費	4,791		
技術協力プロジェクト関係費	79,713		
無償資金協力関係費	3,417		
国民参加型協力関係費	25,661		
海外移住関係費	476		
災害援助等協力関係費	522		
人材養成確保関係費	3,153		
フォローアップ関係費	1,438		
事業評価関係費	600		
事業附帯関係費	8,113		
事業支援関係費	13,844		
受託経費	2,560		
寄附金事業費	1		
減価償却費	546	144,835	
一般管理費		12,189	
財務費用			
支払利息	12		
外国為替差損	827	840	
雑損		36	
経常費用合計			157,900
経常収益			
運営費交付金収益		148,122	
受託収入		2,563	
開発投融資収入		140	
入植地事業収入		11	
移住投融資収入		97	
寄附金収益		1	
貸倒引当金戻入		678	
資産見返運営費交付金戻入		395	
資産見返補助金等戻入		20	
財務収益			
受取利息	263	263	
雑益		856	
経常収益合計			153,146
経常利益			△ 4,754
臨時損失			
固定資産除却損		6	
固定資産売却損		10	16
臨時利益			
固定資産売却益		1	
関係会社株式整理益		6	7
当期純利益			△ 4,764
前中期目標期間繰越積立金取崩額			4,803
当期総利益			39

## キャッシュ・フロー計算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：百万円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△ 138,767
	受託経費支出	△ 2,518
	人件費支出	△ 16,413
	その他の業務支出	△ 880
	運営費交付金収入	155,626
	受託事業収入	2,750
	貸付金利息収入	250
	入植地事業収入	25
	利息収入	11
	割賦元金	14
	施設利用収入	0
	寄附金収入	1
	その他の収入	1,649
	小計	1,721
	利息の受取額	259
	利息の支払額	△ 12
	国庫納付金の支払額	△ 652
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,316
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 1,555
	固定資産の売却による収入	58
	貸付けによる支出	0
	貸付金の回収による収入	1,854
	定期預金の払戻による収入	400
	譲渡性預金の払戻による収入	1,500
	関係会社清算による収入	49
	投資活動によるキャッシュ・フロー	2,306
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 283
	国庫納付金の支払額	△ 5,175
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,458
IV	資金に係る換算差額	△ 194
V	資金減少額	△ 2,030
VI	資金期首残高	5,192
VII	資金期末残高	3,162

## 4. 短期借入金の限度額

### 小項目 No. 24 短期借入金の限度額

#### 【中期計画】

390 億円

理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

#### 【年度計画】

390 億円

理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

#### 【当年度における取組】

短期借入金の実績はない。

## 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

### 小項目 No. 25 重要な財産の譲渡等の計画

#### 【中期計画】

ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、東京国際センター八王子別館の土地・建物、中部国際センター土地・建物、職員住宅の処分を計画

#### 【年度計画】

中期計画で認可された重要財産の譲渡等処分の準備を進める。

#### 【当年度における取組】

##### 1. ボリビア国農牧技術センター建物

ボリビア国農牧技術センター建物について、平成19年12月に本部から運営指導調査団を派遣し、日系農協（サンファン農牧総合協同組合、オキナワ農牧総合協同組合）が承継し、事業を継続する方向で、具体的な維持管理計画の策定に向けて協議を行った。実施中のプロジェクトが終了する21年度中に譲渡する方向で準備を進めている。

##### 2. パラグアイ国農業総合試験場土地・建物

パラグアイ国農業総合試験場土地・建物について、19年12月に本部から運営指導調査団を派遣し、日系農協中央会が承継し、事業を継続する方向で、具体的な維持管理計画の策定に向け協議を行った。実施中のプロジェクトが終了する21年度中に譲渡する方向で準備を進めている。

##### 3. 東京国際センター八王子別館の土地・建物

東京国際センター八王子別館の土地・建物の鑑定評価を行い、処分方針の検討を進めた。

##### 4. 中部国際センター土地・建物

中部国際センターの土地・建物について、建て替え工事の進捗をみつつ、処分に係る情報収集を行った。

##### 5. 職員住宅

職員住宅について、第2期中期目標期間中に30戸程度の処分を計画している。19年度中に職員住宅5戸の処分を決定し、売却手続きを進めた。うち3戸については売却済み。

## **6. 剰余金の使途**

### **小項目 No. 26 剰余金の使途**

#### **【中期計画】**

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

#### **【年度計画】**

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備、並びに改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

#### **【当年度における取組】**

独立行政法人通則法第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることのできる積立金の実績はない。

## 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 施設・設備に関する計画

#### 小項目 No. 27 施設・設備に関する計画

##### 【中期計画】

業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。

平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容	財源	予定額
中部国際センター建替え	施設整備資金	2,049
本部及び国内機関施設整備・改修	施設整備資金	4,304
計	施設整備資金	6,353

（注記）金額については見込みである。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

##### 【年度計画】

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施する。

平成19年度の施設・設備の整備に関する計画

施設・設備の内容	財源	予定額（単位：百万円）
中部国際センター建替え	施設整備資金	736
本部及び国内機関施設整備・改修	施設整備資金	880
計	施設整備資金	1,616

（注記）金額については見込みである。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、有償資金協力業務及び無償資金協力業務との統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

##### 【当年度における取組】

国内機関等の既存施設整備については、平成19年度の施設・設備改修計画に基づき、設計・施工監理、工事を行った。中部国際センター建替えについては、19年度は実施設計（積算、確認申請手続き、入札図書作成等）後に施工業者を選定し、19年12月に着工した（20年度中に完工見込み）。

執行額が予定額を下回ったのは、①一般競争入札による業者選定の結果、予定価格を下回り残額が生じたこと、②中部国際センター建替工事において施工業者2社が前金払を希望せず、19年度に予定していた支払いの一部が20年度の支払いとなったことによるものである。

なお、19年度は国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に関連した施設・設備の整備と



して、執務場所の一本化を予定している在外事務所の入居工事を追加実施した。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	執行額
中部国際センター建替え	736	515
本部及び国内機関施設整備・改修	880	518
在外事務所入居工事	0	8
計	1,616	1,041

## (2) 人事に関する計画

### 小項目 No. 28 人事に関する計画

#### 【中期計画】

##### (イ) 方針

効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、

- 的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。
- 業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向、専門家としての活用も含め、プロジェクトマネジメント能力の強化及び開発課題に関する知見の深化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、在外主導體制の定着に向け、組織としてのプログラム策定及び課題対応力の強化に資する職員研修を拡充する。

##### (ロ) 人員に係る指標

期末の常勤職員数を 1,326 人とする。

中期目標期間中の人件費総額見込み 65,159 百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び技術協力派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

#### 【年度計画】

- ア. 勤務成績の評価を年 2 回実施するとともに、人事評価者研修の継続、改善等に努め、人事評価の実施体制の定着を図る。
- イ. 管理職登用を中心とした昇格審査の継続、改善等に努めるとともに、在外強化の方向性を踏まえた人事ローテーションに基づき、適材適所の人員配置を行う。
- ウ. 各種階層別研修を引き続き実施し、その定着を図るとともに、在外事務所員の専門能力強化のための研修、国をみる能力強化のための研修等の専門研修の拡充、新設等により国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発を支援する。また、自己研鑽支援制度の拡充等を併せて検討する。

#### 【当年度における取組】

平成 19 年度は、勤務成績の評価結果を引続き賞与及び昇給に反映させた。職員へのアンケート調査では、職員の 7 割以上が現在の仕事にやりがいがあると感じ、8 割以上が援助事業に献身の気持ちと熱意を持って取り組んでいるとの結果が出ており、モチベーションは高く保たれている。また、職員を対象とした階層別研修については、各階層の職員に求められる要件を検証した上で研修テーマを整理し、内容を見直した。

新 JICA 発足に係る人事制度の一本化については、国際協力銀行（海外経済協力業務）との

調整を進める中で、21年度新卒採用者の採用手続きを一元化することとし、共同で準備を進めた。

## **1. 勤務成績の評価及び適材適所の人事配置の実施**

### **(1) 勤務成績の評価**

19年度についても、全職員を対象に勤務成績の評価を年2回実施し、その結果を賞与（6月、12月）及び昇給（7月）に反映した。また、階層毎に、評価制度の定着や的確な運用のための研修を以下のとおり行った。

- ・19年度新卒採用者及び経験者採用者に対し、評価制度、資格制度等人事制度に関する研修を実施した。また、3年次職員や中堅職員（新卒後8年次以降）に対する研修においても、人事制度の一層の理解を図るための講義を実施した。
- ・管理職に対しては、適正な評価の確実な実施の観点から、新任主査（チーム長昇任前）向けの評価者研修、出向・休職等により暫く評価者の立場で評価を行っていなかった管理職のための評価者研修を実施したほか、新任チーム長研修、中堅チーム長（グループ長への登用を控えたチーム長）研修、新任グループ長研修といった管理職を対象とした研修においても、人事評価に関する講義を行った。

これらの研修等の効果もあり、19年度に実施した職員へのアンケート調査では、約8割の職員が、評価制度について「理解している」と回答した。一方で、評価に際しての面接の内容、職員が取り組む課題・目標の設定等について適切であると回答した職員の割合は6割程度であることから、引続き職員の意識調査や研修等を通じて、人事評価制度が適切に実施・運用されるように促すこととする。併せて本アンケートでは、職員の7割以上が現在の仕事にやりがいがあると感じ、8割以上が援助事業に献身の気持ちと熱意を持って取り組んでいるという結果が出ており、モチベーションは高く保たれていることが確認された。

### **(2) 適材適所の人事配置**

人事配置について、階層毎に適材適所の配置に努めた。具体的には、若手職員は、在外強化の方向性を踏まえて作成したキャリアパスモデルに基づく人事配置、中堅職員は、地域や課題といった各々の専門分野の強みを活かしつつ多様な業務を経験し、基準人材（援助マネジメントのプロフェッショナル）に到達することを念頭に置いた人事配置、管理職は、各々の強みを活かしつつ組織貢献できるような人事配置に努めた。19年度に実施した職員へのアンケート調査では、89%の職員が現在の人事配置に「満足」又は「大いに満足」と回答しており、他方、「不満足」と回答した職員の割合は2%であった。

シニア人材に関しては、再任用制度に基づく再任用職員の募集及び選考を行った。

なお、子育てしやすい職場環境づくりを目指し、17年度に策定した「JICA行動計画（仕事と家庭（子育て）の両立に向けて）」の推進委員会を設置して進捗状況をモニタリングし、計画

が着実に実施されるよう取組を進めた。(なお、同計画は、17年度からの3カ年を目標期間とし、所期の目標を達成したところ、20年度は、各種取組の定着に向けた啓蒙・普及を中心とした1年間の活動計画を策定。)また、19年度は、13人の出産予定者に対して育児制度関連のオリエンテーション、育児懇談会等を開催し、子育てしやすい職場環境づくりの推進を図った。(19年度の育児休業取得者数は22人)

## **2. 職員の能力開発の機会の提供**

### **(1) 階層別研修**

階層別研修の拡充に向け、各階層の職員に求められる要件を検証し、研修テーマ・内容を整理した。19年度は、グループ長研修を新設するとともに、従来の指導職研修を主任研修及び副主任研修に細分化した。主任研修については管理職登用への準備、副主任研修については中堅職員としての意識付けを重視するなど、各々の階層に合わせて内容を見直した。また、管理職の組織マネジメント力の強化を目的とするスキル研修を新設した。(階層別研修全体では19コース(うち3コース新設)、受講者531人)

### **(2) 専門研修**

18年度に新設した在外事務所員研修について、受講者アンケートの結果、所員が担当する業務に関連する分野の主要課題及び課題アプローチに対する理解促進や関係者のネットワーク強化といった効果が確認されており、19年度も引続き実施した。具体的には、中米・カリブ(防災)、アフリカ(農業・農村開発)、アジア(インフラ・環境社会配慮)、アジア・大洋州(自然環境、環境管理)の4コースを実施し、在外事務所の職員46人が参加した。

また、職員のコアスキル強化のため、法務・経理・調達分野の研修を18年度に引続き実施した。また、「国を見る能力」の強化に関しては、国際協力専門員を講師とする中級研修を実施したほか、調査研究の成果に基づき作成した教材を活用して事務所員及び専門家向けの「国を見る視点」講義を実施した。

さらに、18年度にとりまとめた「改革の総仕上げに向けた具体的方策」では、職員等の専門性強化が課題の一つとされたことから、19年度は、プログラム化に関連する研修(P2M入門コース、PMC本格コース)を実施した。(専門研修全体では51コース、職員受講者数542名)

### **(3) 語学研修**

19年度は、従来の自己研鑽支援に加え、その拡充策の一環として、下半期から新たに各人のニーズに応じた個人研修(英語、9人)を導入した。(語学研修全体では19コース、受講者数171人)

以上のほか、職員の専門家、企画調査員、国際機関職員としての派遣等、実務を通じた能力開発の機会を提供した。

### **3. 職員数及び人件費の実績**

19年度末の常勤職員数は1,326人となった。

また、19年度の人件費は、予算額13,773,906千円に対し、支出実績額13,197,434千円であった。

### (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（法第15条第1項及び法附則第4条第1項）

#### 小項目 No. 29 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い

##### 【中期計画】

(イ) 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充てることとする。

(ロ) 前期中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

##### 【年度計画】

ア. 前期中期目標期間中の繰越積立金は、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当する。

イ. 前期中期目標期間中に回収した債権又は資金は、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充当する。

##### 【当年度における取組】

前期中期目標期間の最終事業年度における積立金及び前期中期目標期間中に回収した債権及び資金について、法令等に基づき、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した支出の財源に充当するものとして、平成19年6月に承認を受けた。19年度は、新JICA発足に伴うシステム統合経費等に係る費用として188百万円を支出した。

#### 1. 積立金の使途

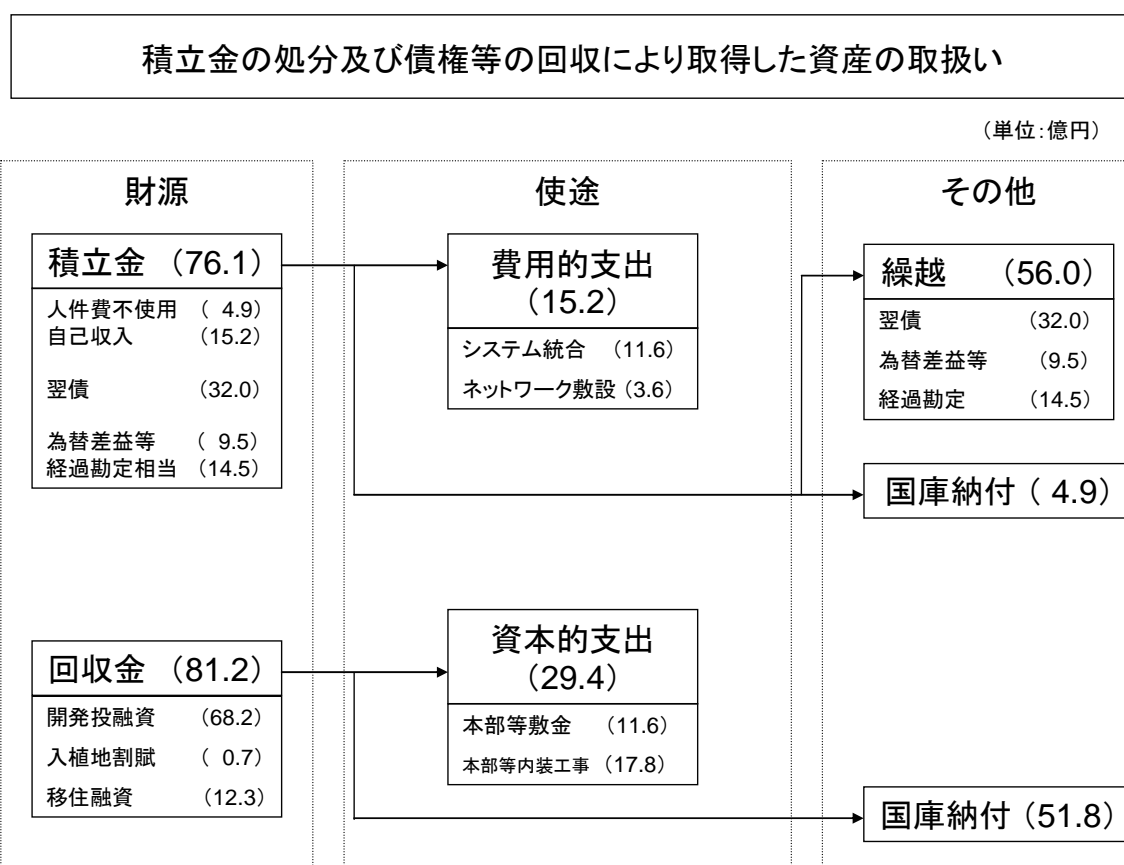
前期中期目標期間の最終事業年度における積立金（7,613百万円）のうち、7,123百万円について、独立行政法人通則法第44条第1項及び第5項、独立行政法人国際協力機構法第15条、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第5条、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第15条に基づき、外務省独立行政法人評価委員会の意見聴取の上、19年6月に主務大臣より承認された。承認額のうち、1,520百万円は改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した経費（費用的支出）の財源に充当し、5,603百万円は18年度予算で契約した業務の未支出分等、やむを得ない事由により前期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することとしている。なお、前期中期目標期間の最終事業年度における積立金から承認額を差し引いた残額（490百万円）は19年7月に国庫納付した。

19年度は、承認額のうち180百万円を新JICA発足に伴うシステム等統合経費及びネットワーク敷設経費の財源に充当した。残額は、20年度以降におけるシステム等統合経費及びネットワーク敷設経費に係る費用に充てる予定。

## 2. 前中期目標期間中に回収した債権又は資金の用途

前中期目標期間中に回収した債権又は資金（8,116百万円）のうち、2,941百万円について、独立行政法人国際協力機構法附則第4条、独立行政法人国際協力機構法施行令第2条及び第3条並びに独立行政法人国際協力機構中期計画（7.（3）積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項）に基づき、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した施設整備等の資本的支出の財源に充当するものとして、19年6月に主務大臣より承認された。なお、前中期目標期間中に回収した債権又は資金から承認額を差し引いた残額（5,175百万円）は19年7月に国庫納付した。

19年度は、承認額2,941百万円のうち8百万円を在外事務所の統合に係る入居工事費の財源に充当した。残額は、20年度以降における本部事務所等敷金及び内装工事に係る費用に充てる予定。



(注)四捨五入の関係上、合計は一致しない。

## (4) その他中期目標を達成するために必要な事項

### 小項目 No. 30 監査の充実

#### 【中期計画】

##### (イ) 監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

#### 【年度計画】

会計監査人による外部監査に加え、内部監査については在外における業務の実施状況等を中心として監査の充実を図る。

#### 【当年度における取組】

会計監査人による監査、内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示・再発防止への注意喚起を行うとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有し、組織全体としてフォローアップを行った。また、コンプライアンスに関する職員の基礎知識習得を目的としたコンプライアンスセミナーを開催した。

### 1. 会計監査人による監査

平成18事業年度の財務諸表について、会計監査人（新日本監査法人）による監査を受け、19年6月29日に外務大臣から承認を受けた。19事業年度については期中監査を19年10月から20年3月までの間に、本部においては毎月実施し、国内機関及び在外事務所については以下のとおり実施した（なお、19事業年度の財務諸表についての本部期末監査は20年6月から2週間実施。）。

3 国内機関 : JICA九州、JICA北陸、JICA東京（20年4月実施）

6 在外事務所 : ホンジュラス事務所、アルゼンチン事務所、マレーシア事務所、  
インドネシア事務所、マラウイ事務所、南アフリカ事務所

会計監査人からは、現金と帳簿の照合を毎日行うべきといった軽微な指導を除き、特段の指摘はなく、これらの指導については、いずれも速やかに是正するとともに、今後、同様の指導を受けることがないよう機構内で注意喚起した。

### 2. 内部監査

18年度の内部監査の結果については、19年3月に理事長に報告するとともに、19年7月に報告書を本部、国内機関及び在外機関に配布した。また、その概要について、ホームページで公開した。

19年度は、以下の本部、国内機関及び在外機関（プロジェクト等の協力活動現場を含む。）を対象として、監査室が業務・会計監査を行い、関係部署に対してその改善を指示した。監査結果は、20年3月に理事長に報告するとともに、その内容についてとりまとめた報告書を作成中。



「独立行政法人整理合理化計画」の策定も踏まえ、20年1月に「随意契約に係る内部監査チェック要領」（執務参考資料）を作成した。また、内部統制の強化の観点から、19年10月に会計監査人と監査室の間で意見交換を実施した。監査室から、内部監査の実施体制や実施状況について説明し、会計監査人からも有意義であるとのコメントがあった。

本 部：総務部、人事部、経理部、調達部他（18部局）

国内機関：JICA地球ひろば、JICA横浜、JICA中部、JICA北陸（4機関）

在外機関：ベトナム事務所、バングラデシュ事務所、フィジー事務所、サモア駐在員、ドミニカ共和国事務所、グアテマラ駐在員、パナマ駐在員、エジプト事務所、モロッコ事務所、エチオピア事務所、ナイジェリア事務所、ニジェール事務所（12機関11プロジェクト）

また、特定テーマを対象とした監査として、情報セキュリティ監査（本部4部局、国内2機関）及び環境マネジメント（ISO）に係る内部環境監査（本部全部局及び国内全機関）を実施した。

さらに、コンプライアンスに関する職員の基礎知識習得を目的としたコンプライアンスセミナー（法務チーム主催）を20年3月に実施し、本部職員31人が参加した。（4月には国内機関職員向けセミナーをテレビ会議システムを利用して開催した（参加者62人）。

## 小項目 No. 31 各年度の業績評価

### 【中期計画】

#### (ロ) 各年度の業績評価

各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。

### 【年度計画】

年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めて内部で評価を行い、その結果を以降の業務運営に反映させる。

### 【当年度における取組】

平成19年度は、引続き内部評価体制（業績評価委員会及び外部検討委員）を活用し、18年度及び第1期中期目標期間の業務実績報告のとりまとめと自己評価を行った。評価結果については、フォローアップを実施し、的確に業務運営に反映させた。

## 1. 評価結果の業務運営への反映

19年度は、18年度及び第1期中期目標期間の業務実績報告のとりまとめと自己評価を行うとともに、評価結果についてはフォローアップを実施した。

業績評価の所管部署（業績評価チーム）が、機構の業務実績のモニタリング（年2回）を実施した上で、総務担当理事を長とする「業績評価委員会」が業績報告、自己評価等について審議を行い、理事会に報告した。また、自己評価の客観性の担保と質の向上を図るため、外部有識者3名を外部検討委員として委嘱し、18年度及び第1期中期目標期間の業績報告、19年度の業績監理等についてその意見を反映するとともに、第2期中期計画に定める国内拠点の利用状況等及び随意契約の妥当性にかかる第三者による検証の試行を行った。外務省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の18年度及び第1期中期目標期間の評価結果については、フォローアップを実施し、的確に業務運営に反映させた。

また、19年度は、第2期中期目標期間の初年度として、外務省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘、独法整理合理化計画等も踏まえつつ、機構内で調整の上、第2期中期計画の評価項目及び評価指標案を作成するとともに、19年度業務実績のモニタリング、とりまとめを行った。

## 2. 部局毎の業務運営への反映

中期計画に基づく年度計画の達成を各部局の業務運営及び人事評価と連動させるため、「部署別年間業務計画」を引き続き作成した。本部・国内機関・在外事務所の全計画を担当理事が確認し、本部分については理事会に報告した。また、年2回の人事評価において、部署別計画の達成状況を基に、部門長の業績が評価に反映された。

19年度は、関係部局と調整し、第2期中期計画の達成に向けて組織横断的に取り組む課題を整理した上で、20年度部署別年間業務計画に的確に反映させるよう指示を行った。

### **3. 機構内部での周知**

業績評価制度や評価結果に関する職員の理解・認識向上を図るため、19年9月に「業績評価セミナー」を開催し、329人が参加した（本部向け2回、国内機関向け1回、在外事務所向け3回の計6回）。なお、国内機関及び在外事務所については、テレビ会議システムを利用して実施した。アンケートでは、回答者のほぼ全員から「有意義だった」との回答が得られた。また、業績評価に関連する資料及び最新情報を掲載するグループウェア上の業績評価データベースを随時更新し、関係者の理解と評価結果の活用を図った。

## 〈資料編〉

### 1. 国別・課題別の取組

#### (1) 国別の取組

19年度に実施した国別のプロジェクトの概況は以下のとおり。(プロジェクト件数は技術協力プロジェクト、開発調査及び無償資金協力基本設計調査の合計数。)

##### ①東南アジア地域

###### ア. インドネシア

- (ア) 「民間主導の持続的な成長」実現のための支援：24件
- (イ) 「民主的で公正な社会造り」のための支援：31件
- (ウ) 「平和と安定」のための支援：17件
- (エ) その他：9件

###### イ. マレーシア

- (ア) 経済連携協定：12件
- (イ) 環境保全：3件
- (ウ) 社会福祉：1件
- (エ) 南南協力：1件
- (オ) 非伝統的安全保障：5件

###### ウ. フィリピン

- (ア) 雇用機会の創出に向けた持続的成長：18件
- (イ) 貧困削減：13件
- (ウ) ミンダナオにおける平和と安定への支援：17件

###### エ. タイ

- (ア) 持続的成長のための競争力強化：15件
- (イ) 社会の成熟化に伴う問題への対応：6件
- (ウ) 人間の安全保障：1件
- (エ) 地域協力：12件

###### オ. ミャンマー

- (ア) 人道支援：14件
- (イ) 民主化・経済構造改革支援：3件

###### カ. ベトナム

- (ア) 成長促進：18件
- (イ) 生活・社会面での改善：26件
- (ウ) 制度整備：2件
- (エ) その他：1件

###### キ. ラオス

- (ア) 基礎教育の充実：2件
- (イ) 保健医療サービス改善：5件
- (ウ) 農村地域開発及び持続的森林資源の活用：6件
- (エ) 社会経済インフラ整備及び既存インフラの有効活用：5件
- (オ) 民間セクター強化に向けた制度構築及び人材育成：4件
- (カ) 行政能力の向上及び制度構築：4件

###### ク. カンボジア

- (ア) グッド・ガバナンスの推進：11件
- (イ) 経済・産業振興：9件
- (ウ) 農業・農村開発：7件
- (エ) 社会セクター開発：7件

## ②東アジア地域

### ア. 中華人民共和国

- (ア) 環境問題など地球規模の問題に対処するための協力：15件
- (イ) 改革・開放支援：9件
- (ウ) 相互理解の促進：1件

### イ. モンゴル

- (ア) 市場経済を担う制度整備・人材育成：6件
- (イ) 地方開発：2件
- (ウ) 環境保全：4件
- (エ) 経済活動促進のためのインフラ整備：2件

## ③南西アジア地域

### ア. バングラデシュ

- (ア) 経済成長（民間セクター開発、運輸、電力、農業・農村開発）：6件
- (イ) 社会開発と人間の安全保障（教育、保健、環境、災害対策等）：4件
- (ウ) ガバナンス：1件
- (エ) その他  
サイクロン災害に対するファスト・トラック適用による緊急・復興支援を実施した。

### イ. インド

- (ア) 経済開発・インフラ整備：4件
- (イ) 貧困対策（保健医療・農村開発）：6件
- (ウ) 環境対策：3件

### ウ. ネパール

- (ア) 社会分野：4件
- (イ) 農業開発：2件
- (ウ) 経済基盤整備：3件
- (エ) 環境保全  
集団研修及びボランティア派遣を行った。
- (オ) 紛争後の復興と紛争要因の排除  
国別研修及びプロジェクト形成支援を行った。
- (カ) その他：1件

### エ. パキスタン

- (ア) 人間の安全保障の確保と人間開発（保健・衛生・教育）：4件
- (イ) 健全な市場経済の発達（水資源・灌漑、農業、経済基盤・経済発展）：7件
- (ウ) 分野横断的イシュー（ジェンダー、環境、ガバナンス）：3件
- (エ) バランスの取れた地域社会・経済の発展：1件
- (オ) その他：1件

### オ. スリランカ

- (ア) 平和の定着と復興支援：3件
- (イ) 中長期開発ビジョン援助計画（経済基盤整備、外貨獲得能力向上に対する支援、貧困対策）：14件
- (ウ) 津波災害復興：4件

## ④中米・カリブ地域

### ア. ホンジュラス

- (ア) 基礎教育：1件
- (イ) 保健医療及び水：4件
- (ウ) 農村部地域開発：2件
- (エ) 競争力強化  
課題別研修を実施した

- (オ) 市民安全  
フォローアップ協力をを行った。
- (カ) 防災：1件

イ. メキシコ

- (ア) 人間の安全保障の向上と貧困削減：7件
- (イ) 産業開発と地域振興：1件
- (ウ) 地球環境問題及び水の衛生と供給：7件

**⑤南米地域**

ア. ボリビア

- (ア) 社会開発：13件
- (イ) 生産向上：6件
- (ウ) 制度・ガバナンス：1件

イ. ブラジル

- (ア) 環境保全：3件
- (イ) 格差是正のための地域振興・社会開発：3件
- (ウ) J B P P (日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム)：11件

ウ. パラグアイ

- (ア) 貧困対策：6件
- (イ) 持続的経済開発：9件
- (ウ) ガバナンス：1件

**⑥アフリカ地域**

ア. ガーナ

- (ア) 地方農村部の活性化：10件
- (イ) 産業育成：7件
- (ウ) 行政能力の向上・制度整備：1件

イ. ケニア

- (ア) 人材育成：4件
- (イ) 農業開発：4件
- (ウ) 環境保全：5件
- (エ) 保健・医療：4件
- (オ) 経済インフラ整備：6件

ウ. マラウイ

- (ア) 食糧安全保障：3件
- (イ) 人的資本開発：3件
- (ウ) 持続的経済開発：3件

エ. タンザニア

- (ア) 農業・零細企業の振興：4件
- (イ) 人口、エイズ及び子供の健康問題への対応：4件
- (ウ) 基礎教育支援  
在外技術研修、集団研修を行った。
- (エ) 都市部における基礎インフラ整備等による生活環境改善：8件
- (オ) 貧困削減のための行財政能力強化：3件

オ. ザンビア

- (ア) 農村開発を中心とする貧困対策への支援：4件
- (イ) 費用対効果の高い保健医療サービスの充実：6件
- (ウ) 貧困削減のための経済成長に資する産業開発：7件

(エ) 自立発展に向けた人材育成・制度構築：3件

(オ) 地域相互協力の促進

分野横断的課題であるため、上記（ア）～（エ）中に本課題との共通案件が含まれる。

カ. セネガル

(ア) 基礎生活の向上（水供給、教育・人的資源開発、保健医療）：4件

(イ) 環境（砂漠化防止）：2件

(ウ) 経済成長を通じた貧困削減（農水産業、インフラ）：4件

キ. エチオピア

(ア) 農業・農村開発：4件

(イ) 水資源開発：5件

(ウ) 社会経済インフラ：1件

(エ) 教育：3件

(オ) 保健：2件

## ⑦中東地域

ア. アフガニスタン

(ア) 地方農村総合開発（農業・農村開発）：4件

(イ) 中長期的開発のためのキャパシティディベロップメント（教育、保健医療、運輸交通、水資源、ジェンダー、ANDS（国家開発戦略）支援）：12件

イ. エジプト

(ア) 持続的成長と雇用創出の実現：7件

(イ) 貧困削減と生活の質の向上：7件

(ウ) 地域安定化の促進：11件

ウ. シリア

(ア) 経済・社会システムの近代化：2件

(イ) 水資源管理と効率的な利用：2件

(ウ) 社会サービスの拡充：2件

(エ) 環境保全：2件

## (2) 開発課題別の取組

19年度に実施した開発課題別のプロジェクトの概況と質の向上のための取組は以下のとおり。(プロジェクト件数は技術協力プロジェクト、開発調査及び無償資金協力基本設計調査の合計数。)

### ①ガバナンス

ア. ガバナンス分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 行政基盤：35件
- (イ) 法と司法：9件
- (ウ) 公共安全：5件
- (エ) 統計：2件
- (オ) 民主的制度：4件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 課題別指針については、「統計」分野を策定するとともに、「法制度整備」分野の草案を作成した。
- (イ) ガバナンス分野に係るナレッジサイトの内容の充実を図った。
- (ウ) 法整備支援分野に係る国内委員会の役割を案件の特性・段階別に見直した。また、カンボジアにおける法制度整備支援及び法曹養成のプロジェクト期間の終了に際し、弁護士育成プロジェクトと組み合わせてプログラム化し、その上で新たなプロジェクトを立ち上げた。

### ②平和構築支援

ア. 平和構築支援については、社会資本の復興に対する支援(社会基盤整備)、経済活動の復興に対する支援(経済基盤整備)、政府の統治機能の回復に対する支援(ガバナンス)、治安強化に資する支援(治安回復)に加え、社会的弱者にも目を向けた支援を実施した。具体的には、紛争の影響を大きく受けているスリランカの北部及び東部を対象とした「トリンコマリー県住民参加型農業農村復興開発計画プロジェクト」、「コミュニティ・アプローチによるマナー県復旧・復興計画プロジェクト」(社会基盤整備)、フィリピン・ミンダナオ地域を対象とした「ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興支援調査」(経済基盤整備)、カンボジア「法制度整備プロジェクト」、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」、「カンボジア弁護士会司法支援プロジェクト」(ガバナンス)、エリトリア「除隊兵士の社会復帰のための基礎訓練プロジェクト」、ルワンダ「障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト」(治安回復)、コロンビア「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化」、ボスニア・ヘルツェゴビナ「スレブレニツァにおけるコミュニティ開発を通じた信頼醸成プロジェクト」(社会的弱者支援)等を実施した。

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 3カ国(コロンビア、フィリピン(ミンダナオ地域)、コンゴ民主共和国)における平和構築アセスメント(Peace-building Needs and Impact Assessment; PNA)の実施を通じ、PNAマニュアルの改訂を行い、各復興支援事業において紛争予防配慮を行った。
- (イ) コンゴ民主共和国、ブルンジ、スーダン等で、現地の国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)と情報交換し、当該国における協力方針や個別案件の計画に反映した。

### ③ジェンダーと開発

ア. ジェンダーと開発の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) ジェンダー平等政策・制度支援案件：4件
- (イ) 女性を主な裨益対象とする案件：23件
- (ウ) ジェンダー活動統合案件：109件

イ. 協力事業の質の向上を目的として、以下の各種会合を開催した。

- (ア) 課題別支援委員会 2回
- (イ) 分野課題タスク会合 3回
- (ウ) ジェンダー担当者会議 5回(本部2回、国内機関1回、在外事務所2回)

### ④情報通信技術

ア. 情報通信技術分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) IT政策策定能力の向上：4件
- (イ) IT人材の育成：8件
- (ウ) 通信基盤の整備：1件



- (エ) 各分野へのIT活用による効率・効果の向上：3件
- (オ) IT活用による援助における効率・効果の向上  
遠隔講義・セミナーの実施やマルチメディア教材の作成を中心とする遠隔技術協力を実施した。

(カ) 放送分野：3件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 19年7月に第1回情報通信分野課題別支援委員会を開催し、課題タスクフォースの活動状況、プロジェクト研究（アフリカ情報通信協力方針）及び調査研究（電子政府）の成果等を報告した。
- (イ) 国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）との間で、情報通信分野に係る情報交換を行った。

## ⑤運輸交通

ア. 運輸交通分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 運輸交通インフラ整備：42件

(イ) 運輸交通セクターでのキャパシティ・ディベロップメント支援：34件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) インドネシアにおける民間主導の経済成長促進プログラムに係る関係者間協議を実施し、その策定を支援するとともに、ASEAN地域プログラムの航空管制の次世代化、海上保安及びクロスボーダー交通の案件形成及び実施を促進した。また、パキスタン地震災害緊急復旧復興支援の一環として、地すべりセミナーを開催し、地すべり写真判読や土質解析に係る技術移転を行った。
- (イ) 第3回運輸交通分野課題別支援委員会を開催し、運輸交通課題タスクフォースの活動状況及びプロジェクト研究の成果について報告した。

## ⑥都市開発・地域開発

ア. 都市開発・地域開発分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 都市の持続的成長：10件

(イ) 都市内貧困削減：3件

(ウ) 都市開発セクターでのキャパシティ・ディベロップメント支援：9件

(エ) 都市基本情報整備：10件

(オ) 地域間格差の是正：11件

(カ) 地方自治体におけるキャパシティ・ディベロップメント支援：14件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 19年12月に課題別支援委員会を開催し、有償資金協力を含む課題別指針の見直しの準備を行った。
- (イ) 都市・地域開発分野で実施中又は終了した案件の実施計画書等をナレッジサイトに掲載した。また、今後、当該分野に係る研修用教材として活用すべく、文献調査、有識者へのヒアリング等を通じて、日本の経験に関する基本情報整備に着手した。

## ⑦教育

ア. 教育分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 基礎教育：58件

(イ) 高等教育：9件

(ウ) 産業技術教育・職業訓練：14件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 高等教育及び産業技術教育・職業訓練分野の重点地域に係る方針案を作成した。
- (イ) 以下のプロジェクト研究を行い、経験・知見の体系化を図るとともに、教育分野に係るナレッジサイトのコンテンツの充実を図った。
  - 「ボトムアップの学校運営改善・教育強化アプローチの有効性と課題」
  - 「中等理数科学力調査統計分析」
  - 「産業技術教育・職業訓練案件に係る評価の枠組み」
  - 「高等教育機関および学部設置に係る考察」
  - 「科学技術分野に係るJICAの協力アプローチについて」
- (ウ) 以下の公開シンポジウム・セミナーを実施するとともに、Education for All, Fast Track Initiative, Association for Development of Education in Africa等の国際会議への参加を通じて、援助協調における機構の協力の位置づけや重要性について発信した。
  - 「ネットワークの可能性：グローバル社会における科学技術と高等教育支援」

「E F A達成に向けた日本の取り組み」

「米村でんじろう先生が見たアフリカ理数科教育の世界&青年海外協力隊OB／OGとの座談会」

## ⑧社会保障

ア. 社会保障分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 社会保険・社会福祉：6件

(イ) 障害者支援：12件

(ウ) 労働・雇用：5件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 福岡市が主催するアジア高齢社会研究センター構想検討委員会に参画し、機構の取組を発信するとともに、高齢者福祉に関する日本の経験の整理及びアジア地域への支援に係る提言のとりまとめに協力した。

(イ) 「アジア太平洋障害者支援プロジェクト」に係る公開セミナーを開催した。また、「障害者支援の援助効果に関する考察」に関する調査研究を開始した。

(ウ) 労働安全衛生分野の効果的アプローチに関する考え方をとりまとめ、ナレッジサイトで公開した。

(エ) 各種国際会議（厚生労働省、日本障害者リハビリテーション協会、世界保健機関（WHO）、国際移住機関（IOM）等）において、機構の社会保障分野の取組について発信するとともに、他機関の取組について情報収集を行った。また、JICA-WHO連携の枠組に係る合意文書を締結した。

## ⑨保健医療

ア. 保健医療分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 保健システム開発・復興：36件

(イ) リプロダクティブヘルス・母子保健：31件

(ウ) 保健人材育成：28件

(エ) 感染症対策：44件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 「保健医療分野におけるプロジェクト形成の手引き(案)」を作成し、各種研修で活用した。

(イ) キャパシティ・ディベロップメントを構成する3要素(制度作り、組織作り、人作り)に係る包括的な取組を、一つのプロジェクトにおいて同時に展開する協力を行った。具体例として、アフガニスタン国リプロダクティブヘルスプロジェクト及び結核対策プロジェクトにおいて、国家政策策定支援、公衆衛生省の組織作り(リプロダクティブヘルス部の創設、国家結核プログラム業務内容及びスタッフ体制の整備等)及び保健医療関係者の研修を通じた人造りの取組を実施中。

(ウ) 機構の保健協力に関する展示、講演会や、世界保健機関（WHO）及び財団法人家族計画国際協力財団（JOICFP）との連携による母子保健セミナー等を開催した。また、保健分野の国際協力に関する新聞記事（朝日小学生新聞）の企画に参画した（19年度4回掲載）。

(エ) 保健システム強化に関する世界保健機関（WHO）の動向及びそれを踏まえた機構の実践と知見を、公開セミナー、国際会議等を通じ広く発信した。また、機構の保健分野に係る技術協力の強みや成功例について、シャーガス病対策国際会議、国際結核肺疾患連合総会等を通じて、広く発信した。

(オ) 開発途上国の保健財政(資金確保・供給機能)を強化するための技術協力のあり方について調査研究を行うとともに、垂直的資金(特定疾病対策を目的とする国際基金(The Global Fund to Fight AIDs等))、水平的資金(セクター・バスケット・ファンド(被援助国政府の一般財政に投入される各援助国・機関からの資金援助)等)及び財団、大学等民間部門との効果的な連携のあり方に係る調査研究を行った。

## ⑩自然環境保全

ア. 自然環境保全分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 自然資源の持続的利用：28件

(イ) 生物多様性の高い地域の生態系保全：14件

(ウ) 荒廃地の植生回復：4件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 「自然環境保全」分野の課題別指針案を作成した。

(イ) 「プロジェクトデザインの留意事項」(執務参考資料)を作成した。また、自然環境保全分野の有用リンク集、各種勉強会の資料、課題別研修情報等をナレッジサイトに掲載し、コンテンツの充

実を図った。

- (ウ) 自然環境保全タスクフォースのメールマガジンを月1回発行し、注目されている話題、プロジェクトの紹介、ナレッジサイト内の優良コンテンツの紹介等、自然環境保全分野の有用情報の発信に努めた。
- (エ) 参加型自然環境保全・生計向上に関連する案件の事例分析を行い、報告書を作成するとともに、その成果を国際会議及び公開セミナーにおいて発信した。
- (オ) 環境教育に関するテキスト教材（日・英・スペイン語）及びマルチメディア教材（スペイン語）を作成するとともに、公開セミナーを開催した。

### ⑪環境管理

ア. 環境管理分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 大気環境（含む地球温暖化対策）：12件
- (イ) 水環境：17件
- (ウ) 廃棄物管理（含む循環型社会形成推進）：19件
- (エ) その他環境管理：9件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 環境管理分野（大気、水）の課題別指針を作成した。
- (イ) 環境管理分野（廃棄物管理）の課題別指針の草案を作成した。
- (ウ) ナレッジサイトに63件の情報を追加し、計117コンテンツとした。
- (エ) 環境管理分野のセミナー・勉強会を計38回開催した。

### ⑫水資源

ア. 水資源（防災を含む）分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 安全な水の安定した供給：46件
- (イ) 総合的な水管理の推進：10件
- (ウ) 防災対策の強化：36件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 中東地域の水資源指針（案）及び防災に関する課題別指針を作成した。
- (イ) 調査研究「水資源ボランティア調査」及び「アジアにおける水分野協力事例研究」を実施し、報告書を取りまとめた。
- (ウ) ソロモン諸島地震津波災害、ペルー地震災害及びバングラデシュサイクロン災害について、緊急ニーズ調査を実施した。
- (エ) 国連持続可能な開発委員会（19年4月、米国）、アジア防災会議（19年6月、カザフスタン）、カリブ地域防災会議（19年12月、バルバドス）、国際復興フォーラム（20年1月、神戸）、太平洋島嶼国に関する防災ワークショップ（20年3月、神戸）等の国際会議に出席し、事業紹介等を行った。

### ⑬貧困削減

ア. 貧困削減分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 貧困削減に対する体制整備：11件
- (イ) 貧困層の収入の維持・向上：16件
- (ウ) 貧困層の基礎的生活の確保：13件
- (エ) 外的脅威の軽減：3件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) ナレッジサイトの各種コンテンツへのアクセスを改善するため、サイトマップを作成するとともに、「国際的宣言」、「グアテマラ先住民地域におけるマイクロファイナンス活用事例」等のコンテンツを追加した。
- (イ) 参加型地域社会開発研修、貧困削減案件の事例紹介、有識者セミナー等を通じ、職員の理解促進及び情報共有を図った。また、ニュースレターを発刊し、貧困削減に係る情報共有・発信を促進した。
- (ウ) 貧困削減分野の課題別指針の改訂案を作成した。

### ⑭農業開発・農村開発

ア. 農業・農村分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 政策立案・実施能力の向上：22件

- (イ) 持続可能な農業生産：５７件
  - (ウ) 安定した食料供給：１０件
  - (エ) 活力ある農村の振興：２５件
- イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
- (ア) 農業開発・農村開発の地域別指針として、「中南米における農業・農村開発協力方針（案）」を作成した。また、バイオ燃料分野に係る情報収集、分析を行い、同分野への協力に係る基本的な考え方を整理した。
  - (イ) 農業・農村開発分野に係る「途上国における有用技術及び大学との連携可能性検討調査」を実施し、日本の大学が開発した又は開発中の途上国に適用可能な有用技術のうち、特に適用性が高いと考えられる技術に関する実証試験を行った。また、「サブサハラ・アフリカにおける我が国灌漑稲作協力のインパクト調査」を実施し、タンザニア国ローア・モシ地域、ケニア国ムエア地域、ナイジェリア国ローア・アナンブラ地域を中心としたサブサハラ・アフリカにおけるわが国の灌漑稲作協力（有償資金協力、無償資金協力を含む）のレビューを行った。
  - (ウ) 灌漑分野における協力事例をレビューし、代表的な協力事例、教訓等を含む職員向け執務参考資料を作成した。また、「明るい農村開発ニュースレター」を発刊し、農業・農村開発及び水産分野課題に係る情報共有を図った。
  - (エ) 技術協力プロジェクト及び開発調査の全案件に、担当の課題アドバイザーを配置し、案件形成及びモニタリングの強化を図った。また、農業・農村開発分野課題に係る職員の技術力向上を目的として、灌漑、畜産等のサブセクターに係る部内研修及び国内現場視察を行った。

#### ⑩水産開発

- ア．水産分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。
- (ア) 活力ある漁村の振興：１３件
  - (イ) 安定した食料供給（水産資源の有効利用）：１８件
  - (ウ) 水産資源の保全管理：１０件
- イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
- (ア) 水産分野の課題別指針及び西アフリカ地域の水産協力方針の骨子案を作成した。
  - (イ) 水産分野課題に係る職員の技術力向上を目的として、部内研修及び国内現場視察を行った。

#### ⑪経済政策

- ア．経済政策については、以下のとおりプロジェクトを実施した。
- (ア) 適切なマクロ経済運営の基盤整備：７件
  - (イ) 財政システムの強化・安定：１５件
  - (ウ) 金融システムの強化・安定：５件
- イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
- (ア) 公共財政管理勉強会の活動を継続し、当該分野における協力のあり方について、より実践的な観点から検討を行った。
  - (イ) 財政分野のこれまでの協力活動を収集、分析して教訓を抽出し、各種案件資料と併せてナレッジサイトに公開した。
  - (ウ) 財務省、金融庁、日本銀行等の関係機関と情報共有及び意見交換を実施した。

#### ⑫民間セクター開発

- ア．民間セクター開発分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。
- (ア) 中小企業振興：１３件
  - (イ) 貿易・投資促進：１３件
  - (ウ) 産業基盤整備：１１件
  - (エ) 産業技術向上：１２件
  - (オ) 観光：７件
  - (カ) 地場産業の振興：４件
- イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
- (ア) 貿易・投資促進プロジェクトの効果的実施を図るため、専門家、調査団員の人材確保に関し、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）と定期的な情報交換を行った。また、インドネシア向け案件形成検討会を実施した。
  - (イ) 観光分野の課題別指針について、過去の観光案件の課題を整理し、開発課題体系図を作成した。
  - (ウ) 地場産業振興プロジェクトの効果的実施を図るため、一村一品運動に関し、経済産業省、独立

行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、財団法人海外技術者研修協会（AOTS）等との連携を強化するとともに情報共有を行った。

(エ) 経済協力開発機構－アフリカ開発のための新パートナーシップ（OECD－NEPAD）投資イニシアティブの円卓会議、OECD「開発のための投資」フォーラム等において、機構の取組について報告するとともに、アフリカにおける投資・貿易促進のための協力のあり方について他の援助国・機関と意見交換を行った。また、アフリカ諸国向け民間セクター開発分野の案件形成に係る要望調査セミナーを、在外事務所職員を対象に実施した。

(オ) 民間セクター開発分野の勉強会資料をナレッジサイトに掲載し、ナレッジサイトの充実を図った。

## ⑩資源・エネルギー

ア. 資源・エネルギー分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 電力・エネルギー：31件

(イ) 省エネルギー：5件

(ウ) 資源・鉱業振興：11件

イ. 協力事業の質を向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 省エネルギー分野における案件形成支援のため、引続きアジアを中心としたエネルギー消費大国の省エネの現状につき情報収集を行うとともに、インドネシア、ベトナム、スリランカ等で具体的な案件形成を行った。

(イ) 電力・エネルギー分野において、円借款との連携案件（バングラデシュ火力発電、スリランカ水力発電、ブータン地方電化、ベトナム電力）の発掘・形成支援、実施に努めた。また、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）に向けてアフリカ地域の電力案件（ウガンダ、ケニア、タンザニア、ザンビア、シエラレオネ）の発掘・形成支援、実施に努めた。「アジア電力フォーラム」、「エネルギー政策」等、新規に課題別研修を立上げ、電力・エネルギー行政官、日本の電力関係者と案件発掘・形成支援、実施のための意見交換を行った。

(ウ) わが国の資源外交の動きを踏まえ、マダガスカル、カンボジア等で案件形成を行った。また、民間との連携を意識し、本邦及び第三国での民間企業を対象とした投資セミナーに積極的に参加した。

## 2. 独立行政法人国際協力機構の概要

### (1) 業務内容

#### (ア) 目的

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。（独立行政法人国際協力機構法 第三条）

#### (イ) 業務の範囲

- 一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。
  - イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。
  - ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。
  - ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。
  - ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。
  - ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。
- 二 条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力（資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。）の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。
  - イ 次に掲げる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。
    - (1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力のための施設（船舶を含む。以下この号において同じ。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。以下この号において同じ。）を目的として行われる無償資金協力
    - (2) 条約その他の国際約束に基づく技術協력에密接な関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われる無償資金協力
    - (3) 条約その他の国際約束に基づく技術協력에密接な関連性を有するものとして外務大臣が指定する無償資金協力
  - ロ イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。
- 三 国民、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該

開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

- イ 開発途上地域の住民と一体となって行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
- ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。
- ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であって外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。

- (1) 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修
- (2) 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣
- (3) 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与

ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

- イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。
- ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。
- ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

五 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

六 第一号、第三号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること
- 二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。

（独立行政法人国際協力機構法 第十三条）

## （2）事務所の所在地

〒151-8558 東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズタワー6～13 階

Tel : (03) 5352-5311～5314（受付台）、Fax : (03) 5352-5032・5150（総務部）

### (3) 資本金の額

83,333百万円（平成20年3月31日現在）

### (4) 役員 の 状 況

平成20年3月31日現在の役員の情報以下の表のとおり。

No	役職名	氏名	就任日	前職
1	理事長	緒方 貞子	H15. 10. 1	国連難民高等弁務官
2	副理事長	大島 賢三	H19. 10. 1	国連日本政府代表部大使
3	理事	黒木 雅文	H18. 5. 8	駐インドネシア日本大使館公使
4	理事	金子 節志	H17. 4. 1	国際協力機構人事部長
5	理事	上田 善久	H17. 6. 7	米州開発銀行理事
6	理事	松本 有幸	H18. 1. 26	農林水産省関東農政局長
7	理事	橋本 栄治	H19. 10. 1	国際協力機構理事長室長
8	理事	永塚 誠一	H19. 10. 1	経済産業省通商政策局通商交渉官
9	監事	船渡 享向	H17. 12. 16	会計検査院第5局長
10	監事	金丸 守正	H19. 10. 1	国際協力機構人事部長

### (5) 職員 の 状 況

常勤職員数：1,326人（平成20年3月31日現在）

### (6) 設 立 の 根 拠 と なる 法 律

独立行政法人国際協力機構法（平成14年12月6日法律第136号）

### (7) 主 務 大 臣

外務大臣

### (8) 沿 革

- 1962年 海外技術協力事業団が設立され、政府の技術協力事業が一元的に実施される基盤が整備された。
- 1963年 海外移住事業団が設立され、移住者の送出国と移住先における支援を一貫して行う体制が整備された。
- 1974年 海外技術協力事業団、海外移住事業団及び（財）海外農業開発財団の業務、並びに（財）海外貿易開発協会の業務の一部が統合され、国際協力事業団（JICA）が発足した。発足当初の業務内容は、技術協力、青年海外協力隊派遣、開発投融資、海外移住、援助人材の養成及び確保であった。
- 1978年 業務内容に無償資金協力の実施促進事業が追加された。
- 1984年 業務内容に青年招へい事業が追加された。

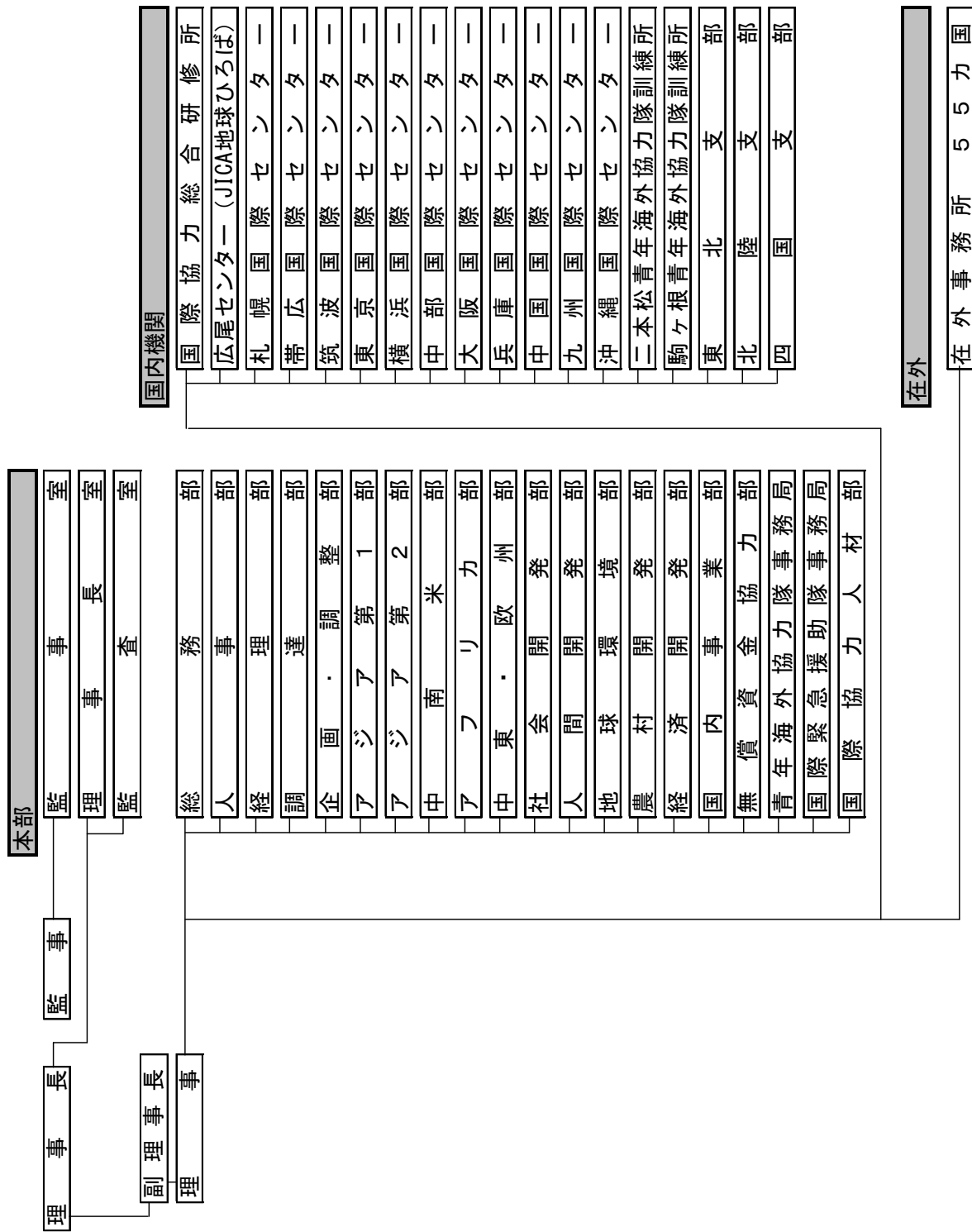


- 1987年 業務内容に災害援助等協力事業が追加された。
- 1988年 業務内容に援助効率促進事業が追加された。
- 1990年 業務内容にシニアボランティア派遣業務が追加された。
- 2001年 特殊法人等整理合理化計画により、国際協力事業団は独立行政法人とすることが決定された。また、開発投融资事業は廃止すること（平成15年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う）、海外移住事業については入植地事業及び移住者送出業務を廃止すること、並びに融資事業は段階的に整理し平成17年度末に廃止すること、が決定された。
- 2003年10月 独立行政法人国際協力機構が発足した。

## **(9) 組織図**

次頁のとおり。

独立行政法人国際協力機構 組織図（平成20年3月）



独立行政法人国際協力機構 組織図別紙 在外の体制 (平成20年3月)

事務所 (55カ国) 地域支援事務所 (6地域)

アジア地域

インドネシア事務所
ベトナム事務所
ウズベキスタン事務所
カンボジア事務所
スリランカ事務所
タイ事務所 (アジア地域支援)
中華人民共和国事務所
ネパール事務所
パキスタン事務所
バンダラデシヤ事務所
フィリピン事務所
マレーシア事務所
ミャンマー事務所
モンゴル事務所
ラオス事務所
東チモール事務所
キルギス共和国事務所

大洋州地域

パプアニューギニア事務所
フィジー事務所 (大洋州地域支援)

北中米・カリブ地域

アメリカ合衆国事務所
アルゼンチン事務所
ドミニカ共和国事務所
ブラジル事務所
ペルー事務所
ボリビア事務所
ホンジュラス事務所
エルサルバドル事務所
メキシコ事務所 (中米・カリブ地域支援)

アフリカ地域

エチオピア事務所
ガーナ事務所
ケニア事務所 (東南部アフリカ地域支援)
ザンビア事務所
セネガル事務所 (中西部アフリカ地域支援)
タンザニア事務所
ナイジェリア事務所
マラウイ事務所
南アフリカ共和国事務所 (アフリカ地域支援)
マダガスカル事務所
モザンビーク事務所
ニジェール事務所
ウガンダ事務所
ブルキナファソ事務所

中東地域

アフガニスタン事務所
エジプト事務所
サウジアラビア事務所
ヨルダン事務所
シリア事務所
チュニジア事務所
トルコ事務所
パレスチナ事務所
モロッコ事務所

欧州地域

欧州事務所
ハルクアン事務所